

第三十八回 参議院通信委員会會議録第三十一号

昭和三十六年六月六日(火曜日)
午前十一時二十二分開会

委員の異動

本日委員植竹春彦君辞任につき、その補欠として小柳牧衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 新谷寅三郎君
手島 榮君
松平 勇雄君
野上 元君

委員

植竹 春彦君
大谷 賢雄君
黒川 武雄君
小柳 牧衛君
柴田 榮君
寺尾 豊君
野田 俊作君
谷村 貞治君
久保 等君
鈴木 強君
光村 甚助君
森中 守義君
山田 節男君
奥 むめお君

國務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政事務次官 森山 欽司君
郵政大臣官房長 荒巻伊勢雄君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
会専門員

説明員

日本電信電話公社総裁 大橋 八郎君
日本電信電話公社副総裁 横田 信夫君
日本電信電話公社技師長 米沢 滋君
日本電信電話公社職員局長 本多 元吉君
日本電信電話公社営業局長 大泉 周蔵君
日本電信電話公社施設局長 平山 温君
日本電信電話公社経理局長 山本 英也君

本日の会議に付した案件
○公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木恭一君) ただいまより開会いたします。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続いて、御質疑のある方はどうぞ順次御発言願います。

○山田節男君 今回の公衆電気通信法の一部改正によりまして、電電公社の電話料金の、料金体系の一種の革命的な合理化を行なうというこの法案であります。まず総括的な質問を總裁

と、それから郵政大臣にお伺いしたいと思うのです。

まず第一に、今回の料金体系の合理化と申しますか、これにつきましまして、過般電信電話料金調査会の答申に基づいて、この法案を作られたように了解するのでありますが、従来、電電公社が扱っておる電話並びに電信――電話はこれは幸いにしてお申しますか、当局の非常に熱心な合理的な計画が着々進められまして、収入の点においても相当増大しておる。しかし他方、電信は年々赤字を重ねておるとい

う状況である。従って電電公社として、電信電話の料金業務を扱う、いわゆる独占企業体としましては、ことに赤字続きである電信料金というものと電話料金というものは、これはやはり別個の収入の道でありますから、これは、ことに郵政大臣として、電信電話料金調査会の答申案を見ましても、当然電信料金の体系の合理化と同時に電信の料金も合理化すべきでないか。申すまでもなく、こういう公衆通信の料金というものは、あくまで公正妥当でなければいけない、いわゆるジャスト・アンド・リーゾナブルでなければならぬ、これが原則なんです。しかるところ、今回の法案を出されたところを見ますと、肝心な公共企業体である電電公社の収入源としまして、電信の料金というものについて何ら触れられていない、答申書にはあるけれども、法案には現われていない、そのい

きさつはどういういきさつがあるのか。大体、先ほど申しましたように、公社の企業体としての不健全な収入源である電信料金を、なぜこれに対して法律改正のときに考慮しなかったのか、これをまず第一にお伺いしたい。

○國務大臣(小倉義昭君) 答申には両方出ておると思いますが、これを私ども取り上げる際に、料金の調整と申しますか、合理化の案を立てるのを両方あつたのであります。これは一つの事業体で二つ以上の収入がある場合、どれもこれもがベイスするやうな合理的な、今おっしゃったリーゾナブルな料金に直すことが望ましいのであります。たとえば日本放送協会につきましても、ラジオの方は少し赤字が出ておる。その方では少しテレビジョンの方で相当な収入があつて、これを吸収し得るという状態で、過般もあのやうな収支決算の御承認をいただきまして、電電公社の場合につきましても、電報料金は合理化する必要があるので。これは字数の問題とか、いろいろなのがありまして、もう少し私どもとしては検討した方がよいのじゃないか。しばらくの間は電話料金の方でこれはまかない得るというやうな見地から、相当長い期間にわたって準備をしなければならぬ。公衆電気通信法の改正まず一本やりにこの際は御審議を願つて、いずれさらに検討を加えた上、電報料金の方は処置をしたい、こ

ういう考えでありまして、なお詳細は總裁からお答えをさせていただきます。

ます。

○説明員(大橋八郎君) ただいまの御質問に対してお答えいたします。このたびの料金の合理化につきましましては、むろん電信電話両方の合理化をはかるべきものと考へてゐるのであります。が、また、その趣旨に基づいて調査会におきましても、電信についても一応の案が出ておつたのであります。ただ、この電信の案につきましましては、調査の途中におきましても、いまだ少く

あるいはこの赤字を根本的に埋め得ないまでも、相当程度までいさしく赤字を解消するとか、何らかの方策を同時に考へたらどうかというやうな意見もむろんあつたのであります。しかし、そこまでやりますためには、相当研究を重ねなければ、なかなか結論に達し得ないということが明らかになりましたので、とりあえず、当面の合理化ということである程度の案が出たのであります。いよいよ政府の方でこれを取り上げになる場合に、さらに考慮された結果が、この際は電話だけでいい、電信についてはさらに掘り下げて、いさしく根本的な問題までも研究した上でやるというやうな、政策的な見地から電話だけを取り上げるといふことになつた次第と了解いたしております。

○山田節男君 これは大橋總裁は、経営委員長として電電公社の創立以来、電電公社の最高方針については、議決

機関の責任者としての要職におられたわけですから、従って、二十八年の電電公社が第一次五カ年計画——これは国会は二回も電話の早急な増設をやれという決議を出している手前から、公社としては発足と同時に電話の拡充計画をやるといふことは、これは絶対的な使命でありましたけれども、幸か不幸か、国際的に共通の現象である電信収入、電報の収入減というものは、これは国際的な現象であります。従って電電公社として、電信と電話の独占企業体として、この二つの大きな国民に対する電気通信業務の提供という奉仕的な使命から考えまして、電話の拡充計画、これはもとより根本的な改革をやる、国民の要望にこたえるということが、これは当然でありましたけれども、アメリカのように電話事業と電信事業と別個な企業体になっていないところにおきましては、これはもう電電公社としたらば、電話と同時に電信に対する合理化、これに対するサービスの利便を促進するというようなことは、これは当然の義務でなくちゃならない。従って、第一次の五カ年計画、なるほど電信に関するいろいろなプランも立てておられまして、自來今日まですでに八カ年経過しておるわけでありまして、そのずっと経過を見ますと、電報に関する限り、これはいろいろ電報の中継等の機械化、ある程度の合理化が行なわれていることは、事実上認められますけれども、しかしこれは当然いろいろ要員の問題もありました。あるいは電話と電信業務との交錯した部分もありました。そういう点から見ると、とにかく電信業務は、これはやはり電話の利益を受け入れられないもの

の、あるいは緊急を用するもの、電信としてのサービスは、これは特殊の使命を持つておるのであります。過去八年間の電報業務の収支の面から見ても、電話に比べて非常に発達が遅々としたテンポであるように私は思わざるを得ないのです。そこで今回幸いに電話の料金体系を近代化しなくちゃならない、これは私は了承するわけです。同時に、この電信業務というものの誠意が足りないと言つては語弊があるかも知れませんが、これは語弊があるかも知れませんが、もう少し創意工夫をこらされていかねければならぬのじゃないかと思うのです。こういう点は、今郵政大臣がおっしゃったように、NHKにおけるラジオとテレビジョン経済、かつてはこれを分離させたのであります。ラジオの経済とテレビの経済を分離させた。ところが、これもやはり五カ年計画という名をかりまして、一昨年から、ラジオとテレビの料金を一本化して、彼此相融通というこれは立場をとっておる。これでいいか悪いかというところは、これは今日のようにラジオが減退しテレビが伸びておるといふ実情から見ますれば、今度はラジオの受信者がテレビの犠牲になるのじゃなくて、テレビの聴視者がラジオの犠牲者になるのだ、こういうような現状になってきているわけですから、そういういたしますと、私はこの電電公社の電信電話、両業務の独占企業体という点から考えますと、どうも今回の合理化、料金体系を合理化すること、なお各般の合理化運動としまし

て、電信業務というものを、それでは第二次五カ年計画のあとに残りました今後二カ年間に置きまして、この異常な電話の拡張計画に対して、どの程度の電信に対する業務の開発といひますか、発展と申しますか、そういうプランをお持ちになつておるのか。これは抽象的でもよろしうございますから、一つお知らせ願ひたいと思います。それから、この電信電話料金調査会におきます答申は、具体的に電信料を十円五字にして、従来十字であつたものを十五字にして、最低限度を十五字にして七十円、これは数年前アメリカのウェスタン・ユニオンにおきまして同じようなやり方、最低の文字数を伸ばしまして、料金をそれより実質上上げておるといふことでありますが、そういうやり方を依然としてやっておるわけですね。で、これを、今大臣の御答弁であります、いわゆる池田内閣における所得倍増計画に伴う物価の上昇、しかも諸般の公共料金の引き上げ、これにいわゆる唱和するような誤解を受けてはいかぬという建前から、特に電信料金の問題について差し控えられておるのかどうか。そのことは先ほど申し上げましたように、あくまで電気通信の業務の対象というものは公正妥当でなければいかぬ。今日の諸般の物価から見ますれば、かりにこの答申案にありましますと、十円の値上げによつて五字をふやして、十五字を最低限度にする、これは必ずしも妥当でないと言へないと思つておるのです。その間に政治的配慮をお持ちになつてこつていう片手落ちな料金体系の合理化をあえて今回お出しになつたのか、これを一つ大

臣の考えをお伺ひしたい。
○國務大臣(小倉義雄君) 今お尋ねの第一点の電信、電報関係の計画につきましては、總裁からお答えを申し上げておきます。
第二点の答申案において、最低限十字を十五字にして、ある程度の今の単一位料金が上がるという政策につきまして私も検討を加えましたのですが、今所得倍増といひますと、電信、電報の需要は相当ふえ、そこで今十字を單位にするがいか、十五字を單位にするがいかというふうなことに、ついて、実情等のもつと詳しい調査が必要であるのではないかと、いづれにも実はいろいろ出ましまして、いづれにも実はなかなか到達点が見られなかつた。さうに、大橋總裁の言われたように、根本的にもつと実情について検討を加えようというふうなことで、今回は見送つたような次第であります。しかし、政策的に今、十字がたとえ十五字になつても、最小限の文字を利用される利用者は値上げということになりましますから、これが公共料金の値上げの一つとなつて、この際いろいろな問題を起すから差し控えようというふうな根拠からだけではございませぬので、今申し上げたように、基本的にもつと検討を加えて、実需関係を調べる必要があるのではないかと、こういう見地から今回は見送つたのでございまして、単に値上がりムードを避けるという立場からだけではございませぬ。第一点については總裁からお答えいたします。
○説明員(大橋八郎君) 電信事業の合理化という問題は、おそらく明治時代、逓信省の所管に属しておつた時

代から当局の頭を悩ましておつた問題であると考えます。これはまず世界的にどの国でも電信事業というものは赤字というものが、ほとんど世界の各国の実情のようであります。アメリカだけ特に会社事業として相当の改革をやつて、今日では赤字でなくなつておるようであります。これが唯一のほとんどの例外と申していいかと思つておる。そこで一方から見ますと、電報の領域というものは、だんだん電話の拡張によつて狭められるといひます。か、そういう状態にありますので、自然一方からいへば、電報の赤字というものは、幾らか電話の拡張の犠牲になつたような形とも言われるわけがあります。といひて、電信事業というものをほんとうに黒字にするためには、電信のサービスというものを相当ひどく落とすか、あるいは料金を相当程度高めなければ、なかなか電信事業だけで赤字を消すというところはよほど困難なことのように今日までは考えられるのであります。先年も電電公社の中に、特に電信事業について相当専門に人をかけて、一応の案を作つたことがあるようにございまして、そのときでも、全然これの赤字を消すという案は出なかつた。ただ今日のようにひどい赤字を出すといふことはいかにもおかしな感じがするといふことで、ある程度まで赤字を出して、それを電話で補うといふことは、これはどうもやむを得ないのではないかと。ただ今のようになままだ、一つ電報を打つと、収入の倍も経費がかかるというふうな一現存の状態はどうであらうかといふことで、まあある程度赤字を消すという程度の案が出たようであります。しか

し、いよいよこれを実行に移すということにつきましても、まだいろいろ議論があつて、結局これが実行されずにあるというのが実情であります。このたびの合理化の際も同様の考慮があつたのでございすが、さりとて、電報料金をひどく上げるといふことも、私どもとしては、これは一般の電信利用者のためにいかであらうか、どちらかと申せば、電報というものは、電話を使うよりも、むしろ電話の利用のできないような人が使う部分が多いのでありますから、できるなら安い料金である程度の奉仕をするという考え方がやはり相当に根強く横たわつておるわけでございます。従いまして、今後電報料金の合理化をさらに私ども研究を進めまして、どの程度の一体料金を定めたいかといふことを何とかしてこれをきめなければいかぬという考え方を持っております。

なお、第三次の拡充計画の場合に、電報についてどういふ考えを持ていかるといふお尋ねもあつたようであります。これは公社になりましたから以來、電報につきましてもある程度の改良といふものについて考慮いたしておりました、これは山田先生も御承知と思いますが、電報の中継機械化の問題が取り上げられて、今日は着々進行中でございます。ここ三年中にはほぼ中継機械化が完成することにならうかと考へるものでありますが、この中継機械化の完成といふこと、それから御承知の加入電信の制度といふものが取り入れられて、この方の需要が相当公衆から歓迎を受けておりますので、今後の拡充計画には加入電信拡充という方面に相当力を注がなければ

いかぬ、かように考えております。それといふ一つは、専用電信というものの利用、この方は利用者にとりましても、また経営者である電報公社としても、専用線を利用していただくということが双方にこれは利益であるといふ考えで、この方もできるだけ今後の拡充計画については考えていかなければならぬ、かように考えておる次第であります。

○山田節男君 これはまあ、はなはだ口幅つたいことを言うようにお感じになるかも知れませんが、先ほど申し上げましたように、日本では電信電話、両方を単一の独占企業体でやる、これがいいか悪いかといふことは、これは私は企業的に見ますと相当問題があると思う。アメリカ方式に電報業務と電信業務を別個にした方がいいとか、しかし世界の趨勢から見ますと、御承知のように電信電話といふものは、ことに國營の諸國におきましては、これは両方やつておる。ですから、そういう建前をとるにいたしまして、電信業務といふことにつきましても、ここに非常に私は口幅つたいことにはなるかも知れませんが、御承知のように非常に科学技術が進んで参りまして、特に電子工学、科学が進んで参りまして、アメリカの例を見ますと、今日、今日の電信業務といふのは非常に多岐多端にわたつてゐる。御承知のようにウエスタン・ユニオンといふものは一九五六年に、先ほど申し上げましたように、料金の体系、料金を約一割五分上げています。しかし、この一九五九年、六〇年で電信業務のウエスタン・ユニオンの収入がふえた原因はどこにあるかといふことを、おおよそ

この資料によつて調べてみまするといふと、電信業務といふものは非常に多岐多端にわたる業務になつてきた。たとえば今日、アメリカのウエスタン・ユニオンの電信収入の中で、電報の次にくるものは何であるかといへば、いわゆるワイヤファックス、テレファックス、加入電信、ことにワイヤファックスといふものが非常に一種のマシン・マムで、いろいろなレポート、それから普通の手紙、こういったような従来の郵便業務を代行するかのときも、今日ワイヤファックスでもって非常にこれが広範に利用されつゝある。その収入源が非常に幾何級数的にふえていく感じがする。ですから、今日やはり電報公社としても見ますと、加入電信料金は三十四年、三十五年を見ますと、大体七億前後の収入が得られて、加入者が二千五百くらいにふえた。これはかなり非常な進歩をしていくわけでありまして、しかし電信業務は、先ほど申し上げましたように、科学技術が進歩して、ことに電子工学を電信業務に利用するといふことになりまして、電話とは別個な、しかも確實で正確なサービスができる、こういう点の開發が、私は電報公社としては、電報業務といふものはなるほどどうか知らないものだ、こういう先入観があるために、こういうものに対する新しい産業としての開發が、研究はなされてないといふのは申し上げられぬけれども、事業体としてこれが表面に現れていないといふことですね。これはやはり電報公社の企業形態あるいは國民の電氣通信の役務に対する要請にたいするといふことになれば、当然私はこの点について率先して開發をされる。そう

すれば電信業務の赤字といふものは黒字になり得るといふ、アメリカがよくその例を示しておるわけでありまして、その数字におきましてですね、そういう点に対する企画といふものが今日現われていないのです。これは技術關係の方もおられるかも知れませんが、總裁、副總裁として、あるいは経営調査室長として、電信業務に対する今日の先入観といふものが非常に私に災いしておるのじゃないかといふように考えますが、この点についてのお考えはどうですか。

○説明員(大橋八郎君) ただいま御指摘のように、電信に対する努力が足りないといふこと、これは一方に電話に對する需要が非常に強くて、また、それに対する対策に忙殺された傾きもありませんので、あるいは外部からごらんになるといふことが電信に對する熱意が電話ほどでなかつたといふこと、御指摘を受けるのもそれは無理からぬことだと考えます。私ももととして、できる限り御指摘のような電信に對する将来の拡充についてもむろん考えたいと考えます。

ただ、ちよつとついでに申し上げておきますが、電報の赤字の一番大きな原因は配達面のことだと考えます。この配達面をばなはだしく規制するといふことになりましたれば、相当これは節約になるかも知れません。しかし、これをひどく制限いたしますと、一般公衆の利便、電報に對する利便といふものが非常に制限せられることになりまして、その点が今後一番実は頭を悩ましてゐる点でございます。もちろん、ただいま御指摘のいろいろな新しい電信サービスについての研究なり拡

充といふものは、むろん私もこれは今後考えます。同時に赤字対策としては、その点もむろん考へてしるべきだと考えますが、同時に電報の配達といふことですね、これをどうも現在ではいなかの土地で一日に二通、三通出るか出ないかといふ所も、やはりいつでも配達のできるようになかまに人を使つておくといふようなことなども、赤字に對する大きな理由になつておりますので、この点が私どもとしては一番実は頭を悩ましてゐる点でございます。

○山田節男君 これは電話料金の計画の合理化に関連しての質問で、私はこれをいつまでもやろうとは思いませんが、資料によりまして、電信料全般の収入支出から見ますと、三十四年、三十五年ともやうばり百三十億円の赤字になつてゐるわけですね。なるほど、郵便事業と同じように、電報事業の実態を見ますと、人件費が郵便事業で大体七五、六%ないしは八〇%、これは各国も大体同じやうでございますが、電報におきましてもやはりそういうことは、たとえばアメリカのウエスタン・ユニオンの例も、かつてはそういうことをいわれたわけなんです。しかし、それを——なるほど僻地の地はこれは自転車かスクーターで行かなくちゃならない。しかし今申し上げましたように、ワイヤファックスとかテレファックスといふもので非常に安直に、しかも容易にこういうサービスを受けられるような施設をすれば、そういう加入者がふえる。それからワイヤファックス、これはもう電報よりもっと早く、しかも正確であり、しかも長文のものを安くできる、

こういうものが普及したことによる収入増というものは、一方における宿命である電報業務の人員費をカバーしてなお黒字を生ずる。こういう一つの経営の比重を変えることによって黒字を出し得ているというウエスタン・ユニオンの業績を見ましても、観念的あるいは実際に、大橋総裁がおっしゃるような計画はわかるのですが、先ほど申しましたように、新しいものを、電報業務の応用面をもっと安くおやりになる、これは大体始めまして三年としたいと思いますけれども、すでに二千五百という電信加入です。しかも、アメリカの状態を見れば、日本の今日の経済成長率から見れば、少なくとも万をもつて数えなければならぬ。ここらあたりで、加入電信に対するPR、あるいはまた実際に料金が日本は高いのです。そういう点をかなりお考えになれば、電報の比重に対して、そういう方面の新しい電報業務のサービスをやることによって、その収入源が電報面の赤字をカバーするというのが、アメリカの少なくとも過去六年の業績が、そういう趨勢をたどってきているのですから、そういう面を特に考えれば、日本の今日の技術水準をもつてすればできないことはないと思うのです。また、国民が当然この電気通信の業務に対しての能率向上ということを期待しておるのですから、少々高くても早ければいいというのが今日の大半の要求ではないかと思う。こういう点に、一つの電報業務の新しい部面の開発ということによって、宿命と思われておった赤字財政を克服し得るということ、私はしろうとですけれども、少なくとも筋として、そういうことを

アメリカの例によりまして考え得るのです。ですから、この点は十分御研究になっておるだろうと思えますけれども、今回こういう法案を出しにされておられますけれども、片手落ちというわけではありせんけれども、そういう面も同時に開発して、電話だけに全知全能を傾けるべきではないのでありますから、この点は、私望にのりまされども、これは所管の郵政大臣なり、ことに電報公社の最高首脳部は、私から申せば、電報業務は赤字の宿命であるという、そういうジントスという要望を付して、一つ電報公社にお願い申し上げておきます。

○説明員(大橋八郎君) たいま御指摘の点は、十分考えまして、今後の改正改良をはかっていきたいと考えております。

○山田郎男君 ところで、今回の料金の改定、合理化の問題について、若干の御質問を申し上げたいと思うのであります。昭和二十八年に公社発足早々立てられたこの第一次五年計画というものは、電話の急速なる増加、これは国会の要請もありまして、電話の個数をふやすということに対しての重点主義を持たれている、これは当然のことだと思ふのです。第二次五年計画が三十三年度に組まれたときに、本委員会において私が重ねて申し上げたことは、積滞数が非常に宿命的に多いのでありますから、まず今日の第一次五年計画ももちろんであります。第二次五年計画においても、積滞数をいかにしてなくするかと、すなわち、電話がはしければいつでもつけられるという状態に持ってい

く、この用途を何年に置くか、第二次五年計画を立てましたときに、いわゆる第四次五年計画の終わる昭和四十七年度においては、電話がほしいといえはきつと引けるという用途を一応定めておやりになっているわけですね。これを私も承して、第二次五年計画というものを本委員会においても承認したわけです。しかるところ、ずつとこれは異常な経済成長率ということもございますけれども、今日依然として、むしろかさんでいるのは、いわゆる潜在と顕在も合わせますというものがコンスタントにあるわけですね。その壁というものはどうしても破れないですね。そこに私は、当時の郵政大臣、どなたでありましたか、植竹氏であったか、寺尾氏であったか、平井氏であったか、私よく記憶いたしません。少なくともこれは郵政大臣として、第二次五年計画以降におきましては、いわゆるこの積滞数をなくするということのために、一種の基本的計画といえますか、マスター・プランというものを持って、そして、ことに日本のような大都市におきましては、非常に都市がフラットに発達しますから、まず郊外地域に、どういふに電話を架設するのだということの、いわゆる開発を先にやるということとをできる限りやらしていく。そうして、もちろん、家が建てば、すぐ計画的に電話の架設ができるというようにすべきじゃないか。それについては、必ずマスター・プランを持て、そして十五年間のマスター・プランを持ちまして、そして五年間に修正してもいいし、第一次五年計画においても、年

度年度において違いますから、初年度におきまして新しいファクターが現われた場合に、第二年度においては既定の計画を削るなりふやすなりしていいのですから、そういうような取り締まりを持つマスター・プランを持つべきだと、それがためには、やはり郵政省としまして、財政投融資等もかなり寛大にこれに融通することによって、電報公社の今日までの悪循環を切るようにしなければならぬということ、私は当時の総裁、副総裁に申し上げて、郵政大臣もこのことに対する御約束があったわけです。

ところが、こうして第二次五年計画を、三年度におきましてやはり拡大計画をやっておられますけれども、このプランを見ますと、一体悪循環がいつ切れるか、昭和四十七年度で切れ得るかどうかということ、これは私しろとだけけれども、非常に不安を持つような状況でありまして、今回のこの料金改定の近代化されるということは、これはまことにいいことであると言ふけれども、これは過去のこと、言うようでありまして、第二次の五年計画で、少なくとも自動即時化というものを五〇％達成すれば、料金の改定を合理的にやるということは、収入源からいたしまして当然のことなことです。そういうことで、今日では、非常に一つの目標としまして掲げるほんとうの基本となるべきものがなかったから、悪く申しますと、その場その場の必要といふものです。そういうものによって今日作られておる第二次あるいは来たるべき第三次五年計画におきまして、そういうものがそごを来たすのじゃないか。その根本に

なるべきものはやはり資金というもので、これは電報公社は今日異常な増収入を続けておりますけれども、それだけでは建設資金が足りない。そうすれば、政府がいわゆる財政投融資の形においてこれを助けることによって国民の要望にこたえ得ると、こう思うのですけれども、こういう点につきまして、これは私は過去のことをどうのこの言うわけじゃございませんけれども、今後の昭和四十七年度を目途とする、第三次、第四次の計画におきまして、私は今日の電報公社としてのほんとうの基本的な、かなり確率度を持つマスター・プランというものがなければ、今日のそごを来たしているのではないか、これは郵政大臣としても責任があるのではないかと思っているのです。こういう点につきまして、これは今後第二次計画を、第四年、第五年以降におきまして、そういうものをお持ちになり、あるいはまた、持たせようような郵政当局のお考えがあるかどうか、これをまず承って、次の質問に入りたいと思います。

○国務大臣(小金義昭君) お説はまことにごもっともでありまして、本年度の資金の計画を見ましても、自己資金が大体五九％を占めておるようなわけでございます。しかし、二十八年以降に比べると、社外の資金は相当多くなっております。今後の四十七年までの計画を執行していくためには、社外の資金等についても格段の努力をして参りたいと思っております。なお、マスター・プランと申しますか、基本的な計画についても、御趣旨に沿ったような線で検討を加えて、その実施を一日も早く実現するようにいたしたいと

思います。

○説明員(大橋八郎君) たいだい大臣から御答弁がありました御趣旨によつて私どもも将来進んでいきたいと思ひます。現在第三次五カ年計画を新たに設定すべく、目下調査中でございます。また、輪郭までも申し上げる程度に達しておりませんけれども、今度の三十七年度の予算の編成期までは一応の案を作りまして、その案に基づいて三十七年度の予算を編成したい、かように考えておる次第でございます。

○山田節男君 この今回の料金体系の中心をなすものは、いわゆる近代化といわれる理由は、料金の算定基準として、何と申しますか、距離によりまして、いわゆる距離別時間差法ですか、これは私は一つの合理化の基準として当然だと思ふのですが、ことに市外通話が自動化して、従来の至急報あるいは特別至急報、こういうものがなくなるのだから市外電話の収入は必ず減るだらう、こういう電電公社の初め予想であつたようにお聞きしておるのではありませんけれども、しかし一たん即時化してきまして、たとえ東

京・大阪あるいは広島、福岡等の市外通話が非常にふえまして、料金は予想以上に増収になりました。こういう過去の実績から私は申し上げるのですが、今回の料金体系の距離別時間差法、この基準でおやりになるということは、これは私は少なくとも第二次五カ年計画で自動化というものが五〇%までも見込んでくれば、これは換言すれば、すでに三年ないし四年前に今回のこういう距離別時間差法というものをとおとりになるべきだつたと思ふのです。それが第二次五カ年計画

の第三年度を経過した今日、六十数パーセントになって、大体一年の期間を置いてこういう料金体系の整備をしたい、こういうように私は了解するのではありませんけれども、この点はどうかでしよう。私は過去の死見のよわいを数える意味の質問ではありませんけれども、その間何かの資金的な部分——技術的な面ではそういう困難はないと思ひますけれども、どうして今日まで料金の体系がいわゆる近代化と申しますか、おくれたのか、根本的な原因はどこにあったのか、それをお伺いしたいと思ひます。

○説明員(大泉周蔵君) たいだいのお説まことにございまして、誠に申しまして、私たち料金の体系について検討を重ねることです。四、五年にわたつておるのでございます。その間、距離別時間差法が当初から理想的であるかどうかという点については、実はよくわからなかつたのでありまして、御承知でもございまして、当初は大都市周辺の関係等も考へて、市内帯域制というのに取り組んでおつたのでございまして、どう考へてみてもそれがうまくいかない。しかも最近、今から見ますと三年前でございまして、イギリスにおいてこの距離別時間差法という画期的な方法がとられたということから、むしろ方向はその方向ではないかというところで、さらに検討を加へました結果、欧州方面に広く使われていたこの方法が、将来の技術の動向、自動即時化の方向から考へて一番いい方法であるという結論により、やう達したのでございまして、この点アメリカあたりは全然違つた方法で進んでおる。その間において、私たち方向を定める

のに非常に苦心した点でございまして。確かに今になって考えますと、もつと当初からこのような方法をとつた方がよかつたということは、確かに考えられるのでございまして、いかんせん、この点につきましては、私たち世界の動向を見定め、今後の日本の電話の発展にはどれが一番よいかということの研究等に非常に手間取つたわけでございまして。この点まことに、いわばもう少し早ければもつとよかつたという気持はいたすのでございまして、しかしながら、この自動即時化というものは、通話数あるいは回線数等においては相当進んだように見えますが、しかし区間数においては非常に少ない際でございます。今すぐに取りかかれば、どうか間に合うのではないかと、この時期をおくらすと、どうにも間に合わないところではないかと、いわばぎりぎりのところで間に合つたという感じがいたす次第でございます。

○山田節男君 先ほど申し上げましたように、電電公社の経験から申しましたも、市外通話、ことに長距離の市外通話が自動即時化するということは、結局収入の非常な、予想以上の収入を見た。これもアメリカの例ですけれども、アメリカにおきましては、やはり自動即時化、ことに距離七百マイル以上の長距離電話に対する、これは後ほど申し上げますけれども、無線中継、マイクロ・ウェーブ中継を電話に利用するというのが普及するにつれて、非常に収入がふえてゐる。収入がふえて困りまして、一九五九年の九月に、ワシントンの連邦通信委員会から、ベ

ル電信電話会社に対して、年間五千万ドルの値下げをし、これは一通話幾らでなくて、会社全体として、市外通話に対して五千万ドルの値下げをし、という命令をしまして、昨年の十月からこれを実施してゐる。それであります。どこにその原因があるか、これは私しろとてありますけれども、これを若干調べてみますと、一、なぜそれほど下がるかというところ、結局市外通話のインシヤル・コストといふものが、電話料金のサービスを提供するところの施設が進歩してきつた。従つて、コストが安くなつたから増収になる。ですから、五千万ドルの値下げを要求されておるこのベル会社の実際の収入を見ますと、やはり収入は全体でほとんど減つていないといふ実情、その根拠はどこにあるかといへば、今日の電話のサービスといふものに對しまして、これまでたゞ新らしい施設、これは私は第二次五カ年計画をわれわれに示されたときに、電電公社に申し上げたのですけれども、今日日本におきましてこの電話というものが、大体オープン・ワイヤー、いわゆる空中架線の電話線というやうなことに非常に重点を置かれておる。なるほど今日マイクロ・ウェーブといふものも利用されておりますけれども、まだまだそういう方向に對する、電話に對する無線中継、これは私は第二次五カ年計画の発表のあつたときに申し上げたのですけれども、少なくとも大都市間のものは、インター・シティの、大都市相互間の電話というものは、これは無線の中継であるマイクロ・ウェーブでやる、しかも、いわゆる無人中継

でやる、これを大体アメリカとして原則的にやつておる。日本もこれをやるべきじゃないかということを申し上げたのです。その後のアメリカの状況を見ますと、市外通話に關しまして、これは技術関係の方がおられまして、こちら、私が間違つておつたらば御訂正願ひたいのでありますけれども、今日電話サービス、ことに市外通話に對する無線、ことにマイクロ・ウェーブを利用し、それからこれは私よく知りませんが、たとえばタイプTH、こういう従来のマイクロ・ウェーブの三倍の能力を持つといわれておるやうな無線中継施設、それからさらにまた、そういうものをコアキシャル・ケーブル、同軸ケーブルのこれまた新規のものが發明されて、これは何と云ふかかわかりませんが、これは何と云ふか、この二つのコアキシャル・ケーブル、あるいは十二チューブのコアキシャル・ケーブル、こういうやうなものが新しく敷設されることによりまして、市外通話が非常に能力を上げてきた。そこに五千万ドルの値下げを要求されたけれども、依然として増収を重ねておるというところは、そういうことの一部を見まして、今日の異常な電話のサービスといふものが、今日の日本のやうに、ただこの空中架線をしているものを主に、あるいは地下ケーブルを主体とするのみならず、無線中継というものを電話サービスに利用するということが、非常に今日、比重から申しますと、三割五分ないし四割は——またこの六十一年度の計画書なんか見ますと、ほとんど建設資金の六割というものはそういう無線中継による電話サー

ビスの改善に使つておるわけですね。こういう点に対する、私は電通研もあるのではありませんか、そういう点に十分留意しておられるのだからと思ひますけれども、今回の料金体系の、しかも新しい距離別の時間差法というものをとおりになれば、やはりこういったものをあわせて同じテンポで開発されることが必要だと、これは私しろうとの考えでありますから、専門家の方におられれば、将来電話サービスの改善ということ、ことに市外通話というものに対して、こういうものに対して比重を持たれるような計画をお持ちになつてゐるのかどうか、この点を一つお伺いしたい。

○説明員(米沢滋君) ただいま山田先生から御指摘がございましたが、最近におきます世界のマイクロ関係の技術あるいは同軸ケーブルの技術というものは、非常にすばらしいということをおわれれば承知しております。アメリカに付ましては、今御指摘がございましたが、日本の事情を若干御説明いたしますと、現在マイクロ・ウェーブにつきましては、最初三百六十チャンネルぐらいの四千メガサイクルというものを主体にしておつたのでありますが、それが現在では四百八十、さらに九百六十チャンネルまで、それから六千メガサイクルに對しましては、これはアメリカと、C I R の周波数割当と同じ、T H システムも同じ関係になつて参りますが、東京―大阪で最近六千メガのマイクロ・ウェーブを建設、ほとんど完了いたしております。今後東京―大阪間でも、あるいはその他の地域でも六千メガ周波数を獲得といひますか、建設いたしまして、そして九百

六十、さらにまたこれが千二百チャンネルになり、また研究所では千八百チャンネルまでしておるということになつておりました。マイクロ・ウェーブの技術につきましては、ヨーロッパあるいはアメリカと比べて、大体日本も肩を並べるといふところまで行つてゐると思ひます。

次に、同軸ケーブルにつきましては、先ほど先生御指摘ありましたように、八チューブの同軸ケーブルでありまして、最近東京―大阪で完成しておりますが、従来、東京―大阪、ほとんどマイクロウェーブのチャンネルを使って電話をやつておるのであります。同軸ケーブルができましたので、これは非常に災害その他を考へまして、有線、無線半々ずつこれに乗せていくという考え方で進んでおるわけでありまして、なお、市外回線がこういう非常に経済的にできるようなりましたので、確かに御指摘のようには非常に安くなつて参りました。しかし同時に、またサービス面から申しますと、従来市内の電話を一つつける場合に、昔は市外回線約一キロが必要だったのでございます。しかし、最近自動即時あるいは手動即時等のために、これが三回線、いわゆる電話一つつけるのに市外回線が三キロメートル要するというふうな事になつて参りましたので、結局、建設費が三分の一になりましたけれども、必要な回線数がサービス面で三倍になつたといふこととございまして、結局、電話一個をつける経費というものはあまり下がつていないし、むしろふえてゐるという現状でございます。これはアメリカ等の

例をいろいろ調べましても、やはり最近電話一つの経費というものはふえておるわけでありまして、さき申し上げましたように、市外回線そのものにつきましては非常に安くなつておるといふ実情でございます。

○山田節男君 これは私しろうとの意見ですから、十分専門家がそしやくをしていただければいいんですが、概念的に申しますと、やはり今日の電話サービスの、ことに市外電話、長距離電話というものが、従来のオープン・ワイヤ、あるいはケーブルよりもむしろ無線中継でやるといふことが世界の趨勢でもあり、アメリカの実績を見ましても、それがあつたために企業体として収入がふえたといふことが明らかに示されておりますから、今の米沢君の言われた点があるでしようけれども、これはやはり技術革新の進歩からいへば当然さういふことに、長距離電話にさういふものが応用されるということ、これは当然のことだろふと思ひます。それだけインシアル・コストを安くするということは研究課題とすれば、これはやはり電話の効率化、拡大といふことになれば、ことに山国である日本におきましては、こういう点に一つ重点を置いていただきたいといふことを強く要望しておきます。

そこで、今回のこういう料金の改定を距離別の時間差法、この原則は私は正しいものだと思ふのです。ただ私ここで伺ひたいことは、従来日本は電話といふものを国営でやつておりましたために、明治以来ずっと利用者、いわゆる電話を架設してもらふ人の負担がこれが非常に多いわけでありまして、電電公社を作つたときにおきまして

も、やはり従来の電話の設備の負担を利用者、受益者にさせるという建前は、これはやはり解消せしめなければならぬ。公社当局も、必ずこれは時期を見て解消しますと、われわれはそれを時限立法でもつて、従来の電話の設備負担といふものを法制化したわけでありまして、そうしてこれは一昨年であります。今度負担法を廃止いたしました。これを時限が切れますと同時に設備料としまして、東京におきまして一萬三百円、しかしそれ以外に、たとへば東京におきまして十五萬円の債券を持たせる。いづれにしても受益者に対する負担といふことには……なるほど債券を持てば一割五分で市場で売れば、三萬円足らずで電話がつく、従来の十數万に比べれば非常に安い。私はそれは数字につきましてはもちろんさういふことが言えますが、電話といふものは受益者が設備の負担をしなければならぬといふのは、これは国営時代の一つの遺風であります。公社ができた以上は、さういった傾向は、これは一日もすみやかに脱却しなければならぬ。今回の改正法に付随いたしましてこの基本料金の問題、従来十二級に区分されておつたのが、さらに階級をふやしまして、電話の取り扱い局といふものを十四級に区別をされておるようになりまして、基本料金といふものは依然として存在してゐる。基本料金といふものは、これも先ほど申し上げましたように、電話設備を負担する概念と一派通するものがありまして、この基本料金といふものと、今回の電話料金の体系を合理化するとい

う度敷制これをはつきりとその制度の基幹とするこゝになつて参りますと、電話の基本料金の制度は依然として温存するといふことは、非常に矛盾しておるのではないか。これは大臣がこれを承認されてゐるのであります。大臣の御所見と、電電公社が依然として基本料金といふものを、度敷制による料金体系、これををはつきりさすにかかわらず、依然として基本料金、しかもこれは場所によりましては料金が、たとへば東京のごときは百円上げるかに私はこれを資料によつて了解するのですけれども、さういふ点について大臣並びに公社のお考えを一つ承りたい。

○國務大臣(小倉義昭君) 度敷制の料金はほかに基本料金があります。今御指摘のうちに、私はある程度の歴史的経過がまだこれを脱却するところまでいってないと思ふのであります。が、なお同じ料金で通話ができるというこゝになつて参りますと、市内通話の局の級別がだいぶ変わりましたが、非常に広範囲に七円でかけられるところと、非常に狭い範囲しかかけられるところとがありますから、そこでその間の調節する意味においても、まだ一挙に今御指摘のようになつてしまふか、あるいはないかと私は考へておりますが、理想はもちろん山田先生のおっしゃつたようなところに進みたいと思つております。さらに、いきさつその他の点につきましては、公社側から説明させていただきます。

○説明員(大橋八郎君) ただいまのお尋ねには二つの点があると思ひます。第一の点は、架設する場合の、新規加入者に対してある種の負担をさせるというこゝについての考え方であ

る。第二の点は、架設する場合の、新規加入者に対してある種の負担をさせるというこゝについての考え方であ

る。第二の点は、架設する場合の、新規加入者に対してある種の負担をさせるというこゝについての考え方であ

る。第二の点は、架設する場合の、新規加入者に対してある種の負担をさせるというこゝについての考え方であ

る。第二の点は、架設する場合の、新規加入者に対してある種の負担をさせるというこゝについての考え方であ

る。第二の点は、架設する場合の、新規加入者に対してある種の負担をさせるというこゝについての考え方であ

る。第二の点は、架設する場合の、新規加入者に対してある種の負担をさせるというこゝについての考え方であ

ります。これは御承知の通り、まあ、はなはだ望ましからぬことではありますけれども、電話の歴史からいいますと、ほとんど明治時代から今日まで、受益者負担という観念でありまして、うか、ある種の負担金を加入者からいただいております。明治時代からのずっとときたであります。あの時代におきましては、ほとんど建設費の総額を費を負担させられるというふうな、ずいぶん不合理といえ不合理な時代もあったのであります。今日、戦後の公社になりましたからは、その点は大部分緩和はされておりますけれども、やはり一部は負担金の形でいただく、そのほかになお加入者の債券引き受けという形で、債券を引き受けていただくという形でやっております。一昨年であります。先ほど御指摘のように、一昨年であります。従来の期限立法を改めて、今度の暫定措置法というものが、やはり期限立法、十三年間の期限立法ができたわけでありまして、このときは、従来よりも変わった点は、負担金という考え方を一つ根本的にこれは改むべきじゃないかという私ども思想に立ちまして、負担金は全部これをいいたくないことにはいたしたのであります。また、そのかわり、従来よりもよい、多額な加入者に公社債を引き受けていただくというようにいたしたのであります。その場合も、従来の加入者債券の引き受けの場合、多少はやはり負担金思想が根底に横たわってあった関係でありました。か、公社債の条件というものが、一般の公債の場合よりも悪かったものであります。利息の安いむしろ公社債を引き受けていただいたというものであります。

ますが、私どもは、先般の暫定措置法におきましては、一般公募と同じ条件の社債を引き受けていただく、これによって加入者に社債を引き受けていただく、建設費の一部を援助していただく、協力していただくという思想で、実はお願いをしたわけでございます。さようなことで、決して私どもはこれが望ましいこととは思いません。しかしながら、どうも今日の情勢、なかなか投融資といつても、いろいろな方々からの要望も多いことでありまして、なかなか私どもの思うようにいただくわけには参りませんので、やむを得ずかような窮策を実はお願いした。かようなことでございます。今後は、建設がもう少し潤沢にできるようになりますと、これは将来はぜひこういふことは廃止することが適当だと、かように考えております。

それから基本料金の方は、先ほど大臣のお説の通りでありまして、それ以上私つけ加えるべきことを持たないのであります。要するに同じ七円の一通話の料金でも、市内加入者の非常に多いところと少ないところは、その利便において相当差があるのでありますから、その辺に大都市の利便の多いところでは基本料金をいたしまして、地方の少数の人としか話さない、通話のできない加入者よりも幾らか全体としてはいただいておるといふ意味があるわけでございます。そういう意味において基本料金というものをいいただいておると、かように了解しております。

たような従来の負担制度あるいは基本料金というものは当然なくすること、公社設立のこれは本旨にかなうわけですから、大臣並びに大橋総裁のお考えは、ぜひ一つ早急に実現していただきたいと思うのです。

そこで、今度は改正法によりまして、電話の取り扱い局を従来の十二級局を十四級局に変えられまして、それから準市内通話制度ですか、こういうものも新しく設けられまして、一体基本料金というものは百円ないし数百円上がる、全体的な、全国何千局ですか、七千局ですか、これから見ますと、私は相当の増収があるのではないかと、かと思つて、今回の電話の取り扱い局の新しい級別による基本料金というものは、新しい基準によりまして、年間どのくらいの増収を予想しておりますか。

〇説明員(大泉周蔵君) ただいまの御質問に對しましては、こうお答えした方がよいと思つて、実はこの級別を新たに作り出したことによりまして、実は何も変わるものはないのでございまして、むしろ今まで、最高二十五万までと二十五万以上となつておりましたものを、四十万に上げました。現在東京が七十数万、それから大阪が三十万くらいでございます。現在の時点でとらえますと、むしろ大阪の方は級が下がるという格好でございます。東京が百万になったときに初めて上がるのでございます。これは年間の架設数によりまして、あるいは二、三年後には上がるかもしれないのでございます。かような実情でございます。またこの準市内で、つまり一分間七円でかけ得る相手の加入数の十分の一を加算することによつて相当増収があるかという御質問でございますが、三十四年の現状で調査しましたところによりますと、約二十局でございます。せいぜい三千万円程度のものではないかという工合に考えているのでございます。

〇山田節男君 この改正案を見ますと、従来と級を逆にされて、一級が最低の電話架設数を基準としておられますが、これを見ますと、大体新しい制度の一級局から十級局までくらの間の数は、この電話の架設がどんどん進めば一級から十級、ことに一級から六級ないし七級くらいまでの局は非常にふえるのではないかと。これは実際の数字はわかりませんが、これは実際に基本料金というものをかけてみまするといふと、従来の基本料金収入と比べますと、かなり、かなりという語弊がありますが、少なくとも三割くらいふえるのではないかと、かように目子算でも考えるのですが、今の大泉局長の言われるように年間三千万円では非常に少ないじゃないか、それの百倍以上あるのではないかと、少なくとも十億以上のものであるに違いないというふうな、かような目子算もできるわけですか。この電話の取り扱い局を細別して、将来の単位加入区域の拡張、そういう点を見ますと、この基本料金の増収は、こんな三千万円どころじゃない、その百倍くらいあるのじゃないかというふうな目子算でもできるのですが、どうでしょう。か。三千万円の数の基準は、これはあなた相当詳しいデータをもちになつておられるかと思つて、あまり少な過ぎるのじゃないですか。

〇山田節男君 それからもう一つ、確かめておきたいことは、今回の電話の近代化に伴つて新しい制度を、たとえば三十四年度の電話事業収入に新しい制度を換算してみるといふと、市外通話を入れますと約三十二億円の減収になる、かようなことをうたわておられるわけでありまして、実際としては、先ほど申し上げましたように、市外通話は自動即時化がふえればふえるほど、拡張されれば拡張されるほど、ことにまたかような一分制、それから三分、一分であります。それにしても自動即時化の区域が拡張されれば通話量はふえるのでありますから、むしろ私は電話料は非常にふえるのではないかと

思うのですが、いわゆる三十二億の減収になるというこの根拠は、ただ三十四年度に新しい体系をかけてみてこの減収になるんだと、実際の赤字じゃないんじゃないですか、これは一つの仮想というか、三十四年度の実績あるいは通話数、その他に新しい料金の体系による料金をかけたら三十二億円の赤字になると、こういう数字であつて、実際の三十二億の赤字が年度の三十七年度で、あるいは三十七年度の後半期からこれがいよいよ実施されることになると思ふてくるという数字じゃないだろうと私は思いますが、そういう三十二億のいわゆる減収という数字はどういう根拠から出ているのですか。

○説明員(大泉周蔵君) この点につきましては、手動のものが自動即時になりますと、ふえることは事実でございます。これは従来ともそのようなことは十分計算の根拠に入っているのでございますが、今回の新しい料金体系によつてどれだけふえるかということになりますと、今までの三分、三分制の自動即時の場合と、今度の距離別時間差法、自動即時では、おそらく時間が非常に短くなるだろう、そのかわり度数はうんとふえるだろうということをお私たちが十分見込みまして、短くなつても、それを補うだけの度数が相当ふえるだろうという前提で計算した結果の三十二億でございます。しかしながら、この三十二億の数字につきましては、私たちが考えますのに、御承知の通り毎年加入者増設は非常にたくさんやっておりますし、また、市外回線数もふえて利用度数もふえております。毎年度の予算規模は大体三百億程

度の大きさに毎年ふえている、むしろ支出もふえております。その間においてわれわれ企業努力として相当これを埋め合わせる数字ではないか、またこの距離別時間差法というのは、東京周辺を例にとりまして、今まで二十一日だからかけなかったが、七円だからかけるというようなこともあつて、そういう点等から見まして、長い目で見ればこれは埋め合わせるのではないかと思います。現実的に見ますと、これだけの減ではあるわけでございます。しかし私たちが企業努力で何とかこれをカバーできるものとらんでおる次第のものでございます。

○山田節男君 まだ質問を申し上げたいことがありますが、時間の関係もありますので、また他の機会に譲りたいと思ひますが、最後に、これは衆議院でもいろいろ論議されて、その議事録も私は見たんでありますが、第一次五カ年計画、第二次五カ年計画、ここに電電公社が充足した当時、ここにおける新谷君等もその当時の委員として、何とか国鉄とか、あるいは専売公社等がもっと経営のしやすい、もっとフリー・ハンドで自主採算、独立経営ができるような一つ公社法にしたいというところで、私どもはいろいろ苦慮いたしまして、当時の政府ともいろいろ交渉しまして、三公社のうちではかなりフリー・ハンドで電電公社の経営ができる、このつもりでいたんですけれども、しかし自來水と機勢を見ますると、やはり電電公社の経営上の一つの問題は、依然として全電通の従業員、労務対策の問題である。これは電電公社の労務対策については、その組合出身の同僚の議員もおられます

から、これらの諸君から従来いろいろ意見もあつたし、また、衆議院の過般の本議案に対する質疑の形におきまして、この問題もしばしば各委員から述べられて、公社並びに郵政大臣の御答弁も承つておりますけれども、しかし何と申しても、これは私どもは公社経営につきまして一番公共的な事業であればあるほど、労務対策というものを一体どうするか、今回のこういう一種の革命的な料金体系をおとりにする、なるほど電話事業に関する限り、これはますます伸びます。また従業員も一面においては減らされるけれども、新規の職員をふやさなければならぬ、そういうことになりまして、第一次第二次さらに第三次、第四次の拡大計画をやつていただかなければならぬ上におきましては、やはり要員計画といひますか、労務対策といひますか、ヒューマン・リレーションズといひます、労務管理といひます、これは私はもつと根本的に考えていただく点が欠けているんじゃないかということを感じておるんです。私は組合の代表でも何でもありませんが、きわめて公正な立場から考えてみても、全電通が何も左翼的な、共産党に支配されるような組合じゃないと思ひます。しかるに毎年こういう一つの行事のごとく争議が起きます。少なくとも争議が起きなくても苦情が常に存在しているというところは、このことはいかにりっぱな計画をお持ちになつても、その遂行の過程においてそういう人的要素の部面におきまして隘路を設けられるというところは、これは経営者としても責任の一端を負わなくちゃいけないと思

うんです。ですから今回のようなこういう新しい料金体系、しかも増収は必ず予想し得るんだと、しかも合理化といふことがこれに加わつておるんでありますから、合理化といふことは、もう当然労力の一部における排除、従つてそれに対する配置転換、配置転換のためには職員の再訓練といふこともございまして、いろいろな問題が起きてきます。こういう点は、これは電信業務においてもいふまでもありますが、ことに電話業務においてこれはどの画期的なことを実行しようということになり、ことに、この料金体系は、電話の中継の自動化といふことであります。当然冗員を整理しなければいけない。それをいかに配置するか、これが私は現在公社の最高首脳部の一番頭痛の種になつておることだろうといふことはわかります。わかりますが、しかしながら、これはあくまでも今日の基本的な権という観点から見ても、憲法の労働権といふことから見ても、必ず私は経営者から率先して従業員に対する将来の保障といふものを与える。保障といふものをしっかりと見せてやれば、私はむしろ争議が絶えるんじゃないか。ですから、こういうような重大なこの変革の行なわれることにつきまして、将来の計画にとらひ合はせまうといふと、いろいろな経営の部面におきまして、やはり職員あるいは下級の従業員の人々の声を聞く、そこに労使の信頼感といふものがわき、また、よりあたたかいヒューマン・リレーションが生み出されることによりまして、無用な労使紛争がなくて済むのじゃないか。ですから、経営に、公社の立場とすれば、これは国家の代行機関であります

から、何も株主に配当を心配する必要もない。ただ、国民にいかにか安いいサービスをするか、そうして、そのときは、やはり従業員に対して公正適正な待遇を与えることによつて、喜んで働いてもらう。こういう一つのモラル・クライマートといふものをどうしても打ち立てないと、一方どんなに近代化をおやりになつても、片一方にそういうような足を引っ張るようなことをやつては、所期の目的がなかなか達せられないと思ふ。

そこで私は具体的に申し上げますが、今日の全電通と経営者の労働協約、私は最近のものは見ませんけれども、従来の日本の通弊は、労働協約が非常に簡単であるといふことであります。外国の、ことにアメリカの電気通信業務の組合の団体協約等を見ますと、放送会社あるいは放送従業員の組合の結んでおる団体協約を見ますと、膨大な一つの法をなすくらい、きわめて詳細な紛争の起こらないような、きわめてこまかいところまで労働協約で規定するといふのが、これは大体欧米の一つの慣行になつておる。そういう点から見ますと、電電公社のような大きな企業、かなり大きな要員を擁するといふことになれば、これは労使の話し合いでありするけれども、団体協約、労働協約といふものを、紛争を起さぬように、もう少し詳しい詳細な労働協約を作らうといふことが、これは一番緊急の問題である。

この点と、それから同時に、これは公社でありますから、経営参加といふことは、これはドイツのように共同決定権といふような法律は今日ございせんから、法的にどうのこうのといふ

ことはできませんけれども、しかし、今日の特に官公労の労働組合運動の趨勢から見まして、非常に激しい、あるいは共産党の支配を受けているというようなことをいいますけれども、過渡的にはそういうことがあったかもしれない。特に公社におきまして、経営の面におきまして、もう少し労働者の声を経営に取り入れるというような、こういう一つの寛容といえますが、民主的な観念をお持ちになっておれば、そこに私はムードが違ってくるのじゃないか。この点がどうも今日まで、第三者の立場から見ておりまして、経営の面においても考えてもらおう点があるのじゃないか。もちろん、組織労働者、全電通の場合、これは非常に反省しなくちゃならぬ点があります。ありますが、どつちも、おれがおれがといっておったんでは、そこに一つのあたったかいいわゆるムードというものがいつまでたっても出てこない。だから、両方の良識というものがそこに出るような、ムードが出るような環境を作っていく。一方においては団体協約あり、一方においては日常の労働管理、ことに最高首脳でなくて、各職場職場におけるいわゆる首長としての労働管理の一端を担うべき者の再訓練、そういうものに対する訓練が足りないのじゃないか。今春各地方で起こりましたが、全通、郵政、これは郵便局から電信電話業務を移管するという例の争議の過程、内容等を見まして、やはり電電公社のような大きな公共企業体になって、下部の機関というものが非常に数が多いということになれば、それは少なくともその首長の地位について、多かれ少なかれ労働管理というところを行

なわなければならぬ者に対して訓練が十分でない。要すれば今日の労働問題に対する認識が非常に一方的である、あるいは極端に言えば、無知であるところ、ここにこういふようなむだな紛争が起るのじゃないか、こう思ふのです。そういう見地から、私はかような金もうけ——金もうけといつては語弊がありますけれども、少なくとも料金が上がるか上がらないかは別問題といまして、少なくとも毎年これは増収するのではありません。同時に従業員に対して、増収があればベースアップするというような意味ではな増収をすれば、これはまるまる建設勘定に持つていくのだという、いわゆる原始的な資本主義的な観念でなくて、賃金を上げなければ、他の厚生施設等で実質賃金を上げるというふうな、そういう方面の労働管理上の考慮が足りない。これは、はなはだ口はばつたけれども、労働問題に関心を持っておる者として、従来こういう公社のあれを見まして、電電公社は非常に順調にいっている。国鉄なんかには比べれば、専売は別といたしまして、従業員も少ないのですから。しかし、電電公社としてやはり労働管理、あるいは経営の立場から見た労働管理の一つ新しいシステムを、モラル・クライメート、新しいムードを作るといふことを行なうといふことをおやりなさい、さらに、それに応じないといふことになれば、それをまた調整する、国会としては正す道があるのです。ですから、負けた勝たでなくいたしまして、組織労働もそ

うでありますけれども、経営者の方から親心を持つてそこに新しいムードを作る。なぜ私がそういうことを申すかと申しますと、たとえばビル会社の従業員を今日約二十万使っておりま

す。しかし、従来労働争議があった、なるほどございませう。ストライキに至らないいわゆる労働争議といふものが、これは苦情処理機関にかけたものを入れますといふと、一九五九年におきまして六十二件といふものがあります。しかし、いわゆるストライキ、実力行使に至らないで紛争の解決に終わっている。その原因はどこにあるかといへば、やはりそういつたような大企業体になればなるほど、労働管理といふものに対しての非常な努力といふものがあるわけですから、私は今、こういう非常に日本としては革命的な新しい制度を設けられる、さらに四十七年度を目途とする大計画を、国民の輿望をになつておやりになるのではありませんから、法文にうたえといふものではございませぬけれども、少なくとも、われわれの資料として、そういう点に対する資料といふものが今日まで取られておらない。要求すればいろいろな資料が出ますけれども、しかし、そういう要求した資料といふものは、今申し上げたような観点からすれば、ためになる資料にならないので、これは私は決して苦言を呈する意味じゃありませんけれども、今日経済の成長率の盛んな、異常な発達を示すといふことになれば、これはもう電信電話の役割といふものは、これは国民が非常に改善を要望しているのではありませんから、やはりヒューマン・ファクターといふものが根本であるという建

前を従来もお持ちになつておるでありまして、近代的な経営の、いわゆる生産性向上といふ、いわゆるトップ・マネージメントといふ觀念からすれば、どうもこの点が若干欠けているのじゃないか。私は具体的に申し上げませんが、この点を一つさらに、最高首脳はもとより、末端の、少なくとも数人の者を管理しなくちゃならない責任者に対しては、近代的なトップ・マネージメントで研さんをして、必ず下部の者にも、しかもそれは理屈だけでなくいたしまして、人格的な影響を及ぼすといふこと——これが私は今日の日本労働運動の通弊であると思う。電電公社もその例外でございませぬ。

こういう点から、一つ私は、今回のこの近代的な料金制度を設けようといふこの御意図はもう満腔の賛意を表するものでありますけれども、しかし、これとあわせて、そういう要員に対する思いやりというよりも、むしろそういうものに対する御配慮といふものが不完全である。これは私は痛感をいたします。このことをあえて私はここにあげるわけでありまして、そこで、こういう大きな改革をなさることが、起点として、将来の経営上におきまして、今申し上げたような点を、われわれは後顧の憂いがないよう、十分一つ計画をお持ちになつておやりになる御意図があるのかどうか。これは郵政大臣も、全通といふものを考えられて、さらにまた、あなたの代行機関としての電信電話業務という、まことに重大な企業体を監督なさつておるのでありますから、何かの一つの新しいムードをここで一つお開きになることが絶対必要である。それがやはり他の組織労働に対してまた大きな影響を及ぼすのだ、こういう私は気持ちで御質問を申し上げておるのでありますから、一つ忌憚のない御意見を承つておきたい。

○國務大臣(小金澤照君) まことに大事な点でございまして、御指摘のよう

新というものによって受ける影響が最もこの電信電話の事業は大きいと考えます。たとえば自動交換が始まりますと、従来の交換手というものの職場が幾分か狭められるというようなことも非常に大きいのであります。従いまして、数年前この方式変更に基づく改革の場合には、決してこれがために職場を失ふことのないようにしよう、ただし職転、配転等については、これはある程度の話し合いによって、一定の条件のもとにこれを行なうことは労使ともにこれを認める。かようなことで数年前に基本了解事項というものが組合との間に行なわれたのであります。なお、昨年の春闘の際にも、さらに同じ基本的の問題につきましていろいろ話し合いはいたしまして、その結果、昨年の四月に組合との間に基本的了解事項というものが成立いたしましたのであります。

大体において申し上げますと、公社は第二次計画実施にあたって、労働組合並びに全職員の協力を得ることが必要であるとの認識に立ち、また「労働組合は、第二次五カ年計画の公共性を理解し、職員の労働条件の改善等につき、次の方針によって対処することを目指す。」、そのような前提のもとに大体二、三の点の了解事項が成立いたしました。そのおもなものを申し上げますと、一つは、「賃金などの給与面については、現段階における賃金引き上げについては、客観的情勢を考慮しつつ対処するとともに、将来においてもさらに賃金水準並びに諸手当の向上に努める」、それから第二には、「勤務時間短縮については、国際的にその方向にあることを確認し、本計画の進行に

応じ全体的な能力向上」(労働強化によるものではない)というカッコがありまして、「能力向上の中でその漸進的実現を行なう」、かような大體趣旨の協定を、了解事項を定めまして今日まで実行して参つておるつもりでございます。

なお将来の第三次拡張計画の關係において申し上げます、従来は実はこの自動化ということも割合に進行程度がゆるやかでありましたために、比較的配転とか職転とかいう問題も少なく済んだのであります。が、今後の第三次拡張計画におきましては、これが非常にスピードが早くなつてくるだろうと思ひますので、今度の第三次拡張計画におきましては、今度の第三次拡張計画の中に将来の要員計画、またこれらの点が最も重要に考へて、ある程度の計画をきめなきゃならぬと考へておりますので、従来の計画よりもう少し具体的な要員計画等も盛り込んで考へなきゃならぬ、かように考へております。

○山田節男君 まだ若干ございますが、また午後に関連質問としても少し許されれば、条件つけて私の質問打ち切ります。

○鈴木強君 資料を。一応本法律案の慎重審議を期するために資料が必要ですから、ちょっと要求しておきます。

一つは、この改正が第三次五カ年計画以降の計画にどういふ影響があるのか、ちよつと私わかりませんので、四十七年の、長期計画を公社はお作りになつてゐるわけですから、その線に沿つて第三次五カ年計画の概要はどうなつておるのか、これを一つお出し

ただきたいと思ひます。その際に特にほしいのは要員措置でございますが、六千八百局もある特定局が、郵政の委託業務を含めて五百ぐらいになるという大まかな線が出ておるようです。従つて、それとの關係もありますから、郵政とも連絡をとつて、大よそ委託をされてゐる特定局の電信電話事業というものは、どういふふうな年度を追つて公社に吸収されていくのか、その際、要員措置はどうなつていくのか、電信公社の長期計画に伴つてこれからの要員措置はどうなつていくのか、これを一つほしいと思ひます。

二つ目は、委員会でもだいたい私は何回か公社に御質問して参りましたが、例の線材、機材のコストですね、最近聞くとところによりまして、多少量産に伴つてダウンをしております。この間に聞いておりますが、原価調査課というのがありますが、本社の中にあるようですが、そこで御検討をいただいております。この利益率、さらにそれに伴つて量産に伴うコスト・ダウンは線材、機材というのはどうなつてゐるのか、この点の二つの資料を一つ審議の参考に必要ですから委員長から、公社に出していただくように要求してもらいたい。

○委員長(鈴木一君) 公社の方よろしうございませうか。

○説明員(横田信夫君) 第一の問題の第三次五カ年計画、具体的にまだきまつていない点がありますが、この点も御要求の鈴木先生と打ち合わせて、できるだけ御要望に沿うような資料を出させていただくということでお許し願えれば、そういうふうにいたします。

第二の問題も、コスト計算の問題で

こまかい問題もありますので、この点も鈴木委員とお打ち合わせして、その御趣旨にできるだけ沿うようにいたします。

○委員長(鈴木一君) 暫時休憩いたします。

午後零時五十九分休憩

午後二時開会

○委員長(鈴木一君) ただいまより再開いたします。

午前の部に続いて、公衆電気通信法の一部を改正する法律案の質疑のある方は、どうぞ御発言願ひます。

○野上元君 先般の当委員会におきまして、四人の参考人の方をお呼びいたしまして、いろいろと電信公社の経営等について参考人の意見を述べてもらいました。それに対して、われわれも質問をいたしましたのであります。それらの点については、公社の皆さん方も十分にお聞き取り願つたと思ひます。

そこで、私は、この本法案の審議に入ります前と言ひますか、重大な關係があります。基本的な公社の経営方針についてお聞きしておきたいと考へるわけですが、御承知のように、今日電信電話事業は、公共事業だといふことが言われておるのですが、公共事業といふゆる私企業との差を区別するのは、非常に今日むづかしい段階に入つております。私の見解をもつてすれば、この事業の性格、あるいはまた経営の主体から見れば公企業であるといふような簡単な断定は下せないと思ひます。国がやつておるから公共企業である、私企業であるから、これは公共性がないのだ、こういうふうには、今日の段階では言えないと思ひます。

です。それは参考人の皆様方も述べられておりましたが、たとえば電力等について、今日は非常に大きな社会性を持つておりますし、かつまた国鉄と並んで多くの人の足を運んでおる私鉄においてもしっかりあります。さらにまた、今日金融機関が非常に全国的な組織をもつて発達しておりますが、この金融機関等についても、十分に公共性を持つておる。あるいはまた病院等についても、今日いづれが公共事業であるかというようなことは非常にむづかしいと私は考へるわけです。

それから、どういふ区別をすべきか、どういふ点で公共企業と私企業とを区別すべきであるかという点であります。私が、私はやはり最終的には、この経営の内容を見なければならぬのじゃないか。とりわけ予算に集中されておるいろいろな問題、この予算の中でも、建設資金あるいは設備資金等の調達方法、こういうものが非常に大きなウェイトを占めてくると思ひます。が、そういう意味からいまして、今日の電信事業は、はたして公企業と言へるだろうかどうか、こういう点について、郵政大臣は、あるいは総裁は、どのようにお考へになつておるか、一つ根本的な御意見をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(小金義照君) 御指摘の通り、一國の経済がだんだん伸びて参りまして、いろいろな形態の事業、あるいは企業が行なはれて参りますと、その間、公企業なりや私企業なりや、また公益事業という名前もありますが、いろいろな名前を付しておりますが、その企業体そのものが、国がやつておる

から直ちに公企業だと断定し得ないものもありましょうし、またいわゆる私企業——株式会社等によって経営されておつても、非常な公共的なものがありまうし、今御指摘のように、私設鉄道あるいはまた電気事業、ガス事業、まあこれらは、大体私企業であるが公益事業というふうな呼び方をしておるようでありまう。私はこの電気通信事業の中でも、公衆電気通信事業の中でも、国際電報会社のときは、これは私企業という形をとっております。もちろん公益的な事業でありますから、所管大臣のある程度の監督なり指導なりは受けるようになってゐる電気事業、ガス事業あるいは私設鉄道と同様でございますが、この日本電信電話公社というふうなのは、これは民間の資本も全然入らない、また政府の監督と言いますか、それも公共の福祉の増進に寄与するためという見地から相当入り込んでおります。従つて、公衆企業、私企業の区別は、実質的には経営形態だけでは区別できない。やはりよつて立つ基礎的な法律上の問題とか、いろいろなことがございますが、私は大体、日本電信電話公社のようなものは、これは公共的な事業であつて、かつ公企業である。従ひまして、もし私企業であるならば、利益があれば特定の出資者とか、あるいは利害関係者に、その利益を及ぼすのでありますが、公企業体であるならば、これは金が十分余れば、投資しておる国家に還元するとか、あるいはまた一般利用者にそれを還元するとか、また従業員にこれを分配するとか、いろいろな点で、そういう利益または損害等が生じた場合の処置等が根本的に違つておる。

こういうふうな見地から、私はこれは一つの私企業とは違つた経営形態であるという意味で公企業と、こう解釈いたしておりますが、なお、私のこれは独断に流れるおそれがありますので、總裁からも説明をいただいたらいいかと思ひます。

○説明員(大橋八郎君) ただいまの御質問につきましては、郵政大臣から詳細かつ明晰にお答えがありましたので、私としては、何らつけ加へることにはございせん。私も公衆法の第一条に規定された通りの目的のもとに、この公益的な事業の経営に当たつておる次第でございます。

○野上元君 私は、この電信電話事業が公衆企業であるということであるならば、私企業の経営方針とは変わつておらなければならぬ、こういうふうな考えは、御同意されまうか。

○國務大臣(小倉義照君) 私企業とは変わった点があると思ひます。

○野上元君 その変わった点というのは、抽象的ではためなもので、具体的に、それはどういふ点が変わつておるかという問題だと考へるんですが、今日電信電話事業がやつておられる経営方針は、民営のそれと、どこが変わつておるのですか。

○説明員(大橋八郎君) これは私も、現在の日本電信電話公社というものは、御承知の通り、電信電話公社法の規定するところによつて、詳細これに規定されてありますから、この通りにやることが即公社のいき得る道であると考えたわけでございます。

従ひまして、かりに電信電話事業を経営するにいたしましても、公社として

ては、特に利益配当をすることゝもございせん。またでき得るだけ国民全般に、この電信電話の事業の利益といひますか、便益を供与するということをする目的として私も経営に當つておるつもりでございます。

○野上元君 大橋總裁は、この間のどなたかの御質問に答えて、今日の段階において公社の経営方針については妥当であると思へる、こういう御答弁があったのを、あなた御記憶でしやうか。

○説明員(大橋八郎君) 一つのことではありましたが、私ちよつと失念いたしておりましたか、どういふことでございしやうか。

○野上元君 たとえば今日公社は、相當な収益をあげられておるわけですが、その収益は、ことごとく自己資金として建設費に注ぎ込まれておる。国家からはほとんど資金の導入はない。あつても、きつめてそのパーセンテージは低い。従つて収益によつて設備の改善あるいは拡張を行なつておられるというのが今日の電信電話事業の実態であると思ふのです。そういうやり方が、今日の段階においては正しいのだ、こういうふうな御答弁があつたと思ふのですが、總裁、今でもそういうふうにお考えでしやうか。

○説明員(大橋八郎君) その点でありますれば、現在の段階においては、これは決して非常に望ましい状態であるとか、あるいは最もいい状態であるとかいふことを申すわけではございせんけれども、今日の段階においてはやむを得ざる状態である、かように考へておる次第であります。

○野上元君 その点で、あなたのお考

え方ははつきりしたのですが、今日の状態においてはやむを得ないのだ、しからば理想的の姿というのは、どういふ姿なんですか。

○説明員(大橋八郎君) もし望ましい状態というところが許されるならば、私も、たとえば現在新しい加入者から公社債を引き受けていただいております、かくのごときことは、決して私は正当のいき方であるとは思へておりません。むしろ変則的のいき方であると思へております。かようなものは、むしろでき得ますならば、財政投融資、もしくは一般公衆の形において私は財源を調達するというのが望ましいのであります。

しかしながら、これは御承知の通り、この財政投融資なり、あるいは一般公衆ということも、電信電話事業のみならず、そのほかたくさんいろいろの公益事業なり公営事業がたくさんあります。それらの面からの資金の需要も非常に多いのであります。私もただのために、特に多くの分け前をいただくこともできかねる、といつて、これは据え置くわけにも参りませんので、先ほど申し上げました通り望ましいことではありませぬけれども、やむを得ざる手段として、今日この程度のことは、一般の加入者に御迷惑をかけておる、かような状態でございます。

○野上元君 そうすると、あなたのお説を聞いておりますと、今日の状態では、必ずしも満足ではない。本来ならば公社債の発行だとか、あるいはまたその他の財政投融資の借入れとか、そういうものによつて設備の拡充、改善をやつていきたいが、今日そのような

ことができないので、やむを得ず料金からの収益をやつておるのだ、こういう情勢だ、こういうふうな解釈してよろしいのですか。

○説明員(大橋八郎君) 大体御趣旨の通りと考えます。

○野上元君 そこで私がお伺ひしたいのだが、理想的の姿をやるにたいは、どういふ理由があるのですか。公社債を発行しても、それだけ応募する者がいないということですか。あるいはまた財政投融資は、そう簡単には大蔵省が回してくれないと、こういうことですか。

○説明員(大橋八郎君) 財政投融資なり、あるいは一般公衆債のワケ等につきましては、あるのから経済方面あるいは財政方面のいろいろな計画が、それだけの機関においてあるわけでございますから、なかなか私どもの思つた通り必ずしも動きませんという状態でございます。

○野上元君 しかしながら、少なくとも公衆企業である以上は、今あなたの言われたような理想の姿に近づけるべく努力するのが当然だと思ふんですね。今のような状態は、非常にあなたの理想からはほど遠いと思ふんですね。やはり同じことを繰り返されておるが、ほとんどその効果はあがつておらないと考へておるんですが、こういう状態が、一体いつまで続くとお考へなんですか。

○説明員(大橋八郎君) あるいは私も、非力のために御迷惑をかけるかも存じますが、私も私としては、決して打ち捨てておるわけではございませぬので、でき得る限りの努力はしてゐるのであります。力及ばず現在のよ

うな状態になっているものとお考えいただいてよろしくうかと思ひます。実は、今年度の予算におきましても、そういう意味において、皆さん御承知の、これも必ずしも一番いい方法とは考えませんけれども、七十二億の外債を募集する、これなどもやはり、私どもの努力の一つと御了解を願ひたいと思ひます。

○野上元君　外債のことについてはあてでお聞きしたいと思ったんだが、今ちょうど御答弁がありましたので、ついでにお聞きしたいと思うんですが、外債は、国内で金を借りるよりも金利が安いから借りた、こういうことですか。

○説明員(大橋八郎君) 安いから借りたといいますが、少なくとも国内で借りるよりも条件が悪くない状態で借りなければならぬ、かような考え方で募集に着手いたしましたわけでございます。大体その目的通りにいったと考えております。

○野上元君 たしか二千万ドルの外債にあなたは成功されたということを聞いておりますが、これは邦債に直すと約七十二億ですが、これは全体の設備資金からみると、そう大した大きな額じゃないと思うんですが、これでもやはり相当大的な効果があるんですか。

○説明員(大橋八郎君) まあこれは教

字から見ますれば、ごらんの通り、十二億ということは必ずしも非常な大きな額とは申せません。しかしながら、これだけでも、私どもはやはりこれによって、三万名の加入者の増設ができる、かように考えております。

○野上元君　そうすると、結局外債募集は、国内の資金調達が飽和点に達し

たので、外からも導入したのだ、こういうふうには解釈してよろしいんですか。国内のいわゆる資金導入は限度がきた、従つて外債によつたのだ、こういうふうには解釈してよろしいですか。

○説明員(大橋八郎君) 限度にきたということは言い得るかどうか、私どももその点は財政のことになりますが、と断言いたしかねるのではありませんが、とにかく今年度の予算編成の際にあたりましてはこれ以上の公募債あるいは財政投融資をいただくことができなかったわけでありまして、その足りない分は七十二億を外債に仰いだ、こういうことでございます。

○野上元君 この方法は、これから毎年続けられるのですか、さらに拡大されていくんですか、そういう方針についてはお聞かせいただけますか。

○説明員(大橋八郎君) これは年々の予算編成のときの問題でありまして、あらかじめ必ずこれは外債を仰ぐとか、内債に仰ぐとかいうことを平常から考えているわけではございません。私としては、必要な拡張計画の財源を要求する場合に、自己資金なり、あるいは加入者の引き受け債券等を引き当てにして、なお足りない分は、何らかの方法によつて、借入金なり公募債によりたい。その場合に、そのときの財政状態なりあるいは一般経済界の状況によつてですね、国内債で、もし募集できますればけっこうです。なお特に国内債で借りられるものを、わざわざ外債で借りるということも考えておりません。国内債でできない部分で、しかも外債により得る部分があるならば、必要な限度まで外債で借りてよろしい。かような大体的考え方でおるわ

○野上元君 この方法は、これから毎

年続けられるのですか、さらに拡大されていくんですか、そういう方針についてはお聞かせいただけますか。

○説明員(大橋八郎君) これは年々の予算編成のときの問題でありまして、あらかじめ必ずこれは外債を仰ぐとか、内債に仰ぐとかいうことを平常か

ら考えているわけではございません。私としては、必要な拡張計画の財源を要求する場合には、自己資金なり、あるいは加入者の引き受け債券等を引き当てるに、なお足りない分は、何らかの方法によって、借入金なり公募債によりたい。その場合に、そのときの財政状態なりあるいは一般経済界の状況

けでございます。

○野上元君　では、その外債の募集は、消極的な意味を持っておる。まず計画を先にして、その計画に国内の資金を充当して、なお足りなかった場合にのみ外債募集による。こういうふうを考えてよろしいですね。

○説明員(大橋八郎君)　この社債応募等の問題はですね、これは私どもは必

要な限度のものを突はいたいただきたい」ということを、予算編成の際に要求いたしたいのでありまして、これを財政当局その他の財政計画に基づきましてですね、内債でこの程度お前の方に割り当ててよからう。それ以上はできないが、それは外債でやったらよからうと

とだと考えます。

○野上元君 それは電電公社自体の計画が主ではなくて、外の力の方が主になるのですか。その計画は。

○説明員(大橋八郎君) これはもう債券をどうするとか、どこに求めるかという問題でありまして、そうなりますと、これはやはり財政計画に最も重大な関係がありますので、私の方では、ぜひ外債にしてくれ。あるいは内債でぜひ頼むという差別は特につけません。どちらでも、私どもは資金の調弁

かできればけっこうでございます。こ
ういう態度で今日までできておるわけ
でございます。

○野上元君　かりに外債を将来募集さ
れるとして、限度というのは全然考え
ておられないですか。最高限度とい
うのは。

○説明員(大橋八郎君)　今日において

は、特にそこまで限度というものについて、まだ考慮いたしておるません。

○野上元君 その問題では、ちやうと筋をはずれましたので、また元に戻しますが、その間の参考人も盛んに述べておりましたが、今日の電信電話事業は、いかにも派手に発展の一途をたどつておる。驚異的な進展を見せておるけれども、まだ国際的に比較した場合には貧弱なものでだ。むしろ後進性だ。こういうことを盛んに言っておられましたか、その点は、電電公社としては認められておるんですか。

○説明員(大橋八郎君) 世界の各国との例から比較いたしますと、まだそういばつた程度ではございません。むしろ水準より以下と申してもいいかと思ひます。

○野上元君 そうするとですね、とりわけ皆さん方は、公企業と言われておるんですが、この公企業が、将来発展していくという場合にですね、その資金の調達方法というのは、初期においてはですね、やはりその借入金だとかあるいは財政投融资から借りるとか、あるいはまた貯蓄をそちらの方に振り向けるとか、そういう行き方が、今日一番正しいというふうに言われておるんですが、料金でその将来の設備を改善していくというような行き方は、明らかに公平な負担でないのだというやうな論が非常に強いように思ふのですが、そういう点は、どういうふうにお考えになっておりますか。

○説明員(大橋八郎君) その点になりますと、私どもはですね、改良拡張の財源の一部を料金収入から求めるといふことは、必ずしも不当とは言えないと考えております。実は御承知の通り

いうことを盛んに言っておられました
が、その点は、電電公社としては認め
られておるんですか。

○説明員（大橋八郎君） 世界の各国と
の例から比較いたしますと、まだそう
いばった程度ではございません。むしろ

○野上元君　そうするのですね、とりわけ皆さん方は、公企業と言われておるんですが、この公企業が、将来発展していくという場合にですね、その資金の調達方法というのは、初期におい

ではですね。やはりその借入金とかあるいは財政投融資から借りるとかあるいはまた貯蓄をそちらの方に振り向けるとか、そういう行き方が、今日一番正しいというふうに言われておるんですが、料金でその将来の設備を改善していくというような行き方は、明らかに公平な負担でないのだというよ

うな論が非常に強いように思ふのですが、そういう点は、どういうふうにお考えになっておりますか。

○説明員(大橋八郎君) その点になりますと、私どもはですね、改良拡張の財源の一部を料金収入から求めるといふことは、必ずしも不当とは言えないと考えております。実は御承知の通り

昭和二十八年に終二割の料金引き上げをお認めいただいたわけであります。そのときの趣旨もですね、この値上げによって得たる財源は、一部は減価償却積立金の不足を補うというものが一つ。いま一つは、その増収をもつて将来の拡張改良の資源に充てるのだ。かような趣旨で、当時国会の御承認を得たと承っております。また現在の加入者から、今後の新しい加入者の建設費の一部を支弁するというのはおかしいじゃないかという、こういう説もよく聞く説でありますが、しかしこの点も、電話というものは相手が多くなれば多くなるほど利便が増すわけであります。一万の相手の話のできる電話よりも、十万の相手の話のできる電話の方が非常に効果が大きいわけでありまして、将来の話す相手が増加する財源の一部に、現在の加入者の料金の中から一部を充当するということも、必ずしも不当ということも言えないと思えます。

のみならず先ほど申し上げました改良ということになりますと、これは将来の建設ということよりも、現在の加入者のサービスをよくするというものでありまして、従来の手動であったものを自動に直す、あるいは市外交換を即時に直すというようなことに、これは向けられる金でありますから、これは現在の加入者の料金収入の一部を充当するということは、決して不当とは言えない、かように考えております。

○野上元君　そうしますと、今日電公社で千何億の収入があるわけですが、それを振り向けている率というのは、どうなんですか。改良に振り向けているのはどれくらいで、将来の設備

100

投資には幾らぐらい、その率は、どれくらいになっているのですか。

○説明員(大泉周蔵君) これは年によって多少の差はございますが、大体六〇%前後が、現在の加入者の利益になる分と考えられます。

○野上元君 そうすると六〇%は、現在の加入者の改良、四〇%が将来の拡張、こういうわけですね、さらにこれも、この間の参考人がいろいろと申されておりましたが、料金の決定にあたって、今日新しい法案が出たわけですが、この料金水準について、どういふふうに考えるかという問題が一番重点である、その料金水準は、今日電電公社が行なっている大体収入を限度として、その幅において変えただけであって、水準というものはやはり従来の水準を、そのまま使っているのじゃないか、今日三十億の減収になっていると申しておりますが、この水準のきめ方は、電電公社の場合は、どういふふうに決定されているのですか。

○説明員(大泉周蔵君) 御質問の趣旨をあるいは取り違えたかもしれませんが、同じ水準と申しますのは、同じ取り扱い通数と申しますか、電話なり通話数なりというものがあつた場合において、総計において収入というものが同じになると、こう申しておるわけでありませう。

○野上元君 問題は、水準といいますが、基本的な料金の考え方が、今日の電電公社の料金が安いのか、安いという問題ですね、この水準の問題が、高橋参考人はたしか戦前の物価と比較して、その倍率を対比して今日の電電公社の料金が必ずしも高くない、こういう立論もされておったんですが、電

電公社のように生産性の向上のどんなに進んでいく事業において、ただそういう料金の対比だけでこの電電公社の料金の水準は正しいんだ、あるいは他の物価と比べて割安なんだとか割高なんだとかいうことを論ずるということとは間違いないかと、私はそういう気がするんですが、その点電電公社はどうお考えですかね。

○説明員(大泉周蔵君) この点につきましては非常にむずかしい問題なんではございますが、現在の電電公社において上がった利益を、現在の加入者に還元すべきか、あるいは将来の拡張、改良に向けておくべきかという点は非常に大きな問題でございまして、私たち公社の持つております公共的使命から、申し込んでもつかない電話を、一日も早くなくし、全国即時通話にすることが一番の急務であるから、どうしても現在のテンポを下げたくない、もっとも拡張のテンポを上げたいという念願でございませう。

そこで、そういう点から言いますと、現在の料金水準を下げるといふことは、拡張のテンポを落とすおそれがあるもので、そういうことはしたくない。これが第一の考え方でありまして、しからば、さて、現在の電電公社の料金が、ほかの物価に比べて高過ぎると、これは、そういうことは言っておれない、早く一般に調整すべきだ——そこで、翻つて考えてみますと、昭和九年——十一年の基準に照らして考えてみたときに、電信電話料金というものは、どういふものであろうかと考えて、ほかと比べてみますと、割合にむしろ低目である。そうすると、これを下げなきゃならない急務という

ものは、むしろあまりないんであつて、拡張の急務の方に重きを置くのが正しいんじゃないか、こういう工合に考えた次第でございませう。

○野上元君 拡張計画があるから、まあそういうことを言っておられるわけですね。かりに拡張計画がないとすれば、あなたの方の収益は、どんどん上がつておるわけですから、そうすると、一般の物価なんかに見て高いということはないんですか。

○説明員(大泉周蔵君) この点は、実はどんどん上がつていまして、ほとんど拡張して、それによってだんだん上がつていくという、いわば雪だるま式と申しますか、どんどん電話をつけ、どんどん市外回線もふえれば、従つて通話料もふえる。しかしながら、他面、支出もふえるということもございまして、そのようないわば建設の規模なり収支の規模がふえることが、決して負担がふえるということとは通じない。むしろ利用者の方々が、その利用によってより利益を受けておられる、いわば正當な対価と思う次第でございまして、まあせっかくの先生のお話でございしますが、私たちは、これによってむしろサービスを増しているという工合に考えた方が正しいんじゃないかと考える次第でございませう。

○野上元君 あなたの言われることもわからぬことはないんです、私も。それで今回の法律にも、わざわざこの料金改定によつて三十億円の減収だということをやつたわれている。電電公社はなかなか芝居がうまくいふと思うんですが、減収だなんだというところは、値下げじゃないんだ、減収になるというので

すが、これは、今の理屈から言われると、この料金改定によつて、有効需要を刺激して、さらに拡大していくんだと、通話数が。そうすれば、今日の三十億減収の予定が、実際やつてみたら、需要を刺激しておつて百億の増収になつておつたんだと、こういうことが、言えるんじゃないですか。

私が聞きたいのは、三十億の減収といふのは、一体どういう根拠で出たのか、そしてその三十億の減収といふのは、いつまで続くのか、いつから黒字に転ずるのかということ、どうなんですか。

○説明員(大泉周蔵君) 実は、この三十億の減収と申しますことは、いろいろ誤解も生ずるんじゃないかと思つて、私たち申しわけないと思うんですが、実は、これは、そういうことを目的としたのじゃございませんので、あくまで水準が同じになるように努力したのでございまして、何分改定をいたしますと、水準を無理に同じくしますと、どうしても上がるところも下がるところも出てきて、上がるところの影響が強い。従つてこれを受け入れられやすくなるために、上がる方をずっと押えるということにしました結果、どうしても減収が生ぜざるを得なかつたのでございまして、いわば変な言い方をしますと、本意な減収だつたのでございまして、出た計算をその通り正直に申しておるだけでございます。

そこで、その三十億の減収の中で利用増の要素を見なかつたかと申しますと、これは、三分・一分の場合には、三分までは値下げになりませんので、三分から六分までの通話数に

は移動がありまして、それ自体がふえるとは考えられないというので、三分・一分のほうは、手動のほうは利用増は考えなかつたのでございませう、自動の關係につきましては、確かにふえるであらう、しかしながら通話の間が非常に短くなるということも考慮に入れて考えたわけでございませうが、しかし、それで直ちにこの三十億がすぐ消えるぐらゐの利用度であるかどうかといふことは、必ずしも言えないわけではございません。ただ、私たち考えましたのは、御承知の通り、毎年電電公社の財政規模はどんどん大きくなつて参りまして、加入数も市外線もどんどんふえて参りますので、その間における三十億といふものは、前年度の三十四年度では一・六%なんでもございませう。したがつて、こういうものは、利用増あるいは企業努力によつてカバーできるだらうと、こう考えたのでありまして、これが何年で消えるかといふことは、その年の経済情勢、われわれの努力いかんで変わるわけでございますが、一がいかに言いかねるのでございませうが、私たちはできるだけ早く、これの穴というものを埋めるように努力したい、こう考えておる次第でございませう。

○野上元君 そうすると、その三十億の減収といふのは、どの年度と比較してですか。三十五年度の実績と三十六年度の予定とを比較して三十億の減収になると、こういうことですか。

○説明員(大泉周蔵君) この申しております三十二億と申しますのは、三十四年度の決算によりまして、その取扱数というものをとしまして計算しますと、収入は二千五十億円であるけ

れども、新しい料金体系で計算すると二千八百億円である、したがって三十二億減収であるということでございます。

○野上元君 三十四年度の通話数を基礎に置いておると。そうすると、三十五年年度の通話数を基礎に置くと、三十二億の減収というのは、どうなるかわからんと、こういうことですね。

○説明員(大泉周蔵君) 三十五年度は、まだ決算がはつきりしませんので申しかねるのでございますが、推測で申しますと、これが三十五億円程度になるのではないかと、また、三十六年度の予算をもとにしますと、これは四十四億円程度になるのではないかと、こう推算いたしておる次第でございます。

○野上元君 そうすると、毎年減収は通増していくという計算ですか。

○説明員(大泉周蔵君) この部分だけを見ますと、確かに通増いたします。しかしながら、予算規模自体はまたこれより上回って飛躍的に通増していくと考えておる次第でございます。

○野上元君 私頭が悪いのでよくわかりませんが、そうすると、ここで言うおる減収というものは、どういう意味なんですか。

○説明員(大泉周蔵君) これは、前の料金体系と新しい料金体系を同じ基礎物数に当てはめたときに、これだけの差がある、こういう意味でございます。

○野上元君 そうすると、その通話の内容が変わって来ると、この数字も変わって来ると、こういうことですか。

○説明員(大泉周蔵君) その通りでございます。

○野上元君 そうすると、必ずしも電

電公社が好まざる結果が出るとは限らないですね。その通話の内容が変われば、逆に増収ということがあり得るわけですね。

○説明員(大泉周蔵君) その通りでございます。まあ予想が違えば、これよりも増収もあり得るしまた減収もあり得ると思っております。私たちが、自動即時通話に關しましては、ある程度時間が短くなり、かつ通数がふえるという要素も見込んだつもりでございます。

○野上元君 それではよくわかりました。だいたい政府の言うことと、反対のことを考えておれば間違いないというところが、一般の考え方のようでありますから、おそらくこれは増収になるのじゃないですか。その点はどうか。三十六年度の決算を見なきゃわかりませんか。

○説明員(大泉周蔵君) 私たちは、これはこの減収を取り返すために努力したいと思っておりますが、決してそう容易なことではあるとは思いません。またこれを埋め合わせるための増収が出ると思います。相当の市外線の増設を必要とするので、決してなまやさしいものとは思いませんが、しかしある年限の間には、これを取り返すことは可能ではないかと考えてはおります。

○野上元君 もちろん私は長期計画を立てる以上、その減収が年々増大していくというような長期計画を、電電公社の方が立てられるなんというところは、これは常識的に決して考えられないですね。高度経済成長計画をやっておられ、所得倍増計画も進んでいくというようなことを考えると、年々そ

の減収が通増していくというような、そういうことはないと、いつかは黒字に転じていくというように見ておるんですが、その見方について間違いないですね。

○説明員(大泉周蔵君) これは私も、減収しつぱなしで、未来永劫にだんだん赤字になっていくという予想を立てておるわけでは決してございません。私たちが、料金改定の収入として、これだけいわばお客様の方に有利になるような計算になるけれども、しかしながらいわばサービス増進といえます。利用者の増加によって、これをカバーしていくと考えることは事実でございます。これは距離別時間差法によるサービスというものが、利用者の好評を博し、またその他一般サービスについて、利用者の方のいわば利用増が出て参りますならば、これは遠からずふえるものではあると思

います。しかしながら料金体系をそれ自体としましては、明らかに今の体系と新しい体系との間には、差が出て参ります。

○野上元君 そうすると今回の、かりに法案がこの国会で成立するとすると、明年度から実施されることになるわけですね。そうした場合に、あなたの方で、この間出された十三年間にお

つた十二年度ですか、電話拡充臨時措置法の計画に基づいて昭和四十七年度までの計画には大した狂いが無い、こういうように判断してよろしいですか。

○説明員(大泉周蔵君) この程度の差は、根本には影響を及ぼすものではないと考えております。

○野上元君 話はまた逆に戻るかし

れませんが、今日電電公社で、いつも問題になっておるのは、やはり公社が国営から、いわゆる公共企業体になった、そのうまみといいますが、それがいつも問題になっておるんですが、今日、皆さん方が痛切に感ぜられておるうちに、今までとあまり変わらないうちに、たとえば給与の問題についても、これは予算総則に縛られてしま

う。かつまた、先ほど大橋総裁がおっしゃったように、資金を調達しようとしても、なかなか公社だけでは、どうにもならない。ほとんど公社のうまみがなくなっちゃないか、こういうことが特に言われておりました。その反面、公社が幾ら収益を上げて、従業員に

は、その上は公益事業だということ、これが押えてしまふというふうなことがしばしば言われ、聞くんです。その点は公社としては、いつもこれは問題になることですが、どういふふうにお考えになっておるんですかね。今日の状態、やむを得ざるものがある、こういうふうにお考えになつて

いるのか、なお改善の余地があるとお考えになつておるのか、もう少し企業的な、独創的な経営ができるような方針を望んでおられるのか、今日の状態を墨守されようとしているのか、そういう点について、大橋総裁どういふふうにお考えられますか。

○説明員(大橋八郎君) この公共企業体という制度も、考え方によって、いろいろ制度の幅があるのじゃないかと考えます。従いまして、現在存在している国鉄、電電、あるいは専売というような三公社の現在の状態が、必ずしもこれは唯一の公共企業体の形とも考えられない。おそらくいろいろな幅が

ありまして、よほど国営に近い公共企業体もあり、また民営の会社に近い公共企業体という考え方もあるだろうと思ひます。まあ現在で起きている三公社は、どちらかと申せば、こういう批評をして、はなはだいかかと思ひます。が、初めて公共企業体というものが従来の国営から移つたのでありますから、おそらく第一段階として、比較的

国営に近い公共企業体の形態ではないかと考えます。あるいは今後の社会情勢の変化により、あるいは経済状態の変化等によって、だんだん場合によつては、もう少し自主性の強い、あるいは民間企業の方に近いようなところに移る場合もあり得ると思ひます。

しかし、現在のできております公社法の範囲内においては、今申し上げましたように、どちらかと申すと国営に近い状態のままに運営されている、かように私は私どもは考えております。

○野上元君 そうすると公企業というのは、いろいろと定義があるようですが、たとえば公共企業というものは、自己完結的な経済単位ではなくして、政治、行政団体である国の一部であるとか、あるいはまた地方自治体の一部だとか、こういう考え方もあるし、そうではなくて、いわゆるパブリック・インダストリーと言いますが、そこまで

考えている公企業の経営の方針もあるし、いろいろあると思うのですが、今大橋さんのお話を伺っていると、やはり何と言いまうか、国営に近い、ほぼ国営に近い公共企業体、こういうのが今日の電電公社の実情である。しかしながらその事業の内容は、飛躍的に発展しつつあるというところに、大きな一つの矛盾があつて、それがやはり従

業員等には敏感に響いているというふうな、われわれとしては考えられるのだが、その点は大橋総裁の希望としては、もう少し企業的な、独創的な考え方を希望しておられるのかどうか、その点一つ、お聞きしておきたいと思うのですが。

○説明員(大橋八郎君) これはむしろ現在の電電公社のあり方という点について、政治家としてのいろいろ、皆さんの御意見があるだろうと思ひます。私どもは現在の法制のもとに働いているわけでありまして、希望は、いろいろと個人的意見はありましようけれども、ここで個人的な意見を申し上げるべき立場ではないと考えます。

○野上元君 いや私は、大橋総裁の個人的な意見を聞いているわけじゃなくて、総裁の御意見を聞いているのであって、われわれはやはり門外漢であつて、この法案を提出されるのであつても、やはり公社の方が計画を立案されて、それが郵政省の手を通じてこられたのであつて、実際は総裁の方の自主的な意見が、これによって現れてきているわけなんです。そういう考え方を、われわれのいわゆる政治家と言ひますか、そういう部類の責任に転嫁されるというのは、どうも僕は納得できないので、むしろ総裁自身が、もっと積極的に切り開いていかれるのかどうか、その点一つ、忌憚のない意見を伺つておきたいのですがね。

○説明員(大橋八郎君) これは、まあ公社ができてから以来、しよつちゅう公社の中にも外にもいろいろ議論があります。従来公企業等の審議会が開かれたときにも、公社から意見を出し

たのは御承知の通りであります。当時の意見としては、相当自主的の運営のできるような態勢を望むという意見を、たしか当時公社から出したと思ひます。これがやはり、公社としての従来からの意見とお考えいただいてけつこうだと思ひます。

○野上元君 私は結局、こういうことをお聞きするの、できるだけ公社が独創的な計画を自主的に打ち出されて企業として、うまくやつてもいい、毎回々々いろいろなことでもめておるといふのは、まことにまずいのではないかと、こういう考え方をするのですよ。それはやはり公企業になったというところから、従業員は非常に大きな期待を持った。が、しかし実際には、今までとちつとも変わらないじゃないか。ことに、郵政大臣がおられるので悪いのだが、隣の貧乏人の郵政と肩を並べなければならぬ、こういうことが、しばしばわれわれも目につくのです。ときどき私は郵政の従業員の諸君にも、お前は電電公社の足を引っぱるようなことをしてはいかぬ、あまり人をうらやましがるな。電電公社は、どんな待遇改善をされればいいじゃないか。そのことが、結局は郵政事業の刺激にもなるのではないかと。郵政の事務当局も、これはいかぬということ、大いに努力をし、待遇改善をやつていく。こういう一つの積極性を持つてくる。

従つて、そういううらやましがつてはいかぬということをしよばしよ言うのですが、その点は、逆に電電公社の方から、貧乏人の方へ右へならえしておつて、もつぱら彼らのかせいだ金は設備に投資されてしまふところ

に、何か割り切れないものがあるのではないかと、こういうような考え方がするのですが、そういう点は、総裁としてはお持ちになりませんか。また、お持ちにならないとすれば、いや、十分その点は尽くすべき点は尽くしているのだ、こういうお考えを持つておられるのか、一体どちらでしょう。

○説明員(大橋八郎君) ただいまお話をになりましたように、剰余金は全部設備投資に充てているわけではございせん。上げた利益の一部は、むしろ満足する状態ではないかもしれせんけれども、ある程度のは従業員に待遇改善なり福祉増進に充てられておることは、これまた事実であります。しかしその程度が、あるいは従業員諸君の希望しておられるところにはむるんいていないかもしれせんけれども、それが、全然行なわれていないということではないと思ひます。ただ私どもの方としては、でき得る限りその範囲を大きくするように努力するつもりで今日まで努力しておりますけれども、われわれの微力のいたすところ、思うように、なかなかうまくいきませんので、十分御満足を与えることができないのは非常に遺憾に思ひます。

○野上元君 あなたは満足を与えるだけの金を持つていらるのです。郵政のよう持つてないのから出せといつてもしょうがない。それでは、われわれが作つてやらなければならぬという気もするのだが、電電公社は、もてあますぐらい金を持つておつて、残念ながら満足する状態にいかれないのだといふのは、どうも理解できないのですがね。その辺が一番むずかしいところ

じゃないですか。総裁は、日本一の金持ちなんです。その従業員がいつても文句を言つておるといふのは、あなたは持つておられる金を——人の金なんです。それをあまり自分の金と間違えずに——自分の金は大いに貯金してもらつてけつこうなんです。その方の金は、やはりあなたの子供たちを、どんどん渡していくというやり方をせぬと、なかなかうまくいかないじゃないか。

その点が若干、努力にもかかわらず、なお足らざるものがあるのではないかと、こういうような気がするのだが、その点どうでしょう。

○説明員(大橋八郎君) これはもう野上さん御承知のこと、あらためて申し上げることもないのでございまして、現在の公社法の三十条によつて、ちゃんと標準というものが定められておりまして、私ども電電公社だけ特別のことをやるということとはできないように、ちゃんと、ここに規定が設けられておるわけです。この三十条の範囲内において、私どもはできるだけのことを努力する、かような状態でございます。

○野上元君 それが一歩おもしろくないのですがね。公企業だ公企業だといつて、そちらの方が公企業なんですよ、押える方が公企業というやり方では、全然同格から公企業になつた意味がないような気がするのだが、その点を何とか、もう少し改善する余地があると思うのだが、これは郵政大臣の仕事ですか。郵政大臣どうですか。あなたはあまり金がないので、名前が小金では、金はあまりない

いかもしれませんが……。○國務大臣(小金義照君) 読み方によつては、オガネとも読みますから……。

野上さんの御意見は、おそらく公企業体になつて、国家の直営から離れて、もう少し自由な活動の天地を努力して持つようにならうかというふうな御意見だと思ひますが、俗に三公社五現業といひまして、電電公社の方は、比較的裕福であつて、私どもの方の郵政事業の方は貧乏で、その貧乏の方にならなくてもいいだろうという、まあそんならけつこうですが、もし私が許されるならば、電電公社が、そんなにうかつたならば、本家の郵政省の方に少し金を回してもらいたいくらいの考えなんです。これはなかなか行政上、またわれわれの方でございまして、国家行政機構の一部でございまして、非常に窮屈で、行政組織法、あるいは財政法、会計法、国家公務員法等の除外になつておる公企業体であるから、もう少し自由な金の使い方と、また企業活動も潤達にできるようになつて、私どもの方も望ましいと思つております。やはり、広い意味において国家機構、または政府関係行政機関の中において、あまりにこぼこがあるといふことは、政府全体としては踏み切れないと思ひます。

そこで、たとえば電電公社の方において、今大橋総裁が言われた三十条の規定内において給与その他のことができた上の金は、やはり拡張とかあるいは維持改善に回してもらつて、国家を通じて、金般的によくなれる方に注ぎ込んでもらふ。いわばこれは相当長い期間かもしれませんが、経過的には窮

屈でも、ある程度やむを得ないと思つております。なお、電電公社がもつと機動的に働けるようにしたいという念願をもつて、私も、ともどもに苦勞いたしております。ただ筋は筋、現実は現実というところもございまして、思うようにはいかないというのが現状だと思つております。

○森中守義君 閣下。郵政大臣。公社法の三十条がどういふ趣旨のもとに作られたかというところは、かなり旧聞に属する問題でしょうが、三十条が絶対的な条文などとはいえないと思うので

す。それで私は、この前もちょっとお尋ねしたことがありますが、この前の行管の勧告が出ておりましたね。要するに公社の予算編成権と、郵政大臣のこれに対する調整権、この辺が、私は今野上委員の質問の一つのポイントを突いていて、それで利潤が上がった金を、一体どういふように公社が使っているか。すでに五百億、あるいは三十六年、三十七年、三十八年というように、事業の増高と利用度の増加に伴つて利益が上がっていくことだけ

は、これは間違いないと思うのです。が、そうすると、そういうふうになつた利潤、三十条があるから、それだけ基礎にして配分しなければならぬというところは、少し私はうまくないのではないかと。三十条というのは、変えようと思えば、法律改正でできるわけですが、問題はもう少し、建設資金に幾ら使う、あるいは職員にどれくらい配分する、そういう原則的な問題が、そろそろ検討されていい時期にきているんじゃないですか。そういうことが私は大臣の公社予算

の調整権という権能に照らしておやりになる仕事だと思つて、大體、こういう公社経営として上がった利潤のどのくらいを処遇改善に回していくか、あるいは建設資金に回していくか、また、その比率等について検討されたことがありませんか。

○國務大臣(小金義昭君) まだ具体的には検討したことは、まあ事務局はあるかもしれませんが、私としては、まだそこまで手をつけておりません。ただ、これは郵政大臣と申します

か、國務大臣の見地から申しますと、やはり國家の政府關係機關の全般を通じての振り合いとか、いろいろなことも考えなければなりませんので、利益が上がる企業体は、相当大幅にその利益を従業員に分配していいということも一がいには踏み切れないのじやないかというふうな考えを持っておりま

す。具体的に今おっしゃつたような、どういふ割合で分配すべきかといううなことは、私自身は、まだじっくり手をつけて研究したことはございませうが、事務局から必要があればお答えをいたします。○森中守義君 これはなるほど、大臣の言われるように利潤が非常に上がったければ、それだけ逆から言うならば、料金等を軽減していく、利用者で還元をしていく、これも一つの方法でしようし、あるいは設備投資に大へんな金が必要、そちらへ回していくということも利益金の使い方であると思

う。しかし、そういうことが三十条を一つのためにとてされるんではなくて、もう少し、上がった利益を建設資金には幾ら使つていく、あるいは益金の利用者に対する還元はどの程度にしてい

く、あるいは職員に対する配分はどの程度、こういうことが寄り寄り協議されていいのじやないかと、こう思ふのです。ただ、今のところそういう検討をしたことがないと言われますが、それ以上突っ込んでお聞きするの

も無理かと思ひますけれども、大體、物の考え方としては、どういふようにお考えになりますか。○國務大臣(小金義昭君) お説の趣旨は、ごもっともでありまして、そういうふうな見地から検討もしてみたいと思つております。○森中守義君 おやりになりますか。

○國務大臣(小金義昭君) これは電電公社と私の方と、両方で研究しなければならぬ問題でありますから、相談をいたしまして研究をいたします。○久保等君 私、若干まだ各委員の方

も御質問があるかと思ひますが、時間の關係もございまして、私あまり長時間実時間は時間が都合つきませんが、許されまします私の時間の範囲内で、若干質問をいたしてみたいと思ひます。まず、今回出されましたこの公衆電

氣通信法の一部改正の目的としております料金体系は正という問題なんです

が、基本的には、この料金問題に対して、どういふお考え方、この改正法案を出されたのか、まず、その基本的な点についてのお考えを提案者の方から御説明を承りたいと思ひます。○國務大臣(小金義昭君) この法案を提出いたしました根本的な理由と申しますのは、電話の架設をどんどん進め

て参りまして、従ひまして、経済がどんどん伸びていきまして社会生活圏が

大きくなつて参ります。従つて通信等もこの電話による通信等も、市外通話の自動化を促進して参らなければなら

ない。これらの点に即応いたしまして、料金の体系を合理化する。一口に申しますれば、大體そういう要請に基

づいて提案したのでございまして、その基本は、社会生活が向上し、経済が発展していく。電話の全国的な即時通話等を計画いたしております立場から、最も簡明な、そして間違ひのないような料金のかけ方を。そのために、今までのようなことではいけ

ないというので、この距離別時間差法というふうな方式によつて料金をかけるのが一番いい、こういう見地から提案をいたしたのでございまして。○久保等君 料金体系は正の問題は、私もずっと数年来懸案の問題であつたことを承知いたしておるのですが、ただ一般國民の感じとしては、料金体系であらうと料金の金額そのものであらうと、とにかく料金という一般的な、常識的な感じからすると、やはり体系を含め料金制度そのものに対して、一つのやはり考え方を持っておると思つて、今出されたのは、主として料金体系を是正するのだという体系

は、正という点に重点を置かれておると思ふのですが、従来の経過は、この前

料金の値上げをや、そして今回体系

系は正という形で二本建のような形で扱つてしまつておる。従つて、今回は

料金の高低、多寡といったような問題は、従来と同じような据え置きとい

れを全般を待つてということとは、事実上実施不可能ではないかというように考えております。

○久保等君 私のお尋ねしようとしてゐるのは、今局長の御説明のあった問題と、もう一つは、一体今の電信電話料金そのものもはたしてこれでいいのかどうかという、そういう問題。それについての検討を、私は今の局長の言われるような問題とあわせて、一元的に考えてみなければならぬじゃないかという気がするのです。

ところが、おそらく局長なり、あるいは当局の考え方からすれば、料金そのものについては、これはむしろ建設資金等の需要の面からいえば、多々まします。その点からいえば、これについて適正料金とか何とかという見地からすれば、検討の余地があるにしても、今の立場からいって、とてもそういう適正料金という観点から検討するほど、ゆとりがないのだという気持だろうと私は思うのです。

しかし、料金制度という問題は、ほんとに純粋に考えていく場合には、料金そのものは、一体どの程度が適正なのか、そういう問題は当然考えていかなければならぬと思ひます。それに加へるに、全国的な料金そのもののバランスですね、均衡、これは今言う、私は、今度出された料金体系の問題が主たる問題だと思ひますが、要するに料金そのものの問題と料金体系、そういうものをひくくする形で、やっぱり料金制度というものについて、検討を加えていかなければならぬじゃないかという気がするのですが、その点をお尋ねしておるのです。

○説明員（大泉周蔵君） この点について

では、先ほども大臣からも、總裁からも御答弁があったと思うのでございませうが、この電信電話料金の全般にわたって根本的に検討するということも、確かに一つの考え方でございますが、やはりまたその間に、利用者の方々の、今までなれておられる実態というものを、いわばこの前も参考人の方が歴史を考へなければならぬとおっしゃっておられますが、そういう点も考へなければならぬということで、これをいわば理想、何といひますか、単に理論的にすぐ理想的なものにするかというところは、なかなかむずかしいことかと思ひますが、そこで電信電話の全般問題については調査会においでますが、いろいろ御議論があったのでございませうが、やはり電信事業そのものを、根本的にどうするかというよりも、やはり水準を同じゅうした中でどういじれるかという議論があったように私拝聴しておたのであります。が、今回のいよいよ法案となりますときに、その電話の立場と電信の立場とは、ある程度やはり違つておりまして、電信については、根本的に考へ直す必要がある。電信の方は、これは電話の自動化に伴う体系の整備並びに大都市周辺その他あるいは町村合併等に伴ういろいろの矛盾解決のために、立法に当たつたように私承知しておるのをごいまして、この点におきましてはいわば一番重点の改定をするという考え方であると思ひのでありまして、電信事業につきましては、全般の問題にわたつて、さらに検討をされるものと承知しておる次第でございます。

○久保等君 その現実の必要性なり、

できるだけ早急に、今回出された問題を今実施に移していかなければならぬという、そういう事情は、私どもはよくわかる。ただし、料金制度という問題について、やはり一つの方向を見つめながら研究をし、また調査をし、できるだけ何といひますか、本来の姿に私はやはり体系そのもの、それから料金そのもの、そういうようなものを、一元的に含めてやはり研究なり、調査を一つしていただく必要があると思ひます。

ところが、この前の料金の値上げの際には、料金そのものについても、いわばできるだけ建設資金をある程度確保していかねばならぬという立場から、料金が取り上げられて、あつたところの法改正をなされたと思ひます。ところが今回は、また料金体系という面からいへば、これは実は、全国即時化という問題に對処しなければならぬという立場から、料金体系の問題としてこれを取り上げてやうというのだが、この目的をもってやうというのだが、しかし、料金制度そのものの本来考へ方というのは、私は料金そのもの、それからまた体系そのもの、そういうものなものである。もう少しミックスさせた、しかも一元的に制度そのものについて、やはり検討を加えていかなければならぬ、同時に考へていかなければならぬ。ところが歴史的な経過をたどつてみると、特にここ数年の経過を見ると、私はやはり料金制度に対する取り組み方として、現実の必要性なり事情は理解できるにしても、料金そのものに対する取り組み方として、若干私は、正姿勢という言葉をよく使われましても、あまり正しい姿勢

ではないんじゃないか。従つて、そんなら一体料金制度の中で最も大事な電信電話事業における適正料金というものは、一体幾らなのだろうか、きわめて素朴な単純な問題がもつて質問された場合に、現在の料金も、だれも適正ですと、おそらく今の電電公社にしても郵政当局にしても言い切れないと思ひます。しかし、言い切れないからといって、そのままにしておいてはならぬ。

やっぱりそれは非常にむずかしい要素があるから、適正料金とは何だ、幾らだと簡単に言い切れるというものはないと思ひます。しかし、少なくとも今の料金というものは、あまりにもそういう意味では、政策料金の姿になつてゐるのです。郵便料は、よく政策料金だ政策料金だといわれるけれども、この場合に、今の政策料金というのは、電信電話の料金も、これはまた一種の政策料金だと思ひます。これは私の私見でございますがね。そういうことで

は、やっぱり料金問題と真剣に取り組んで、国民の納得を得る姿になつておらぬじゃないか。もちろん建設資金という面からすれば、幾らでも金はほしい、建設資金は幾らでもほしいのだから、収益は幾らでも上げたいという事情はわかりますけれども、それじゃ一体、料金というものは電電公社は幾らでいいと思つてゐるのだと言われて反問せられると、私は、それに対する適切な答弁がでかねるのじゃないかと思ひます。

だから、そういう点でも、今度出された料金制度の改正の一部ではあるけれども、それは体系是正に中心を置いた料金制度の改正案であつて、料金の金額そのものには、ほとんど手をつけ

ないという考え方で作られておると思ひます。ところが、これでは一体、料金制度そのものに対しての根本的な取り組み方とはいへないのじゃないか、そのことを私は質問してゐるわけなんです。

従つて、これはまあ何も早急に、そういう問題について結論を出せとか何とかというのを私は申し上げておるのじゃない。方向としては、そういう方向へやっぱり取り組んで行く必要があるのじゃないかということをお願いして、大臣の一つ御感想をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣（小倉義照君） 私は、一つの御見識だと思つております。ただ、どうもや、そばが幾らの値段がいいかというの、これは簡単にある程度割り出せるかも知れませんが、この電信、ことに電話料金のような高度の技術や機械を駆使いたしますと、これはまあ極端にいへば、毎年、あるいは日々技術が進歩してまいりますので、その技術革新によつて、どれだけのコストが下がるか、また、生産性の向上によつて、どれだけコストを引き下げるか、ことができるかという点を加味いたしますと、ここに七円という基礎数字を出しておりますが、この電話料金は、はたしてこれが適正なりやということになりまして、これはなかなかむずかしい問題でありまして、今久保さんの仰せのような、筋としては電信あるいは電話一通話をかける場合に、パリティ計算と申して非常な高等数学でも使つて出せば出せましようが、そのほかに、やはり国民生活を形成しておる諸般の現象、たとえば、生活費が

幾ら、エンゲル係数が幾ら、あるいはまた家賃、地代その他交通費、いろいろなものを勘案して、総合的に一体電話料金というものは、どのくらいが政策的にしかるべきか、こう、ちょうど今おっしゃったように、二筋の嚴重な意味のコスト計算から出した適正なといひますか原価、それから、社会生活の上から割り出した政策的な料金、こういうような見方がございまいしょうが、これらは、いずれもやはり根本的な相当深く掘り下げて研究をしなければ、なかなかそれでも、まだ結論は見出せないかもしれません、困難な問題であります。

そこで、電電公社または政府としては、何としても電話の積滞数が多くなつて、すみやかにこれを解消していくように努力しようというところに、非常に大きな重点を置いて進んで参りましたので、今御指摘のような欠陥と申しますか、そういうような不用意、不備な点があるかも知存じますが、しかし、これは相当長い間の歴史的な要因も大事であります。よく税で申されますが、悪税でも長い間取られていた税は悪税でなくなる、新しい税は、たとえ安くても合理的でも悪税だと言われるというようなことも聞いておりますので、七円という基礎料金が適正なりやいなやという御質問に対しては、私自身、実は正直に申し上げると迷うのであります。が、電電公社当局からは、よく歴史的経過等を伺ひまして、また今後の建設の用意のために、いろいろな施策をしていく場合においては、やはりこれを基礎にして全国的な自動通話ができるような状態に持っていく、その途上において、今御指摘

のようなことを私は研究討論して、国民の皆さんにできるだけ満足がいくようにしていくのが筋ではないか、こういうふうな考えでおります。

○久保等君 これは非常に大きな問題で、一つの私は課題として、ぜひ将来の料金制度を考える場合の心組むといひますか、姿勢として、やはり常に考へておいてももらいたいと思ひます。そういう大前提のもとに立つて、具体的な問題を若干考へていく場合に、いろいろ私は疑念を持ちます点もありますが、きつめて具体的な問題なんです、この間も出していただいた電電公社の資料の中で、減価償却の引当金、これが年々計上されております。

この減価償却の引当金の一体根拠といふものは、どういふことになつておりますか。相当改良的な減価償却も含まれておるのじゃないかと思ひます。が、二十八年度から、ずっとこの毎年の減価償却引当金の計数がここに出ております。どういふ比率で減価償却が行なわれておるのか、そこらあたりを一つ、公社の方から御説明をお願いしたいと思います。

○説明員（山本英也君） 公社でたゞいままで減価償却制度と申しますのは、公社になりました年に定めた制度で、昨年度三十五年度まではとつて参りました。従ひまして、どういふものを減価償却費引当金として年々積み立てておるかというやり方を申し上げますれば、電信電話の機械及び線路の施設に對しまして、それぞれ耐用年数といふものを過去の、電電公社になりましたまでの実績においてとらえまして、それに若干の技術革新的

な要素を加味しまして、新たに耐用年数を定めまして、それを定額法によりまして、個別に償却費を計算して計上いたしておるわけでございまして。

ただ、昭和二十七年に公社になりましたから、昭和二十九年までは、先ほど来お話のございましたように、償却費に立てます額に、若干不足分もございまして。そこで料金改正をお願いいたしましたときにも、その一つの理由をいたしまして、減価償却といふものを十分にすることのできるような料金をいふものをおきめいただくことを、お願いいたしましたわけでありまして。

昭和二十九年以降におきましては、従来とつておりました償却制度そのものが實際に合うかどうかという点につきまして、若干の疑問が出て参つたわけでございます。と申しますのは、電信電話の技術の進歩が非常に著しいものがございます。いわゆる技術革新に伴いますところの施設の陳腐化といふような現象が、きつめて顯著に事業の上に現われて参つたわけでございます。

そこで、その当時から昨年度までとつておりました減価償却制度といふものが、適正なる償却制度であるかどうかといふことにつきまして、公社内部におきまして、また学界その他の方面にも御研究をお願いして、公社自身も、どういふ償却制度といふものが正しいかといふことについて研究を重ねて参つたわけでございます。その間、會計的と申しますか、経理的には、当時とつておりました減価償却制度自身では、若干減価償却費が不足しているのではないかとことが、実績等において明らかになつて参りましたので、その不足分と考へられますものを、各年度の決算期におきまして、郵政大臣の特別の御承認をいただきまして、特別償却費を、三十五年度から特別償却をいたして参つてきております。昭和三十六年度以降におきましては、従来五カ年ほどの研究の結果をもとにいたしまして耐用年数を変えますと同時に、償却方法につきましても、定額法から定率法に変へまして、今年の四月一日よりそれを行なうことにいたしました。

従来、償却不足分であつたといふものに対しての特別償却の制度をお認めになつていただきましたので、三十五年度の決算におきまして、やはり従来と同じような特別償却のお認めをいただくようにしたいと現在はお考へております。以上であります。

○久保等君 三十五年度の予算と三十六年度の予算を見ても、確かに今経理局長の御説明のあつたように、この減価償却制度そのものを改定をした経過が非常に顯著に出ておると思ひますが、三十六年度のこういう比率が、そのうすると当分毎年、これから続いていくといふことになりませんか。

○説明員（山本英也君） 三十六年度の予算におきまして見込みました減価償却費といふものは、三十五年度の予算におきまして見込みましたよりも多くなつてきております。これはもちろん施設の量がふえますことに伴ひますところの多くなりまして分もございまして、が、ただいまお答え申し上げました償却制度の改正によりましてその増額分も含んでいるわけでございます。これを数字的に申し上げますと、従来の電信電話の機械の耐用年数とい

ものは、大体二十一年ぐらゐ、平均いたしまして二十一年ぐらゐを見込んでおります。三十六年度からは、大体全体の平均実用寿命と申しますか、耐用年数といふものは十六年ほどに短縮をいたされました。それともう一つは、従来は定額法をもつて償却を立てて参りましたが、三十六年度以降は、定率法をもつて償却を立てて参ることに相なりまして。その間にも、若干の償却費の引当金の多くなりまして要因がございまして。

○久保等君 まあこれは、相当むづかしい専門的なところで検討を願つた結論に基づいて改定をしたのだらうと思ひますが、機械の場合について、二十一年を十六年に短縮したといふお話、常識的に言へばわかるのですが、それは、どういふところで検討をせられたのですか。

○説明員（山本英也君） 主としていたしまして、耐用年数を、平均の耐用年数を定めましたものにつきましては、過去五年間の実績を基といたしまして、公社の技術革新とか、あるいは改良のテンポといふようなものが第一、第二次五カ年計画のテンポをもつて推移するならば、この程度の耐用年数をもつてあらうといふものの実績によりましてとらえたわけでございます。それに基つて現在の耐用年数を定めたわけでございます。

○久保等君 この減価償却制度そのものについて、従来ももちろんそういう制度があつたでしょうが、やはりある年限をおいて定期的な実験といふか、経験といふか、そういうふうなものによつて定期的にある程度検討を加えていかないと、ある程度——絶対正確

というものがマッチしておるかという御指摘でございますが、多くの懸隔がないものという工合に私どもも考えまして、法律で定められました再評価以後におきましては再評価はいたしておりません。

ただ、そのために非常に償却不足が生ずるであろうとか、あるいはかりに純粹に取りかえが行なわれる場合でも、償却費では、とても間に合わないであろうという工合には、現在のところは考えておりません。

それから、今先生のお話のございました資料につきましては、そういう点類なり何なことがわかりますように、大分類なり何なりで、先生に御相談を申し上げます。

ますれば、そういうものを作つて提出したしたいと思います。

○久保等君 三十六年の予算の中で、三十五年の予算と比較をした場合に、減価償却の引当金が、約四割ないし五割近いくらい予算面ではふえておると思ひます。いわば減価償却を多く、三

十五年度と三十六年度を比較すると非常にふえているわけですよ。ところが、その減価償却そのものを、そんなに改定を高率に行なう、そういう機会にこそ資産そのものについて、やはり再評価というものがなされてしかるべきじゃないかと思うのですが、資産の面では、全然そういった評価が

えも何もとやらないが、改定率だけは非常に大幅に、前年度、三十五年度では一割にも満たない程度のふえ方ぐらい

しかし、三十四年度と三十五年度とを比較すると、その程度のふえ方ですが、三十六年度の場合は、三十六年度に比較して約五割近い減価償却の率が上

がつていふのです。これは予算でいえば、三十五年度は三百七十三億だったのが、三十六年度では五百三十六億といた非常に大幅にふえているのです。がね。ところが、その基礎になる財産そのものに対しては、評価がえを全然今のお話だとやっておられないということだとすると、そういう減価償却を改定する場合には、当然そういう資産そのものに対する的確な再評価というものが必要があるのじゃないかという気がするのですが、そういう点はどうなんですか。

○説明員(山本英也君) 先生のお話のように、理論的には、たしかに年々価格の変動というものがございまして、そのときの資産というものを理論的には、あるいは再評価ということを行なう方が正しいかもしれない。ただ、ただいま申し上げましたように、公社におきましては固定資産の増加分というものは非常に大きい。公社になりました当時の加入数で申しますれば三倍以上になっております。それから線路の長さ等で比べますれば、五、六倍になつておるのじゃないか。その四倍なり五倍なりというものは、公社になりましたからできた資産であるということとは、ほぼ御推察いただけると思ひます。ですから、非常に古い資産を、何と申しますか、戦前の簿価というようなものをもっておる割合というものは、割合少ないのじゃないか。そういうことと、もう一つは戦前の簿価というやうなものをとりました分は、公社法によつて定められました再評価をいたしておりますので、それほど現在の資産の評価というものは、適正を欠いているという場合には私も考えてお

りませんが、

なおよく研究いたしてみせんと、その間のどのくらい幅があるかということとは的確にはお答えできません。

○久保等君 経理局長の言われるやうなものが膨張しておることは事実だと思ひます。しかしそれにしても、前からあるというか、少なくとも十年ぐらゐ過去にさかのほつての資産というもの、これは相当のやはり私は固定資産だと思ふのですがね。従つてそういったものに対する価格の、当時におけるやはり時価というものは、できるだけ正しく評価しておくことは必要だと思ひますがね。公社になつてから直後に一ぺんやられたことがあるだけで、その後は別にやられない、やつておられないというお話なんです。が、私はある一定の期間をおいて再評価をしていく必要があると思ふのですがね。しかも、この減価償却を改定されるくらいなら、当然その根拠になるのは、資産に対する適正な評価というものが基礎になつていなければならぬと思ふのです。年々新しくふえる固定資産、もちろんそのものは、最近のやうな非常に建設量の多い場合には、資産のふえ方というものは大きいけれども、しかししもともある資産そのもののウェイトも、決してそんなに小さいものではないので、その資産評価というものは、もう少し制度として五年に一ぺんとか、あるいは七年に一ぺんとかやられるやうな御方針なのか、別に今のところ、そういうお考えもないのか、再評価なんかされるのは、どういう機会にされようとするのか、将来やるとすれば、そういった点について

は、どういふお考えなんですか。

○説明員(山本英也君) 資格の価格評価そのものが、公社におきまして問題になりますのは、やはり適正なる減価償却ができておるかどうか、また適正なる減価償却が行なわれる程度の料金収入が、そういうものがあるかどうか、そういうところが非常に問題なんだろうと思ふのでございます。

従ひまして、そういう点につきましましては、なるべく先生のおっしゃいますやうに、適正な資産額の評価を行なうということとは正しいことだと思ふのでありますけれども、やはり資産の再評価というやうなことは、そう定期的に行なうべきものではないではないかと、いう工合に実は考えております。非常に物価の変動が激しい、あるいはそういうやうなときに、初めて行なわれてしかるべきものであつて、公社のやうな固定資産というものでサービスを提供していきまふやうな事業におきまして、年々々々資産の若干の変動にも、びしつと合わせるやうな資産の評価が之を年々行なうということとは、実際上も行なわれませんし、またその必要もないのではないかと、いうふうに考えております。

○久保等君 だから、私も年々やるべきだなんということを言つておるわけではないのですが、確かにその経済変動がなければ、かりに経済の変動が全然ないということを前提とするならば、そんなことを全然やる必要がないのです。しかし二十九年と今年とは三十二年になるけれども、ここ五、六年の物価の変動というものは、私は相当顕著なものがあると思ふのです。決して水平線をたどつたやうな横ばいの状態

とは言えないと思ふのですがね。従つて、そういう経済変動、すなわち価格変動というやうなことがあつた過去五、六年を考へてみた場合に、やはり適正な評価というものはなされなければならぬし、公社としては、一体そのことについて、どういふふうにお考えになつておるのか、形式的に、ただ五年に一ぺんとか、六年に一ぺんという

ことを申し上げるわけではないけれども、二十九年度にやられて今日まで全然やられておられない。それじゃ将来はどうなんだといへば、それも別に考へておられないのだという御答弁だとすれば、私の今申し上げてゐるのは、三十二年度非常に大幅な減価償却の改定を行なつておるといふことなんだけれども、そのときに、全然資産再評価の問題は抜きにして、そのことは二十九年度から全然やらなかつたのですといふのでは、何か減価償却の改定そのものが、いい加減といつては、語弊があるけれども、どうも、いろいろな角度から検討してみた適正な減価償却改定であるとはいふ切れないんじゃないかという気がするものだから、その点をお尋ねしておるのですが、従つて、その資産評価の問題については、もう少し的確な評価をするやうな方法が考へられないものかどうか、あるいはそういうことについてお考えを持っておられるかどうか、そのところをお尋ねしておるのですがね。

○説明員(山本英也君) 現在、ただいまのところでは、ただいま申し上げました通り、毎年度とか二年たつたら一つ再評価をしていくということは、これは二十九年度以降三十六年度に至ります間には、非常に価格変動が戦前戦後

のやうな違いを示したとかいふやうな事実がないように思われますので、なお今後研究いたしまして、現在の資産の評価というものが正しくない、相当の年度にわたつて正しくないということが判明いたしますれば、これは資産の再評価を行なうよりいした方がいいと思ひますが、現在のところは、まだそういう状況ではないだろうと、これは想像でございますけれども考へておりますので、ただいまのところは、資産の再評価を行なうという考へは公社としてはございません。

○久保等君 まあ私、しろうとでよくわかりませんが、しかし何か減価償却の改定そのものが、どうも上になされたかたじけなくないかといふやうな疑義を持つものですか。お尋ねしているわけですが、とかくお役所仕事で、大きな組織になつてくると、そこが、とかく戦前戦後のやうな物価の変動でもなければ、資産の再評価をやらないんだという考へ方は、やっぱりお役所式じゃないかという気がするのですがね。減価償却そのものを、やはりできるだけの確にやつていくやうなならば、その資産が一体幾らなるのか、十年もすうと昔の価格を前提にして減価償却をやつておつたて、これは始まらないと思ふんですがね。

しかも、減価償却の対象になるのは、主として比較的古い時代の施設というものが減価償却の対象になつていふと思ふんですよ。ところが、それに対する評価というものは、あまりなされない。もちろん電電公社の場合には、元のものをそのまま取りかえるん

じやなくって、非常に変つた、それこそ改良的な取りかえですから、厳格にはそこらのところも、むずかしいのかもしれないけれども、しかし機械だとか何だとかいう、そういうものもあるが、比較的そう変わらない面もあると思う、施設としては。だから、そういうものについては、やっぱり資産再評価をやったかやらないかで相当違ってくると思うんですがね。だから、そこら辺は、もう少し機動的にというか、もう少し敏感に再評価をやっていくような制度にしていく必要があるんじゃないかという気がするのですかね。

○説明員(山本英也君) おっしゃいますように、企業にとりまして資産の評価ということは、基本的な問題でございまして、減価償却制度とあわせて、今後とも先生の御指摘のように研究をいたしたいと思ひます。

○久保等君 そこで、次にそれじや……。

○山田節男君 ちよつと関連して。今の久保委員の質問に関連して、ちよつと私お尋ねしたいのですがね、過日この法案に対して参考人に来てもらつて、いろいろ意見を聴取したのですが、そのときに法政大学の薄助教授が、今回の電電公社の料金体系、従つて、体系の近代化といひますか、合理化のことについて、こういうことを言つておる。料金体系、そのシステムを要するといふことと、それから料金の水準、レートをどういうふうにきめるか、これは別問題として考えなくちゃいけない、それはなぜかといふと、従来電電公社の電報料金、電信料金、あるいは電話料金にしても、経営者の立場で考へ過ぎておる、なるべく

その収入を現水準以下に落としてはいかぬという経営者側の利益を非常に考へ過ぎておる、もつと受益者、すなわち電話利用者の立場を考へた料金の体系が必要じゃないかと思う、こういう実は参考人の口述がありました。これは私は、経営計画から申しますと、今日の公社の経営形態に、非常に大きな示唆を与えているものだと思ふ。

そこで私、これは郵政大臣にも伺ひするんですが、今回のこの電信電話の料金調査会というものを作られて、これは電電公社がそういうものを作られたように考へるんでございませうけれども、その答申案として、今度の料金体系がこういう具体化してきたということになった場合も、少なくともこの問題になつておる電話料金の水準については、これは郵政省に電電公社関係の監理官なり審議官なりいるんですから、当然アメリカでやつている連邦通信委員会が、この料金について、何が公正妥当であるか、公聴会の形式で、一応政府の機関で、この料金が妥当か正であるかといふことをきめる建前になつておることを、真剣に考へる必要があると思ひます。ところが、この法案の大臣の提案理由の説明等からうかがひまして、そういうように、一応政府の機関を通じて、この料金の水準は公正妥当であると思つた、こういうふうに私は受け取つたんでありますが、先ほど申し上げましたように、公社の経営形態といふことを考へれば、やはり自分の経営体のことばかり考へておる。やはり利用者の立場を考へなくてはならない、といふのは、料金としては、当然料金調査会の答申案といふものは、政府の立場で、いわゆる国民の

受益者の立場で、これが正しく公正であるかどうかといふことを十分お調べになつたと思ふ、この点はいかがでしよう。

○國務大臣(小倉義昭君) 今の料金に関する調査会が電電公社に設けられました、それから答申があつたものを郵政省に提出された。そこで私どもの方は、郵政審議会にこれを報告いたしまして、それから法案の作成に取りかかいたしました。特に郵政省として、別にあらためて料金に関する調査会を設けて検討したことはございせんが、まあおそろく日本の知識の、あるいは経験の豊かな方々を集めたいたしまして、電電公社で調査をいたしましたから、私の方では、それを適正と認めて、法案の作成に取りかかりました。

ですから、特に重複を避けたというわけではありませんけれども、まあ一応、電電公社の方の集められました方々の御意見を尊重して法案を作成したといふこととございませう。

○山田節男君 これは、今減価償却の問題を久保委員が指摘されて質問があつたわけですが、なるほど電信電話料金調査会の二十五人の委員を見ますと、各界の学識経験者、相当りっぱな人がメンバーになつて、かなり長時間を費やして、こういう案のプランを立てられたといふことは、これは私は正しい行き方だと思ふのです。

ただ、私午前中申し上げましたように、アメリカにおきまして、アメリカ電信電話会社の系統であるベル電話株式會社、大抵現在アメリカの電話施設の八五%を占有しておる、独占會社ではありませんけれども、膨大な電話會社、それに対してまして、けさ申し上げ

ましたように、一九五九年の九月以降です、ことに長距離市外電話に対しては、あまりもうかり過ぎるから、五千万ドルこれを減らせといふことで、料金の値下げをやらしておる、先ほど申し上げましたように、やはり五千万ドル下げても、會社として一応施設をし、設備をすれば、前年度より、よけいもうかつておる、こういう結果になつたので、さらに料金の値下げを連邦通信委員会としてはやらすかどうかといふことを考慮中だと、こういう状況であります。

そういう状況から見ますと、少なくとも郵政省が電電公社の監督機關であるから、先ほど久保委員が言われたように、たとえば電電公社の減価償却の場合についても、三十五年、三十五年、三十六年度、これは非常に減価償却の率が上がるということは、これは経営自体の健全化です。しかし少なくとも、私はそこに資本と減価償却の大体健全な線といふものも、最低と最高とがあるわけですから、それよりオーバーする減価償却をやるといふことは非常にいいこととありますけれども、しかしそれだけの金があるならば、もっとサービス改善するか料金を安くするかが、これを監督機關として考へさせるのが、電電公社経営としてはノーマルな状態です。

ですから、先ほど久保委員が指摘されておられますように、こうして年々六億あるいは七億円の収益が上がつておる。しかもそのためには五百三十億の原価償却もなし得て、なおそれだけの余裕がある、こういうことになりまして、これは健全な企業体には違ひないけれども、しかしこれは、あま

りに経営主体の収入第一主義の考へだ。悪い意味の資本主義になつてくるわけですから、ですからアメリカがやつておるように、こういう公益企業でありますから、健全な経営はやらなくちゃいかぬ、また経理上におきまして、健全な減価償却もやり、しなくちゃならませんけれども、かりに、たとえば三十五年度におきまして七百億円の純益があつた、こういう場合、これは今日建設勘定へ金が幾らでも要るときであるから、それにつき込むからいいじゃないかといふ。そして、それを拡張することによつて電話のサービスがよくなるからいいじゃないかといふ理由も立ちます。立ちますけれども、しかし問題は、これは受益者が、それだけ余剰金があるといふことは、過剰な料金をとられるといふことにも解釈ができるわけですから、そうすれば料金を安く下げる、これは私は普通の考へ方じゃないかと思ふのです。

そこで私、先ほど監督機關である郵政省として、今回の体系の整備に伴つて料金も変更する。やはり自動化の場合、若干上がるようになっておるのですが、そういう点について、政府が独自の立場で監督機關として、これでいいか、あるいはこれは、もう少し安くしようものにとらんで、監督機關として、これは当然、公平妥当な料金について、それはいろいろ要素も考へてやるべきじゃないかと思ふのです。今の大臣の御答弁によりまして、こういうりっぱな調査会の構成メンバーで作つた結論であるから、これを一番りっぱなものとして承認したといふ御説明のように

伺えますが、それでは私は、郵政省の監督機関としての、殊に受益者を守るという立場から考ますと、少し私は、この点について足りない点があるのじゃないかという気がするのです。どうでしょう。今後さらに第三次、第四次の大きな計画をもって進む上において、更に郵政省が監督機関として今のようなまままでいくことがいいか悪いかわからない、これは、いろいろな角度から物の見方はございますが、公共企業体といえども一つの、これはもうけ本位じゃないかと思ふけれども、損をしてはいかぬという、損をしない範囲において受益者のサービスをよりよくしていくのが、これは公社の第一主義であります。

私はどうも、そういう今の大臣の御説明のようにりっぱな機関でやったものであるから、郵政審議会ではこれはオーケーということになれば、それでいいのだということでは、これは監督機関として、少しこれは不親切じゃないか、いわゆる国民に対して不親切じゃないかと思うのですが、この点どうでしょう。大臣として、現状やむを得ぬ、こういうお考えなのか。

○國務大臣(小金義昭) 意識して不親切には決していたしておりません。ただ、私の一番感じているのは、電話をかけるように思つてもかからない。サービスをよくしてくれというのと、架設の申請をしても、全国で八十何万という積滞数がある。これを早く解決してくれ、これが政府の大きな仕事じゃないかという声が非常に強いのです。

すみやかに自己資金、またできるだけ財政投融資あるいはその他の外部からの資金を導入して、電話の拡張をし、改善することが第一である、こういうふうな考えを、今の久保さん並びに山田さんから御指摘になりました。資産の再評価、また批評として、経営者本位の傾向があるという御批判は、私はある程度甘んじて受けながらも、これは努めて要望にこたえることが非常に大事だと、こう考えております。そういうような現状でございますから、ただいま御指摘になりましたことは、十分注意をいたしますけれども、まず機械を近代化し、そうして架設をすみやかに実行することが、私は非常に大きな、われわれに課せられた責務であると考えております。

なお、電電公社の監督と申しますか、所管省としての足らざるところは、十分これから補つていきたいと考えております。

○山田節男君 私の申し上げておる真意は、なるほど電電公社が、こうしてどんどんもうかる。大いにもうかることは、これはいいのです。それは直ちに建設勘定に入るのであるから決してマイナスじゃない。で、電話の数がふえれば、利用者にとっては、よりサービスがよくなるわけですから、その点を私は申し上げておるのじゃなくて、ただ、経営の形態をいたしまして、たとえば資本金一億円のものが、半期において十割か十二割というふうな金のもうけ方をして、もうかるのだから中継所をどんどん設けて利用者便利になるのだからいいのじゃないかと、こういう意味でございます。ただ、この間補助教授が指摘された点は、もうか

るだけもうければいいじゃないかというのじゃないかと、やはりそれほどもうかるならば、現在加入している人の料金をやはり若干引き下げるべきじゃないか、先ほど申しましたように、アメリカは現にやっていますのです。

ですから、もうかつている金は全部電電公社の方に入るのじゃなくて、すべて建設勘定に入るのだからいいじゃないか、それでサービスがよくなるからいいじゃないか、そういう見方もわかります。わかりませんが、いわゆる経営者としてのノーマルは、いわゆる公共企業体の立場からすれば、もうかり過ぎたから、結局サービスがよくなるのだからという見方じゃなくして、そこにやはり収入——私は損をしちやいぬけれども、何も金をもうけるためにやる施設じゃないのですから、そこに、先ほど申し上げているように、それほどもうかり過ぎておるならば、その幾分かを、たとえばアメリカみたいに郵政大臣の命令でもって、市外通話に對して、ことに長距離通話の今度きめられたレートに對して、これをいろいろ数字的に計算されて、一割下げろとか、あるいは一割五分下げろ、五分下げろというふうな具体的な指示をすることが——あるいは現状維持でもよろしゅうございませう。それが郵政省の監督官庁としての、あなたの立場としては当然そういうあなたがアグレマンといひますか、アブルパルを与えることによって、電電公社が、こうして法案として、郵政大臣を通じて出し得る、こういう建前を私はとるべきじゃないかと、かように考えますので、御質問申し上げたのです。

です。これは大橋總裁にも一つ御意見を承わりたいのですが、どんなもうかるけれども、それはすべて、それに外資を導入し、あるいは財政投融資も、あるいは受益者の負担の設備料も、全部建設勘定にのけるのだからいいじゃないかというお考え、これはこの間の補助教授の御意見を承つて非常に示唆される点があったのです。今の久保委員の質問されたことが、資本の償却の問題について、これもあまりに高きに失するということ、これは私は公共企業体として、いわゆる健全なやり方じゃない、かように考へるのです。この点について、大橋總裁どういふふうにお考えになるのか。

○説明員(大橋八郎君) ただいま御指摘の点は、実は先ほどもちよつとお答えしたのでございますが、企業からできた収益といひますが、剰余金、これをどう利用するかという問題であります。これは私どもとしては、大体において、三つの方面の用途にこれを向けるということが正しいと思ひます。

一つは、これがために働いている従業員の労苦に報いるという意味において、待遇改善なり、そのほか、公共従業員の福祉増進のために、これを使うというところが一つの行き方だと思ひます。いま一つは、事業の基礎を堅実にするため、悪い施設を改善するなりなんなり、その一つの施策としては、やはり減価償却の積立金なども十分にこれを積むということが一つの使い道だと思ひます。いま一つは、現在の加入者の、これは大体料金から生じたものでありますから、でき得べくんばこれを加入者の利益のために使

いたい。

そこで、加入者の利益のために向ける方法は、二つのことが考えられるのであります。一つは、ただいま御指摘の、料金を下げるという行き方が一つあります。また、いま一つは、料金を下げることはやらないが、これを現在の加入者のサービスの改善に向ける、たとえば、全体としてまだ手動の分が非常に多いのでございすが、できる限り早く、これを自動にかえる、あるいは市外の電話も待時制度が多いのでありますから、これをできるだけ早く即時、しかも自動即時に改良する、ということに向けるという方法も一つあります。現在私どもがやろうとしておるのは、後段のことでありまして、この際の施策としては、料金の引き下げに向けるよりも、改良の方に向けた方がいいんじゃないか、かように考へて現在やっております。かようなことを申し上げた次第でございします。現在の段階においては、私はそれがまず適当な行き方であらうと、かように考へておる次第であります。

○山田節男君 これはまあ私、意見になりますけれども、大体、一般の経営、ことにこれが民間経営の場合、今のようない電電公社の収支の状況から見ますと、経営者の立場とすれば、金に不自由しない——もちろんこれは外資も導入しなくちゃならぬし、財政投融資あるいは受益者の負担も、そういう制度もなくちゃいけないという建前から、これは、一般の、たとえば商社であれば少なくともトップの幹部の皆さんは、これだけの大きな企業をおやりになつたら、金融、ことに借金に非常に苦心をなさなくちゃならぬ、事業の

です。ところが、幸いこういう収支のバランスがよいのですから、そういう点から見ますと、今の経営の責任に立っていらっしゃる方は、その点非常に恵まれていると思う。ですから、私は決して残酷なことを申し上げるんじゃないんですが、かりに五百億円借りて、まあ減価償却しまして、かりに五百億の金が純益としてあった場合、建設勘定としては、やはりこの千五百億以上の金を毎年お使いになるんですから、なおそれでは足りませんけれども、しかし、経営者からすれば、この受益者の負担をなるべく少なくする、一方に借金をしなくちゃならぬけれども、料金もできるだけ下げるという立場に――やはり拡張してのサービスと、それから料金を下げるというサービスをよくするということが言えるんじゃないですか。だから、そういう点で、私は薄助教授の言われたことは、公社経営の場合において、ことにそういう経理上の貸方借方という計数を立てる場合、私はそういう点におきまして、やはり公社といえども、民間企業と同じような建前で経営をしていかないと、今のうちに非常に一方的な、もうけたものは全部建設にいつて、サービスがよくなるじゃないかとおっしゃいますけれども、直接の受益者の負担の軽減ということも、これはやはり、私は同じ意味においてお考えになるべきじゃないかと、こういうので申し上げたんです。

まあ、これ以上私、御意見を求めませんけれども……。これで関連質問終わります。

○久保等君 私、ちょっと中座しなければなりませんので、とりあえず二、

三点だけ質問して、またあとへ譲りたいと思います。

今度の改定に伴って三十億程度減収になるとか、あるいは三十六年度の場合同じで、あるいは減収になるといわれているのですが、なかなか説明を聞いても、よくわからないというのが実情だと思ふのですが、この資料で出された料金改定に伴う増減収見込みという試算された一覧表みたいなものが出てくるのですが、この中に出ておられます直線距離制で十七億の減収、これは三十四年度の場合をいっておられるのですが、あるいは三分、一分制にするのが九億の減収、こういうのが出てくるのですが、この直線距離制で十七億の減収というのは、どういう計算方式で出されたのか、そういう計算方式というのが、当然あるのでしょうか。大まかな話でなく、計算せられた……。

○説明員(大泉周蔵君) これは全国の中心局相互間を全部調べ上げて、それを個別に当たりましたものでございまして、比率をかけて出したものでございまして、代表的区間を全部含んでおりますので、全体の傾向を示すものと思ひます。それによりまして、非常に短くなる区間のものは料金が下がるといふものが多ございまして、それが三十四年度の決算ベースでは十七億の減収になったわけでありまして、同様にこの三分、一分制につきましても、これは通話の長さを統計的にとりまして、それを具体的に当てはめましてとつたものでございまして、自動即時通話につきましても、同様でございまして、これは与えられた通話数と、それから継続時間というもののから算出したものでござい

○久保等君 これは何ですか、全国それぞれ具体的に全部当たって計算せられたのか、ある程度基準みたいなものとして、あとは推定を加えてはじき出した数字ですか。

○説明員(大泉周蔵君) 直線距離制につきましても、今申し上げました通り、この主要区間つまり代表的区間全部を調査したものでございまして、また三分、一分制の料金につきましても、三十三年度に特別調査をいたしまして、そのトラフィックを調べて適用したものでございまして。

○久保等君 それから次に、国際電信のやつっている国際電信の關係について、ちょっとお尋ねしたいのですが、衆議院の方で森本君がいろいろ質問せられた委員会の記録等も私読んで、それとダブらない面での質問をしたいと思ひます。国際電信の通話料というものは、これは国際電信と、電電公社との配分の關係、これは私も、その記録を見て、御説明は承知しているのですが、日本の国内の電信電話料金と、それから国際電信の料金と、その料金水準の比率といったものを、大づかみにいって、どういふ比率になるか、おわかりになりますか。あまり正確なことはむづかしいかなとは思ひますが、国際比較はできかねると思ひますが、国際料金水準と国内の電信電話料金の、この水準と比較して見られたことがござい

て、それぞれ協定によつてきめて参りますし、国内料金の方は、国内料金として法律できまつて参るものでござい

ますから、両者関連はさせておらないかつたわけではございまして、実際問題として、国際料金の方は、たとえば電報料金について言いますと、戦前のものと比べましても、大体の上がり方というのは百倍にならない、たしか七、八十倍程度だつたと思ひますが、国内料金の方は、やはり物価の変動に伴ひまして、二百倍以上だつたかと思ひます。電話の方につきましては、大体ドル換算して考えておりますので、むしろ終戦後の状況というのは、戦争前の料金より安くなつていふような状況でございまして、比率的に考えますれば、国内料金よりも、国際料金の方が上がり方が少ない。といひますのは、結局国際料金は、国際間の協定できめておりますために、外国が、あまり通貨の変動がありませんために、その意味におきまして、その変動を来たしてないという状況になつておると思ひます。

○久保等君 私のお尋ねしたいのは、それじゃなくて、それは戦後における上がり方の水準のお話だつたのです。が、そうじゃなくて、これは比較は、なかなかむづかしいと思ひますが、国際料金水準と国内の電信電話料金の、この水準と比較して見られたことがござい

通信料金についてやはり言えるのじゃないかと思ふのですがね。そういうことを研究せられたことがあるのか、ないのか。あるとすれば、一体どういったような比率になつておるのか。国際通信が、かりに二倍だとか、あるいは三倍だとかいうようなことが言えるのかどうか。まさか、国内料金も、国際料金も、非常にバランスがとれてとんとんだ、とんとんというか、ほぼ同じ料金水準だとは言えないと思ふのです。がね。そういうようなことについて、御説明願えないですか。

○政府委員(松田英一君) 国際料金は、結局国際的な關係でございまして、国内の物価等との関連において、直接影響してこないわけではござい

較的に電信電話料金は安いですが、日本においては、まあ中間程度で、後進国においてはもっと割高になっているという事は、大体論として言えると思います。

ただ、具体的な数字として検討したものは持っておりませんので、大体のいろいろな料金その他の関係を考へてみましての感じから言えば、そういうことであります。

○久保雄君 私の開かんとすることに對するお答えにはなっていないのですが、私のさらにお聞きしたいと思つてゐるのは、国際通信の料金の配分について、そこらのところは、もうちょっと資料でもつて、はっきりしておらないと、どういふ比率で国際通信の料金を配分するかという場合の配分の問題が解決しないのではないかと思つてゐるのです。何か衆議院での御説明を聞くと、たとえば名古屋から、かりにニューヨークへ電話をしたという場合の料金の配分は、電電公社としては、国内における市外通話料、そういうふうなものを取り分をとり、残余のものは国際電報でもって受け取つておるといふような御説明であつたと思ふのですが、結局電電公社への取り分は、国内の市外通話料、それに若干国際電話ですから、それを接続するにあつたて、いろいろ時間がかかると思ふのですが、そういうふうな時間、そういうふうなものを結局取り分として、電電公社の方ではとつておるといふ話なんです。結局残されたものを国際電報がとつておるといふような関係のようなお話だったので、これは時間がたつてから、そのあたり、さらにお尋ねはいたしませんけれど

も、そうだとすると、国際電報の取り分というものは、何を根拠に一体料金の配分を受けているのかということになると、それはまあ電電公社の分を差し引いて、残つた分だけは、国際電報の取り分になっているのだというのでは、国際電報の料金収納の根拠というものは、理論的な説明というものがどうもはつきりしないような気がするのです。

従つて、私は国際通信の料金配分の問題については、今言つた国際通信の一体、料金の水準というものと、日本の国内における料金の水準というものは、どういふ比率になっているのか、そこらのところも、配分の場合には一つの大きなファクターになるのではないかと。今お聞きするところによつて、あまりさういふことについて確たるデータをお持ちでないようだけれども、その点は、やはり相当研究を要する問題ではないかと思ふのですが、衆議院での質問は、そういう私の言うような角度からの質問ではなくて、国内における端末の利益というものは、電電公社が施設をし、保守をする、そういうふうなものは、結局国際通信という場合には、その施設というものは活用されているのだが、料金における料金分だけを受け取るというふうな形では不公平ではないかというふうな角度から質問をしておつたと思ふのですが、その問題についても、私もうちよつと突き詰めて考へていくと、今申し上げましたように、役務の提供、施設の提供、そういうふうなものを一つにして考へて、その中で相対的な料金収納の比率を考へて、施設、

あるいは役務、そういうようなことを按分比例して料金収納を配分するといふことが、理論的に正しいのではないかと。ところが、そこが、さうではなくて、現実には、この電電公社の取り分を差し引くと、残つた分は、全部国際電報の収納にするというふうなことは、国際電報の料金収納の理論的根拠というものが、どうもはつきりしないと思ふのです。これは、ここで短時間のうちに議論のやりとりで、なかなか究明はできがたいと思ふのですが、どうも今の監理官の御説明だと、私のお聞きする具体的な資料をお持ちでないように思ふますから、具体的に、お答えをいただかぬと思ふので

そこで、これも今後の問題として御研究をお願いしたいと思ふのですが、今言う料金というものは、国際通信の料金と、国内の料金の水準というものを比較した場合に、どの程度の率になるのか、これはある程度研究すれば数字が出てくると思ふのですが、監理官の言う御答弁では、私のお聞きしようとする御答弁には、全然なつておらない。その国内における感じというものは、外国の場合には多少とも割安のうちに感ずるし、日本の場合には割高に感ずるといふ、その国の国内における国際料金と国内料金の感じだけの御答弁があつたんですが、私の申し上げるのとは、日本の国内における国内料金の水準と国際料金の水準というものを比較した場合に、その比率がどういふ関係になつてゐるのか、一対一なのか、一対二なのか、あるいは一対三なのか、まあそういう比率が、どの程度になるのかということ、きわめて抽

象的ですけれども、お伺ひしたんですけれども、まあその的確な御答弁が得られないが、まあそれを今後の問題として、また一つ御研究置きを願つて、何か結論でも出た機会にはお知らせ願ひたいと思ふんですが、これは一つの私は料金配分のファクターだと思ふんですが、重要な、まあそのことを一つここで注文をいたしておきます。

それから課金装置を、今度の料金体系の改定がなされると、課金装置の取りかえをするんだというお話なんです。が、まあこれには相当の日数も要するといふ御説明のようですが、一体この装置の取りかえに、どのぐらいの人員を要するものなのか、またどのぐらいの日数を要するものなのか、あるいは経費をどのぐらい必要とするのか、そういうふうな御説明をお願いしたいと思ふんですが。

○説明員(平山温君) お答え申し上げます。今先生御指摘のように、今度新しい料金体系を實際に適用していくにつしましては、いろいろ工事上の準備が必要でございます。どのぐらいの期間が要するのということにつきましては、大体試行、試験的にこの新しい料金体系で実施する期間を三カ月ぐら見ております。それのあと一カ月ぐらの間に、その新しく使います機械の仕様書といふものが、どういふものを買ふかといふ仕様書をきまして、それから物品を製造いたしました。それから工事に移すわけでございますが、大体七月から三カ月間七八九と試行いたしました。十月に準備をいたしまして、十一月から物の準備にかかり、製造にかかりまして、十一月、十二月、三、大体半年かかるわけでございます。

ますから、三月ないし四月ごろになるわけでございます。その工事をいたしまして、そして最後に試験をいたしまして、本年の九月の末ごろを期して、全国一斉に新料金体系を施行しよう、こう考へておるわけでございます。

どういふ機械が要するのかと申しますと、自動即時通話につきましては、通話に自動的につながるのと同時に、自動的に課金をする必要があるわけでございます。が、現在自動即時通話をやっている区間は比較的距離でございまして、そしていづれも市内の度数計と同じ度数計を使つておるのでございまして、私どもといたしましては、さしむきこの度数計を使つて参りたいと思ひます。なおその度数計以外に、現在の方式では、三分を通話した後に相手方によって、距離によって料金が變つておりますが、その料金に應じただけ七円の倍率値になつておりますので、度数計が回るような仕組みになつております。この機械をZZZの方式といふものを使つておりますが、新料金体系におきましては、このZZZを使ひましてK方式の機械を使うことにいたしております。そこで、このK方式とZZZの関係でございまして、全然方式は違つてございまして、現在相当広く使つておりますZZZの機械をできるだけこの新しいK方式の課金をやる時にも改造して使つて参りたいと思つておるわけでございます。

その理由には、いろいろございまして、一つは、それを設置する場所の関係もございまして、それから、こういった新しい機器を製造する製造能力の関係もございまして、それからもちろん経済的な事情もございまして、できる

だけこのZZZの機械をKの機械に改造していく、こういうことも考えておるのでございます。それからなお、この新しいK機器を作ります場合には、当然のことでございますが、時間の刻み方が今までのZZZと変わって参りますし、今までのZZZの場合には、通話が終了してから後に、相手方の距離によって、何回か度數計を回して計算するのでございますが、今度のK機器の場合には通話中でもきめられた秒數ごとに登算して参ります。そういういろいろな機械が新しく変わりますし、先ほど申しましたように、改造したり新しいものを据え付けたり、製造の準備をしたり、いろいろなことをやりますので、先ほど申しましたような日數がかかる次第であります。

○久保等君 予算は、そうすると今年度予算でやる面もあるし、来年度予算、両年度にまたがるのですか、その点。

○説明員(平山温君) 予算といたしましては、御指摘のように今年度に要するもの、それから来年度に要するもの、来年度に要するものもございまして、大体課金関係としましては、相当部分を改造して使いますので、大体十億から十一億ぐらいで金としては済むつもりでございます。これをもし全部新しいもので買ったものを装置するといふと、四十二、三億に相当する工事に相当しております。

○久保等君 工事の要員なんかは、どの程度の要員を必要とするお見込みなんでしょうか。

○説明員(平山温君) お答え申し上げます。全体の延べ人日を一万六千人日必要だと考えております。

○久保等君 そうすると、これの人員費関係は、さっきのあれは機器に対する経費の話なんです。十億円とか、あるいは四十億円というのには、

○説明員(平山温君) 機器並びに工事費全部を含んだ金でございます。

○久保等君 それでは次に、一つきわめて具体的な話でお伺いしたいと思うのですが、いろいろ最近、町村合併等による行政区の拡大等がある、それぞれの地域で、この料金問題をめぐって問題が出ておられるところがあるようですが、まあ時間があれば、いろいろ全国的にどういうケースがあるのかお伺いしたいと思うのですが、今ちょっと私の手元にある問題としてお伺いしたいと思うのですが、例の大阪の豊中の問題なんです、こういういろいろな問題について、やっぱりこういう機会にこそ、ある程度の手直しを私はやるべきじゃないかと思うのです。まあそれぞれ特殊事情がありまして、一律に扱って参ることもできかねると思うのです。しかし非常に地域の住民からした場合に、やっぱりおのずから問題に、それぞれの特殊事情というのがある、またある程度地元のそういう要望等を解決をしていかなければならぬ問題が私にはあると思うのです。だから、なかなか地形は出たり引っ込んだりしているのだから、丸いところにコンパスで円を書いたりするといふようなことでは無理で、さういふものがある、豊中の場合を具体的に考えてみると、なるほど説明を聞いた、地図を眺めたりすると、やはり手直しを要する地域のきわめて具体的な一つの例じゃないかと思うのですが、こういうことについては、どういふ

ふうにお考えなんでしょうか。

○説明員(大泉周蔵君) 今度の料金体系の検討にあたりましては、実は今申された豊中とか、あるいは北九州とか、あるいは東京周辺の諸都市等を絶えず頭に置いて考えたものでございまして、手直しという程度で簡単に済むと非常によろしいのでございまして、社会生活圏の拡大の結果、どうしても今度のグループ単位料金区域と申しますか、こういう制度を考えていかなければならないということになったわけでございます。今度の体系では、理想的に根本的に解決されているとは私は思っておりませんので、相当程度前進するものと考えておられる次第でございます。

○久保等君 だから、今の豊中問題も解決するのですか。

○説明員(大泉周蔵君) 従来豊中は、三分間二十一円だったのをごさいます。今度は距離別時間差法を使うことによつて、短い時間ならば市内並みでかけられるということになって、相当改善されるということになると思うのであります。

○久保等君 今度の料金体系と現行の料金との比較の問題じゃないと、従来から特に大阪市内に編入してもらいたいという、いろいろ強い要望があつて郵政大臣に対する、一回ならず二回にわたつて、何か陳情等がなされて、それに対する大臣からの文章での回答等がなされておられる経緯があるようですが、それについて、ここにお見えて田中郵政大臣の当時、それぞれ公文書で返事を出したりしているようなこともあつたのですが、こういうことについて、将来の問題として一つ検討したいというような回答をその都度出しておること、ここ数年に及んでおるのですが、今のお話のようなことでは、その解決策にはならぬんじゃないかと思うのですが、どうなんですか。

○説明員(大泉周蔵君) 具体的問題の処理にあつては、いろいろ特殊事情を検討する必要があるかと思ひますが、実は加入区域の問題につきましても、今度の新しい体系というよりも、むしろ従来の体系の中における基準の問題だろうかと思ひます。従来は加入区域につきましても、原則として行政区域を越えるようなものは作っていません。大阪の特殊事情で、周辺の市の中で、大阪の加入区域内にあるために、いろいろ問題が起こつておられるわけでございますが、その他の諸都市では、ほとんどない例なのであります。これはなお、全般的に見て解決すべき問題だと思ひます。これは加入区域制度の基本問題として、並行して、むしろ検討するつもりではございまして。

○久保等君 あまり全国にも例がないという、異常なケースならば、この問題はこの問題として解決しても、解決はつくというところにもなるのじゃないのですか。

○説明員(大泉周蔵君) 申し上げます。これは、実は行政区の外にまたがる例はほとんどないので、今行なわれておられるような大阪市内でないのを、市の加入区域に入れるという御要望は、実は例がないわけで、なかなか今まで処理しなかつたわけでございます。また

行政区域の中が、二つの加入区域に分かれておるといふ御意見もございまして、この点につきましても、やはり経済圏と行政区域の差と申しますか、国内にたくさん例があるのでございまして、この点の処理につきましても、むしろ加入区域の作り方という基準の方の検討を参りたいと思つておられる次第でございます。

○久保等君 だから私、ここで明確なお答えをいただくことも無理かと思うのですが、しかし、やはり地元の人たちの感情といひますか、それも單なる感情では問題にならないのだけれども、しかし、ある程度の比較論なり均衡論から出ている感情問題という問題があるとするならば、やはり解決してやらなければならぬと思ひます。よ。公社としてはあまり理詰め一点張りて解決するといつても、なかなか納得しないと思ひます。

大阪の場合には、行政区画を離れた隣の尼崎市が大阪の市内に編入せられて、大阪市内料金で通話ができている、ところが同じ大阪府内にありながら、しかも尼崎市と隣接をしているものが同じ大阪府内だ、片方は兵庫県の、こういうような関係にあるから、兵庫県の方が大阪市内に編入されているといふことになると、これはどうかにも例があるとかというのではない。自分の隣接した地域にこうした問題があると、やはり私は、なかなか納得しないと思ひます。行政区画を異にしたが、市内に入り、同じ行政区画におりながら、自分の方は大阪市内として扱ってもらえないというような問題があると、こういうケースが、どの程度はかあるのか、これと似かよつ

い。不公平という点からいっても、現に隣の兵庫県の尼崎が、大阪の電話になつておる。吹田が入つておる、守口、布施が入つておる。こういう隣接の市は、みな大阪の電話になつておる。ところが、ここに豊中だけが陥没しておる。こういう矛盾したものがあつた。これはおそろく公社の中では、たつた一つだと私は思う。特に八分の一くらいが大阪市内に入つてゐるということになると……だからこれは党派を乗り越えて、大阪の赤間参議院議員でも、あるいは大川議員でも、特に地元の出身でもあるからかもしれないが、一緒にいふと、これは矛盾だ、直してくれと言つてゐるのです。そんなことを直さないで料金なんか変えるのは反対だといつて、二十一万の豊中のみんなが署名運動をして、大臣のところに行つたかと思ひますが、公社の總裁にも、そういうことじゃ反対だといつて、猛烈な地元民の反対運動があるわけだ。これは長い間、四年も五年もかかつてゐる問題ですから、せめて私は、この点くらいは解決しなければ、何をしても電電公社が公衆の便益をはかるということが言えるか。私はそう思うのです。

○国務大臣(小金澤照君) 地理的に見

ると、まさに十五キロ以内に入つております。今、大泉局長から、いろいろいきさつを説明いたしました。私も、なおこれは研究して、できれば入れた方が公平ならば、公平を期したいと思ひます。なお電電公社とよく相談いたします。

○久保等君 まだだ、いろいろ基本料の問題その他についてもお尋ねしたいと思つたのですが、ちよつと僕、中座しなければならぬものだから、また一つ、後ほどお願いいたします。

○委員長(鈴木泰一君) 十分間休憩いたします。

午後四時五十八分休憩

午後五時十六分開会

○委員長(鈴木泰一君) ただいまより再開いたします。

先ほどに引き続き公衆電気通信法の一部を改正する法律案の質疑を継続いたします。

質疑のおありの方は、どうぞ御発言願ひます。

○鈴木強君 私はこれから質問いたしますが、委員長には二十時間の質疑の通告をいたしておりますので、その点を委員長はお忘れなくお願いいたします。なお、そのほかに四名の同僚委員からも十時間の質疑の要求がありますから、私もできるだけそのことも考慮して質問いたします。

最初にお尋ねしたいのですが、三月の二十五日に電電公社は不当処分をやつておりますが、その中で福島県の場合ですが、処分をした通信部長は、処分をしたままだかへ雲隠れをしてしまつた。組合の方で交渉しようと思ひますが、行く先がわからない、こういうことを私は聞いておるのでござい

ますが、公社はそれを知つておられますか。

○説明員(本多元吉君) そういう話も聞いたりいたしましたものですから、私も通信局によく連絡いたしました。調査いたしました。御承知のように、十六日の時間外職場大会におきましては、いろいろその前後に交渉もございました。通信部長といたしましては非常に疲労もしてゐたようでございまして、他の場所におきまして執務をいたしました。これは通信局長も存じております。そういうわけで、決して所在をくらましてしまつた、かようなわけではございませんで、通信部の上部機関であるところの通信局ともよく連絡をとつて、他の場所において執務態勢にあつた、かように私どもは了解しております。

○鈴木強君 通信局が了承をして一週間くらいですか、その所在がわからなという状態があつたようですが、それから疲労してゐるというお話ですが、お互いにそれは忙しくやれば疲労あけるといふことは、管理者としてどうかと私は思うのですが、一体どこにおつたのですか。調べているというならわかるでしょう。どこの旅館ですか。

○説明員(本多元吉君) その点は私も通信局を信頼いたしました。場所は調べてございせんが、通信局からはそういう先ほど申しましたような回答でございします。

○鈴木強君 皆さんは権力で人の首を切つておいて、それでまあいろいろその処分の中にはこの委員会でも問題に

なりましたように、不適当な、理屈にならないような処分もあるわけですが、従つて、それに対して組合が部長に話をしようとしても、その部長の所在がわからなくて、会合もできないようなことは、これはいいことですか、大体五日間か一週間くらい部長がその通信部を離れたといふことは、これはどういうことなんでしょうか。職務執行上に支障はなかつたのですか。

○説明員(本多元吉君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたような事情で、通信局とよく連絡をとつて、通信局にはその所在を明確にして執務態勢にあつたわけでございます。なお私といたしましては、さような御注意がほかからございましたので、直ちに通信局に連絡をいたしました。できるだけ早くその事情が解決するならば執務するようにと、通信部の局舎に出るように、かようなことは指示いたしました。通信局はさように取り計らつたと思つております。また、いろいろその後委員会におきましても事実誤認というようないふ調査というふうなものに關連いたしました。お話もございましたので、さようなことについては通信局に十分連絡をいたしました。そういうことに対応できるような態勢にはしたつもりでございます。

○鈴木強君 これはあまり私時間をとりたくないの、一つどういふ理由で一週間も通信部の方を空けて、あるところの寝泊りをしなければならなかつたのか、それに対して通信局はどういう見解をとつたか、それから行つておつた先はどこなのか、これは一つすみやかに御調査をして、その調査の結果をお示しいただきたいと思ひます。

これは委員長一つお願いいたします。

○委員長(鈴木泰一君) よろしゅうございしますか。

○説明員(本多元吉君) よろしゅうございします。

○鈴木強君 それからもう一つお尋ねしたいのですが、私は、九州の大村電報電話局で起こりました春闘の事件について、四月二十日、党の方から視察を命ぜられまして現地へ行つて参りました。この内容を見ますと、大村の分会長と県支部の三役が合計四名解職になつております。私は率直に申し上げて、大村の高橋という電報電話局長は非常に率直な方で、参りました。いろいろお話を伺つてゐる間でも、非常に一つ信念を持ってやつておる方だといふふうな思ひがいたしました。で、この際私が伺つておきたいことは、もちろん、実行行使については私はこの際は触れませんが、十五日の日、組合の責任者と当該局長と話し合ひをいたしました。十六日の実行行使に対してはこの保守関係、施設関係、保全関係ですね、こういう面については二名でよろしい、局長と施設課長、こういう了解が組合の間にでき上がりました。運用関係については、その際結論がでませんでしたので、明日話し合つたところ、こういうことで別れてゐるわけだ。ところが、こういう話を知りませんが、六名を入れたければいいか、こういうお話がございまして、それではきのうの約束と違ふのではないか、こういうので論争になつたようであります。しかし、組合の方も通信サービスをある程度確保しようといふことは考へておつたようですか

私は多くはきょうはここで申す必要はありませんが、この大村の闘争の真情を見ておった警察官の話聞いて参りました。同時に報道されたあそここの地方新聞なり、あるいは読売とか朝日とか、そういう新聞に出ている争議に触れた見方あるいは報道関係の記者諸君の話、こういうものを総合してみても、ある程度秩序正しく整然とやっておる。坂本委員もこの間須崎の話が出ましたけれども、いろいろ警察官の力を借りて、そうして一方的に弾圧するような態度に出、しかも人の生命を断つような首切りを平然とやっている。そういうことはちょっと過酷ではないか、坂本委員もおっしゃったような、そういうような実は話も私は伺ったのですよ。もう少しこういうものについて当該の通信部長も、私はちょっとしか会いませんでしたけれども、なかなか要領のいい男です。率直に言って八方美人的な、いろいろな人間が今まであったようですが、八方美人的な要領のいい男だ。われわれに会うとうまいことを言うが、実際のやり方を見てみると反動的な面がたくさんあるように感じました、私は。そういう通信部長のもとに労務政策が現場の局長の意思というものを無視して、そうしてどんどんやられてしまう。これでは現場の局長はたまったものでないと思う。そこにもう少し基本的な労使のあり方というものについて考えてみる必要があるのではないかと思いたすかね。どうですか。

員の入局ができない、こういうような、状態のもとにおきましては、やは

得ない措置でございしますが、警官にお願いして、そのビケ隊を排除していただいて、通信サービスを管理者の手において、も確保したい、これは私どももいたしまして当然のことだろうと思うのでございします。これは別に地方だけがいろいろ勝手にやっているというわけではございません。本社におきましても、御承知のように、前にあれだけの一千をこえるビケ隊を当日張ったわけでございします。私ども本社の業務といたしまして、それは必要な業務でございしますので、管理者並びに職員がこのビケ隊の中に入って、またその際には、警察の方の力もお借りして仕事についたわけです。決してこれは中央が勝手な労務対策のいろいろなやり方の違いというようなのがあって、そういうことをやったわけではななく、そういう際におきまして、万やむを得ない措置としてやったものなのでございまして、そういう点は一つ御了承願いたいと考えます。

○鈴木強君 この現地の調査というの
は、皆さんの方では、通信局長会議等
も開いておられるようですが、実際
に本社からどなたかいらっしゃって、現
場の実情というものは把握されておる
のをごいまいしょうか。

○説明員(本多元吉君) 私ども、本社から事前に参つて、現場を調査に参つておりませんが、これは、通信局においては、全部その管内の事情というものは、現場に参つて知悉しております。私どもは通信局の報告を信頼をい

たしまして、通信局とよく打ち合わせをいたしまして、今回いろいろな措置をとったわけでございます。

●鈴木健君 これは、私たちを直接扱
場まで行って、各関係者にいろいろ
伺って参りました。ですから、片寄
ずに言っているつもりなのですがね。
ですから、やはりまずいところはまず
いところとして直して、そしてお互い

に公衆に迷惑をかける」という立場に立って、こういう争議を解決するようになせぬと、感情に感情をまじえてやったのでは、これは激発するだけですか。そういふ点の御注意も必要だと思いますが、特に大量の処分が出ており

ますから、少なくとも現地の事情というものはよく調べていたたいで、そして、うものはある答弁がほしいのです。これは大臣もお聞き取りのように、この委員会でも問題になりました、さらに再調査までもしていた、だくことになつておつた、これは、私は、私は幾

制、ラインというものがあるのですから、一々全国まで行って、実情を調査をするというよりは酷かもしれませんがせん。だが、問題として提起されたことについては、もう少し実情ということも

空自強に押し進んで、それ以外の發展も
対しても確信のある御答弁のできるよ
うな措置をとっていたのだかと思ひ
ます。是非について、私はここでは申
し上げませんが、そういうことから申
す、労使のあり方についても、考えを持
つて、ほんとうに事業を發展するといふ

森中委員からも質問もあるようですから、この問題については、私はこれ

で打ち切ります。

伺っておきますが、公社機関の中に発生した問題については、一体的に責任をおとりになりますか。公社の機関はどこであろうと、どういうクラスの機関であろうと、そういう機関の中に事件が発生した場合に、一体的な責任をおとりになりますか。

○森中守義君 職員局長、勞務担当の責任はあると思ひます。

局長として、思料調査を職員にやらせ
 になったことはありませんか。

○説明員(本多元吉君) 私どもそういう
 ような方針で思想調査というような
 ことを、そういうような方針で臨んで
 いる。やっております。

○藤中伊藤君 方針で臨んでおらない
 ですか。

(新) 方針を主張する。方針で聞くと、それはいいというわけですが、それは、そういうものというわけではならぬのです。思想信条、すべてこれは憲法が保障しています。だから、方針をお持ちになることと自己私はおかしと思う。また、そのうちとは、公社の労働政策上の議論

論の対象の外だと思ふのです。ところが、
が、實際問題としてしまして、九州で思想
調査をおやりになったことがあります
ね。御記憶ありませんか。

○説明員(本多元吉君) ただいまのおお
話は、長崎でそういうようなことが

○森中守義君 私は、これは多少意見にもなりますけれども、私も九州であり、熊本であります。しかも、在ります。

来まで九州における労使関係というものは、三党であつた。私は、思つ

のほすこふる正常であつたと私は思
ております。ところが、そう思つて
るやさき、今局長はしなくも言わ
れた九州の長崎で思想調査が行な
れた。それが事実問題として公社側と組
合側が確認をしたことがある。私
は、今まで九州関係における労使問題
が非常に不必要な紛争を起こさない状
態にあること、今回

う思想調査等を行なつたか、しかも、許されていない調査をやつて、労使間に暗影を投げたということについて、すこぶる割り切れない氣持を持つておられます。今、局長は、長崎であつたります。今、言つてゐるついで、その内

容は、おわかりですか。

○説明員(本多元吉君) 内容について、詳しく報告を受けておりませんが、ただいまお話がございましたような思想調査といいますが、そういうものにご類するようなことが行なつたこと

うにちようと聞いておりますが、これについては、通信局におきましても、いろいろな間違いがあつてはいけなないといふこともございましたので、一応その点については、組合と十分話し合ひもして、了承を導るようご努力をいたした

したという様な報告を私は聞いております。その程度でございます。

○森中守義君　私は、双方で確認をされた文書を拝見をいたしました。その中で、九州通信局長及び九州通信局の首脳部がお書きになっておる書面であ

は、明らかにそういうように誤解を与える節があったことは遺憾であると、こういう遺憾の意と釈明が行なわれております。しかも、長崎通信部長名による、いわゆる思想調査といわれてお

るところの内容を拝見しますと、やはりこれは公安調査庁が行なつておるような内容のものがずいぶんあるようです。あなたはその内容をごらんになったことありますか。

○説明員(本多元吉君) 私はその内容は存じませんが、誤解を与えるようなことがあつてはいけないということの注意は通信局に申し上げております。

○森中守義君 労務担当局長という立場から、この種誤解ないしは疑惑を与えたということだけでも、相当大きな問題だと思ふが、あなたはそういうことに對してどう思われますか。

○説明員(本多元吉君) 誤解ないしは疑惑を与えたという点につきましては、これは遺憾なことだと存じます。

○森中守義君 進んでその内容を検討するという気持にはなりませんでしたが。

○説明員(本多元吉君) 私ども、本社といたしまして、そういうような、先ほど申しましたような方針なり考え方であつては、通信局と組合の間におきまして、いろいろその間の事情の釈明、説明等によりまして、大体誤解も解けるような努力をしたと考へますので、その内容について、これをいさいに検討すると、かようなことをいさひぬでも差つかえないと、かように考へまして、中央におきまして、そういうような内容の検討はいたさなかつたわけでございます。

○森中守義君 私は、その辺に少し問題があると思ふのです。これはほかの、たとえば厚生問題であるとか、あるいは人事問題であるとか、一般的なものに属する労使間の問題であれば、これはなるほど出先におまかせになつておいてもいいかも知れない。しかし、憲法に触れる、あるいは公社経営の中に採用するべきでないこと、いわゆる、公社の本社自体もそういう方針を持つていないことをやつたというところであれば、これこそ私は進んで事実の調査を行なつて、少なくとも、公社が一体的にそういう指示をしていない、思想調査をやるという意思は毛頭ないというようなことを明らかにする必要が私はあつたと思ふ。なるほど、九州には通信局長がおられる。出先には通信部長がおられる。それぞれ立場で処理すればよろしいと、こういうことも事と次第では言えるかも知れませんが、この思想調査というのは、今まで諸官庁の中にあつて聞いたことがない。そういうことを問題に提起されているのに、本社の方で全然そういう問題について調査されていないというのには、私はどうかと思ふ。そういうことが私は今日の公社と全電通との必要な紛争の一因をなしておるのではなからうか、こういうようにも考へるのです。局長どうですか、進んでやるべきじゃなかつたのですか。

○説明員(本多元吉君) 私ども通信局に對しましては善処方を申し上げておきまして、通信局といたしまして、組合ともいろいろお話をして、先ほど申しましたような了承を得るような努力もいたしましたので、あえて本社がこれを行なうというやうなことも必要もないと、かように考へたわけでございます。

○森中守義君 関連ですから、これ以上お尋ねするのともうかと思ひますから……。もちろん、この問題はきょう限りで終わるわけでもありませんし、むしろ私は公社の労務政策の一つの重要な問題点にもなると思ひますから、できるだけ早く思想調査といわれていけるその文書、長崎の通信部長が出された文書ですね。それと九州電気通信局長と全電通の九州地本の中で交換をされた確認書、この写しを一つ資料としてできるだけ早く出して下さい。それを基礎にしていろいろお尋ねした方がより正確になると思ひますから、それをも一つ要求しておきます。委員長、資料の要求をして下さい。

○委員長(鈴木一君) この資料の要求、よろしゅうございませうか。

○説明員(本多元吉君) よろしゅうございませう。

○鈴木一君 この際、大臣に一つお尋ねしたいことがありますが、あなたは就任をされて、この委員会に所信を明かにされた際に、非常に長い期間預託金制度のあり方について、改正をする必要があるということ、今国会に所要の手続を終えて法案を提案をしていただく、こういう非常に希望のある御発言がありました。私は大へんけっこうなことですから、その一日も提案の早からむことをいねがつておつたのでございませうが、いよいよ会期もきょうを含めて三日になつておりますが、一体これはどうなつたのでございませうか。

○国務大臣(小倉照彦) これは政府の関係機関としては三公社がございまして、他の公社との関係等も考慮されまして、いろいろ折衝いたしましたのが、満足のないところではあります

が、大体の成案に今一応到達しております。しかし、いかにも会期が切迫いたして、会期延長後になりましたので、今回はこれを提出しない。先般、私の考え方として申し上げましたのは、でき得べくんばまとめ上げて出したということとございませうが、遺憾ながら、一応はまとまつたと申し上げて差しつかえないのですが、物理的に時間がないので、これは遺憾させていたたたいたと思ひます。

○鈴木一君 他の二公社もあります、御指摘の通りにですね。そこで、それぞれこの問題については考え方があつたと思ふのです。特に私は、日本社会党の立場に立つても、長い間研究いたしましたので、この不合理は一日もすみやかに直さなければいかぬと、そういうことで、実は公社法全体の改正について、大臣御承知の通り、今国会に提案しておりますが、その際にあなたにも申し上げたように、われわれは大臣の御発言を信頼して、当初法改正の中にいれておつたのでございませうが、まあ政府当局がそういう御態度であればその方が私はよりベターだと思ひましたもので、あえてその改正法案の中からは抜かして、大臣の手腕を期待しておつたのでございませうが、非常にこれは遺憾千万であると私は思ひます。それで御努力は認めます。

○森中守義君 何か今度の国会にそういう手続をなされたようにも聞いておるのでございませうが、そうであれば、何とかが電電の場合も同時にやれなかつたものだろうか、こういう私は気持が今でもしているのですが、幸い自民党の内閣改造があるようですが、大臣が御留任いただくことを私は野党の立場で非常に期待をします。それともうなるかわからぬ、わからぬから、もうきまつたことと同じだと、ただ手続的に出せなかつた。こういうお話のように私承つたのですが、大臣が留任されればけっこう、それでなくても、そのあなたのおきめになつた御構想というものは、私は差しつかえがなければここで聞き出したのでございませうが、もし差しつかえがあれば、また別途お尋ねいたします。あえてそのことは御答弁を求めませんが、いづれにしても固まつたという内容については、大臣がどういう立場にお立ちになつても、必ず次期国会には出てくる、こういうように理解をしてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(小倉照彦) 今御指摘の通り、やはり国鉄と同じようなならば、あるいは出しても御審議願へたかと思つておりますが、それよりも少し電電公社は特別に私ども主張しておりますので、それを固めるのに少し時間がかかりましたし、これは御指摘の通り、電電公社の事業をお考え下さつての御意見でございませうから、ありがたく御意見を拝聴いたしました。ただ、これは御承知の通り、こちらが希望することについては、なかなか、頑迷といふ言葉を使うところからありますが、なかなか頑固なところがあつて苦勞いたしております。

○鈴木一君 まあ大臣の御所信を聞きまして、むずかしい面もあると思ひますが、一つぜひ実現していただきたいというのを私はここに強く希望しておきます。

それから次に伺いたいのは、先般、電電公社は、第二次五カ年計画の四年間でございませぬ、その建設資金の一筋に外債二千万ドル、約七十二億の導入をお考えになっておたうございませぬ、その後総裁も渡米をされて、何か正式に調印をなされたように私は風説に聞いておるのでございませぬ。非常にこの国会で問題になったことであるので、私はもう少し誠意のある態度がはしかつたと思うのであります。それから委員会も何回も開いております。むしろ進んで、こういう結果になりました。この誠意のある私は委員会に対するお話があつてもしかるべきではなかつたか、こう思うのであります。しかし、これはぐちでございませぬ、私は申しませんが、それをじゃこの機会にその経過はどうなのか、調印されて実際に金はいつごろ入つてきて、これが第二次五カ年計画の本年度の建設資金にどう加つて計画していくのか、その点を一つ承りたいと思ひます。

○説明員(大橋八郎君) この外債の問題は、昨年度の予算の際に、御承知の通り二千万ドルの米貨債の募集が予算総則において認められました。この募集ができた際には、この金を原資として、約三万個の新規の架設をやり得るということが、三十五年度の予算の総則において認められたわけでありませぬ。私もこの趣旨に基づいて、でき得べくんば三十五年度の予算会計年度中にこれを手に入れたとして、予定の通り発行したい、こういうようなことで、昨年から努力いたしましたのであります。その結果、昨年の九月でありますか、公社の経理局長をアメリカに派遣

いたしましたして、アメリカのニューヨークにおける証券会社の中で、フアスト・ボストンとマナー・ジャーとし、デロンリッド、スミス・バーネーを子マナー・ジャーとするこの三社で発行を引き受けてもらうことに契約ができました。十月にアメリカの調査団が当地に参りまして調査をいたしました。そのときの予定では、十一月に公社からさきに調査団が向こうに参りまして、最後の仕上げをして、十二月にSECに届出をして、一月の半ば過ぎには募集ができるだらうという当時の一応のスケジュールができて上がつておつたのであります。ところが、その後だぶ経済界の状況等が非常に変化がありまして、たとへば、ハガチ事件のような不詳なことがあつたりして、そのために日本の財界において一昨年発行した日本の国債が値下がりがあつたというやうなこともあります。もちろん、その間アメリカの大統領の選挙があつた、日本でも総選挙があつたというやうなことで、結局昨年のうちに募集に着手することが困難だといふ見通しで、本年に持ち越されたのであります。

○説明員(大橋八郎君) そういふやうなわけで、本年の三月になりまして、いよいよ募集の時期がよきさうだといふ向こうの通知がありまして、こちらから申ししますと、その結果、五月の二日の日に三社と私がニューヨークにおいて調印をいたしました。二千万ドルの外債を募集するといふ契約が成立いたしました。そのうち千五百万ドルは十五カ年間の長期の契約であります。あとの五百万ドルは中期のものであります。三年の契約、四年の契約、五年の期間のもの、こういうふうに分かれております。長期の発行条件は、法定利息は六分で、発行価格が九十五ドル半という発行条件であります。中期ものは三年のものが百六十万ドル、これは五分の利率であります。四年のものが百七十万ドルで、これが利息が五・一二五、五年のものが百七十万ドル、この利率は五・二五、かようなことであります。結局三日の日に正式にこれが売り出しを開始いたしました。十日の日に締め切つて、即日全部売り切れ、かような状態であります。

○松平勇雄君 本案に対する質疑を打ち切つて、直ちに討論に入られることの動議を提出いたします。(議事進行)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○新谷寅三郎君 私はただいまの松平君の動議に賛成いたします。

○委員(鈴木一君) それでは松平君の提出の質疑を打ち切つて直ちに討論に入るべしとの動議を議題といたします。

この動議に賛成の方の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(鈴木一君) 多数と認めます。よつて松平委員提出の動議は多数をもって可決せられました。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(鈴木一君) 速記を始めて下さい。

○鈴木強君 私は、ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表して反対討論を行なわんとするものであります。

討論に入ります前に、一言私は触れておきたいと思ひますが、今私は委員長に御質問を申し上げましたように、本改正案は今日の電電公社の長期合理化計画と非常に重大な関係がございませぬ。従つて、われわれは、この委員会を通じて尽くすべき審議は十分尽くし、参議院としての良識を発揮して、この法律案施行に際しても万遺憾なき措置をとつて、ほんとうに電電事業が国民にりつぱになつたといふやうにほめられていただくやうなものにしたいと思ひまして、私は二十時間の討論の通告をいたしましたし、同僚議員も約四十時間程度の質疑を委員長に通告をしております。これは松平挑発提案委員にも十分御連絡をとつた上のことでありませぬ。にもかかわらず、かように非民主的な、われわれの質疑を残して議事を打ち切つたといふことは、まことに委員会の運営上禍根を残すものでありますから、私はこの点については委員長にも大きな反省を求めると同時に、自由民主党の諸君もあまり数の力でもつてものを押し切るといふやうなことをやらないように私は願ひるのであります。

さて、本論に入りますが、御承知のやうに昭和二十七年の八月、電信電話事業の合理的かつ能率的な経営形態を確立するとともに、設備の拡充強化を促進し、サービスの改善をはかるために、公共企業体として日本電信電話公社が発足したのであります。この間、第一次五カ年計画、第二次五カ年計画等を通じ電信電話事業は目ざましい発展を遂げ、他の企業体に比較しましても、きわめて優秀な業績をおさめて参つたのであります。これは電気通信事業における技術革新と、これに従事する全職員の涙ぐましい努力のたまものであると私は確信するものであります。しかしながら、このやうな電信電話の発展の過程を見ますときに、公共企業体の性格に対する理解がまだ十分ではないために、今日においてもなお官営時代の制約にしばられて、経営の自主性の確保、職員に対する待遇改善等に幾多の問題を残しておるのであります。

これらの点に關しまして、さきに昭和二十九年一月、臨時公共企業体審議会より、また昭和三十三年十二月、公共企業体審議会からそれぞれ答申がなされておるのであります。いづれも公社の組織運営を根本的に民間的センスに切りかえ、その企業性と自主性を強化して、もつぱら能率的、進歩的運営をはかる必要があると指摘せられ、その具体的事項として、公社の予算及び決算制度、監督、料金の決定、給与等、勤務条件の諸般にわたつてその改善方策が示されたのであります。これらの答申に應じた政府の適切な措置が今日に至りましてもいまだ何ら講ぜられておらないことは、政府の怠慢と言わなければならず、私のきわめて遺憾に存するところであります。わが党はつとにこの点を重要視いたしまして、その矛盾と不合理とを是正して、真に公共企業としての運営にふさわしいものにしよといふ見地から、今国会に、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案を提案したのであります。私はまずこの基本的問題の改正を

行ない、その前提のもとでなければ、いかなる改正をいたしても、真に効果的な成果をおさめ、国民の期待に十分こたえることはできないと信ずるのであります。もとより私も同様に、自動機等の合理化施策については、何ら反対をするものではありません。ただ、われわれが最も重視するのは、合理化の進展に伴って、そこに働く労働者の労働条件が向上しなければならぬこと、設備の近代化に伴って生ずる余剰人員を、労働者の意向を尊重して最善の措置を講ずること、また利用者に對してもその恩恵を最大限度与えることとあります。このことが合理化の前提条件とならなければならぬこととあります。従って、その一環として、電話料金も合理的な妥協案のみに改正することは当然のことと申すのであります。このような見地からいたしまして、わが党は、さきの電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案の審議の際におきましても、同時に料金問題にも触れるべきであることを強く主張したのであります。現行料金引き下げは、むしろわが党が率先提唱したところとあります。

ところが、今回の政府提出の改正案を見ますと、料金改定にあたりまして当然まず先に考えなければならぬ現行の料金水準が、はたして適正であるかどうか、また、料金と一体不可分である現行電話加入制度の欠陥の是正等の最も重要な諸点には何ら触れるところがないのであります。この不合理と欠陥とをそのままにしておいて、料金だけを改定しようというのであります。政府並びに公社当局は、今回の料

金改正は値上げをねらったものでもなく、値下げをねらったものでもない、現在の料金収入に変動を来さないことを前提として、現行の料金水準を維持することを基本方針とした。しかし、結果的には三十億円の減収を生ずるであろうというのであります。が、私どもから見ますならば、それは単に計数の上で数字のつじつまを合わせただけで、はたして実際に値上げなのか値下げなのか、どこにその保証があるか、まことに独善的な知能犯的な料金引き上げを内容とした改正案であると断ぜざるを得ないのであります。

以下私は本法律案の内容につきましても、おもなる矛盾点と不合理を指摘してみたいと思ひます。その第一は、この改正案では、現行の料金水準に對する検討が十分に行なわれていないのであります。現行の料金水準は、昭和十八年に減価償却費の不足を補い、また拡充資金の一部に充てるための理由で、従来の料金ベースに對し二割程度の値上げを見込んで改定され今日に至ったものであります。が、電電公社は一般私企業にも例を見ないほどの利益を生み出し、昭和三十四年度には実に五百十四億円の巨額に達し、しかもその額は年々増加の一途をたどるものと思われまゝ。現在最も有力な建設資金源となつております。そして、この利益の増加の最大原因は、従業員諸君が、第一次五カ年計画以来今日まで飛躍的に増大する設備の拡充維持を行なつてきた血みどろの労働の結晶であります。また目ざましい技術革新の成果であることは疑いを入れないところであります。しかるに、公社当局は、

このような膨大な利益を、一つには加入者の利益のために、一つには従業員の待遇改善のために、一つには将来の建設のために充てると言つてはおられるのであります。加入者に対する還元、それは料金の引き下げであらうと思ふのであります。これは一体いつ行なわれるのでありましょうか。また、従業員に對する待遇改善に充てるといいますが、公社従業員の待遇は、最も新しいこのたびの仲裁裁定実施後における平均ベースを見ましても、国鉄等の従業員よりむしろ低い状況であります。私どもは、何としても納得がいかないところであります。

しかるに、一方において、将来の建設に充てるといわれる建設勘定への繰り入れは、本年度予算において約五百億に達し、これに減価償却引当金を合計いたしますと、実に一千九百億円となつてゐるのが実情であります。私は、国営事業である電気通信、電信電話のごときものの建設を、元来、財政投融資等の国家資金でまかなうべきものであると思ふのであります。が、実際問題としてこれが困難な場合には、事業上の利益の若干を将来の加入者の増加のために充てることは、それによつて同時に既存の加入者の利益にもつながらるのであります。あなたがちこれに反對するものではありません。しかし、問題は、その程度、方法いかにであらうと思ふのであります。公社の現在の事業成績から見ますならば、率直に言つても、もっと加入者と職員への還元を真剣に考慮すべきであらうと思ふのであります。特に今回のごとき料金改正にあたりましては、どの面から見て、また、どのような電話のか

け方をいたしましたとしても、いやしくも、もともと料金値上げになることのないような料金改定でなければならぬと信ずるのであります。しかるに今回の料金改定について見ますと、なるほど値下げになる部分も若干はありますが、逆に値上げの部分も相当にあるのであります。たとえば東京・大阪間の場合は、三分の場合二百九十円が三百十八円に、六分の場合五百八十円が六百三十六円になるわけでありまして、このような事例は他にも相当にあるのであります。また、自動化された場合に適用されんとする距離別時間差法の適用区域における料金制度も、加入者の電話の話し方によつては値上げとなることは必至であります。おそらく、この改正案が通つた場合には、利用者と世論のごうごうたる反響を受けることは今から明らかであると思ひます。

その第二は、現行の加入区域制度の欠陥に對し、何らの考慮が払われていないこととあります。現在の加入区域制度のもとにおきましては、東京、大阪のような大都市と中小都市との間、あるいは地方農村との間に著しい格差が生じておまして、サービスの便宜及び料金の負担の均衡がとれておらないのであります。一例をあげて、大阪周辺の電話加入区域の矛盾、不均衡を申し上げますと、先ほども質問を申し上げましたように、たとえば大阪と豊中、吹田、尼崎との間のごとき、全く不合理不均衡の典型的なものであると思ひますが、このような傾向は、最近の社会生活圏の拡充傾向とからみまして、現行の加入区域との間に著しいギャップが生じてきておるのであります。

す。しかもこのギャップを生じているままの現状に對し、何ら手を加えずして、料金だけを改定いたしました。これが合理的に均衡のとれた料金となるはずのないことは火を見るよりも明らかであると思ひます。

次に、反対理由の第三は、この料金改正案には、この実施計画の裏づけが全くなされてないこととあります。御承知のように、この料金改正案は、市外電話の即時化と表裏一体の関係にあるものであります。が、それにもかかわらず、今後の市外通話の自動即時化計画は、この法案審議の過程において全く示されておらないのであります。さらにその上に、昭和三十八年度より始まる第三次五カ年計画の概要すら明らかにされず、ただ黙って公社当局を信頼しろというのであります。しかも、このような独善的傾向は、最も重要な今後の電信電話事業拡充計画遂行の根幹となるべき要員対策に關しても全く同様であります。前にも申し上げましたように、第一次五カ年計画発足以来、拡充に次ぐ拡充をもつて、諸外国にもその例を見ないような設備の拡充を行ない、しかもこれをよく保守運用しまして、今日の輝かしき電信電話事業を築き上げ、また今後一そうこれを発展させていくべき使命をになうものは、言うまでもなくここに挺身する従業員全員であります。試みに、最近の要員の充足状況について見ますと、昭和三十五年度新規要員人員一万四百五十八人に對し、予算で認められました要員数は五千三百十六人でありまして、また本年度に至りましては、認められたものは八千七十一名であり

まして、実にこの二カ年間で六千名の削減となっております。従いまして、この削減によりますところの差、すなわち実際に必要な人員と実際に働いている人員との差は、従業員のいわゆる労働強化、言うならばその犠牲によって償われていると言っても過言ではありません。また、第三次五カ年計画を遂行しようといはしますと、市内電話のこうした増加と全国市外即時網の確立ということはどうしても避けられないところでありますが、現在郵政省の特定局に委託しております交換局を含め約六千八百の電話局のうち、おそらく六千二、三百の局は無人員となり、ここに従事する交換要員は要らなくなる勘定になります。その大部分を占める女子職員は、どうしてもどこかへ配置転換されるか、または職種転換を余儀なくされる運命にあるのであります。公社当局は首切りはしないと云っておりますが、これらの従業員の労働不安に対し、これを解消するような何らの具体的計画は示されていないのであります。公社当局の、従業員の給与、要員配置転換等に対する態度は、以上申し上げたようなものであります。これら従業員の涙ぐましい努力に対し、何らあたかも手を差し伸べず、妥当な要求に対しても誠意をもつてこれが解決のための努力をはからず、かえって、時には重圧を加えて、この重圧に対して組合員が行動すれば、直ちに厳罰をもって臨むという、最近の政府並びに公社当局の労働政策は、明らかに前時代的なものであり、誤りであると言わなければなりません。事業は人にあるとは古代からいわれてきております。いかにりっぱな

計画を立てても、労働者の協力なくしてはその計画は画餅に帰するでありましょう。私は、この際、公社が今日までとりつづける、誤れる愚劣な労働政策を率直に改められて、真によき健全な労働関係を樹立され、労使一体となつて、国民の期待する事業の発展を期せられる態勢をすみやかに確立されるよう強く要求して、私の反対討論を終わります。

○新谷實三郎君 たいだいま議題となつております公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対し、私は自由民主党を代表して賛意を表するものであります。

本案は、最近におけるわが国電話事業の急激な発展に伴い、現行電話料金制度の不合理を是正して、自動即時化に適合する料金課金方式を採用するとともに、市内及び市外電話料金の融合をはかり、あとう限り、電話料金体系を合理的に調整せんとするものであります。まして、時宜に適した方策であると存じます。

ただ、電話料金制度につきましましては、本案は当面の一応の対策として、これを了承するのでありますが、現在非常な勢いで急増しつつある電話需要の実情にかんがみ、これに対応して策定せられるべき電話拡張第三次五カ年計画にあたりましては、今後さらに十分なる調査、検討を遂げ、より合理的な、かつ加入者の便宜をより増大し得るであろう料金制度を確立し、もつて電話事業の健全な発展と国民への奉仕の全きを期すべきであると存じます。

以上の希望意見を付して私は本案に賛成するものであります。(拍手)

○山田節男君 私は、たいだいま議題となつております公衆電気通信法の一部改正法案に対し、民主社会党を代表して、以下述べます若干の理由に基づきまして反対を表明するものであります。

まず第一に、今回の法案の内容とします電話料金の改定の合理化並びに料金の調整の点につきましましては、近來電話の需要が伸びたこと、しかも、加入地域の拡大ということ、新都市の発展拡大の点から、当然これは実現されるべきであります。ところが、そういう点から現行の料金をもつてすれば非常な不公平な格差が出るという点並びに電話の接続の自動化に伴います全国的な自動即時化、これが進展に伴いますれば、いずれにいたしましても、この今回法案の内容としますこの料金の体系の合理化ということにつきましましては、私はこれに対しては賛意を表するものであります。しかしながら、今以下述べます三点の理由をもちまして、この法案に反対せざるを得ないことは、まことに遺憾に存じます。

第一には、この法案が本国会に出します前には、電信電話料金調査会、この答申を見ますという、電話の料金の合理化と同時に、電信の料金についても、この調査会において慎重に審議をして、結論まで出しておるのであります。しかるに、今回電信の料金につきましましては、ことさらにこれを省いて、電話料金の合理化ということだけの内容を出したことは、非常な片手落ちであると思ふのであります。何となれば、今日の電信の電電公社における収支の地位から見ますという、たとえば三十四年、三十五年度の収支状況

を見ますという、実に百三十億を余る赤字の状況であります。もとより、これは電話の収入が非常に良好でございまして、これでカバーし得るということは承でございするけれども、経営の原則から申せば、これは一つの変則でありまして、電信業務は電信業務としての企業体の確立、健全化、合理化をしなくてはならない。かかるに、この法案には、初め企図したところの電信料金の合理化、それが含まれていないところが、この法案の致命的な一つの欠陥と申しますか、不健全である、不健全な様相を呈しておつたとが反対せざるを得ない第一の理由であります。

第二の理由は、今回のこの法案によつて示されたところによりますと、従来の電話の取り扱い局を十二級別にしておつたのを、十四級別にした。第一級電話取り扱い局は二十五個の電話の加入者を初めとして、百万あるいは百万以上の級別に定めておりますが、これを詳細に調べてみまするといふと、これは電電公社の収入面においては、先ほど電電公社の幹部の御答弁を聞きまして、これは増収になる一つの要素になっておる。それのみならず、私の特にこの問題について不安に思ふことは、こうして全国的に電話の自動即時化、いわゆる今後の料金は度数制でいくのだと、こ

ういう建前になって参りますという、この基本料金制度というものは、これは国営時代の遺風でありまして、私どもが声を高きいたしまして、従来の電話設備負担臨時措置法の廃止を叫び、これを時限立法とし、この法を廃止いたしました、かわりに電話設備負担法を創設し、従来の加入者の負担を軽減することに努めたのであります。が、しかし、依然としてこの電話の加入者の負担は存在するのであります。と同時に、この基本料金というものは、やはりこの電話設備負担臨時措置法と同じ性格のものであります。公社として今日かような制度を温存するといふことは、これは一種の邪道ではないかと思ふのであります。ことに自動即時化に伴う度数制を採用するに至りましては、この基本料金制度を存置することは、きわめて矛盾であると考へるのであります。これが反対の理由の第二であります。

第三は、これはこの電電公社の電話料金の合理化に伴います要員計画の問題であります。私どもの手元に昭和三十三年、第二次五カ年計画が発表されました際、ことに、この要員計画につきましましては、公共性の進展に即応して従業員の処遇の改善をはかるということを公約いたしておるのであります。もちろん、今回のこの料金の体系の合理化というものは、全国的な自動即時化を目標とするものであります。しかも、昭和四十四年を九五%以上の自動化を目途とするものであります。そういったしますと、少なくとも、この電話の接続の自動化あるいは市外電話の自動即時化ということになりますれば、たちまち問題になります。これは電話要員の問題であります。同時に、電信の方におきまして、中継機械化といふことは、すでにこの要員のために労働争議が起きておる例も私どもも見ておるのであります。そういうことになれば、今回のようなこういう画期的な料金の近代化、合理化をやる

ことになりますれば、これに伴うところの要員の処置をどうするか、これは法案に盛り込むことはできませんけれども、この法案の審議の過程におきまして、私どもの納得し得る要員計画を示さなくてはならないのにもかかわらず、私の納得する、いわゆる計画的な要員計画を示されたいというところに私は不満を持つております。

以上、この三点が、もし今回この料金の体系の合理化ということに即応してやりますならば、私は今回のこの法案につきましても無条件に賛意を表したいのでありますけれども、以上申し上げましたように、この法案に盛りべき内容が欠けておる、言いかえますれば未完成である。こういうところに私は本法案について反対をせざるを得ない、まことに遺憾とするものであります。しかしながら、この料金の合理化、近代化ということは、これは当然のことでありまして、これは電電公社の持つ当然の使命であります。私は、これを大いに今後促進されますと同時に、今申し上げました、反対をせざるを得ないこの三点の理由を、十分当局はお含み願ひまして、法の円満なる効果的な実施を要望してやまない次第であります。

以上をもつて反対討論といたします。

○奥むねお君 私、参議院同志会を代表いたしまして、今日結論をつけようとしておりますこの法案に賛成をいたします。しかしながら条件がございます。これは、この法案がかかりましてから、いろいろな立場から皆さんが発言なさいました記録を通して見て下さいましても、非常に問題の多いこと

が、将来にかけての不安を残しておると思うのでございます。電話事業は、すでに生活の必需品と申すべく非常に普及発達しております。これはもちろん、経営者の立場にある方、従業員の方、それから加入者の人々、三者一体となつてこの発展を持ち来したものだと思つてございまして、この際に機械化をして、合理化をして、全国的に即時通話ができるように、電話がだれでも使えるように、画期的な推進をしようとしていらっしゃることは、非常にけっこうなことだと思ひます。常々、賛成いたしますけれども、当局の説明を聞いておりましたも、机上の計画はできておるけれども、その裏づけとなるべきものが固まっていない。これが機構の面に対して非常に不安を与えるわけでありまして、たとえば人員の問題あるいは料金の問題、あるいはブロック別に局を統合して、一定料金をきめようとしていらっしゃる、いろいろな問題がある。そのほかいろいろございまして、ですから、今これをいいたか悪いかということとはむづかしいと思つております。ただ、せっかく推進して、一生懸命にやられていらっしゃる、この発展を遂げた今日、日本経済の事情に合わせて、変革を遂げて合理化しようとしていらっしゃる、この熱意に私は賛意を表するわけでありまして。

私の条件といたしましては、まず、たびたび大橋総裁から、電話を皆がかけるように、すべての人に加入が及ぶように、これを急いでいるのだ。オンリーこればかりおっしゃつております。これもごもっともなことだと思ひます。しかし、今まで電話を使つてきた人が、高い設備料やあるいは債券や、あるいは基本料や、あるいは電話料を納めて今日の繁栄をもたらす力になったということは、これは私ものと真剣に考へてもらわぬと困る。この電話料金は、今度の改正によっておそれる上がるだろう、きつと上がる。これは多くの委員もおっしゃつていらっしゃるし、私もそう見ざるを得ないのでございまして、ですから、加入者に対して還元する、サービスの還元というものを、ただこれからの新規加入者をふやすのだということだけでなしに、せめて基本料をやめるとか、あるいは債券を下げるとか、いろいろあると思つております。こういうことを私は考えたいというのがむしろおかしいと思つて、ことに、サービスを旨とする公共企業体でありながら、何でもかつたらえただけかつたらつて、そして設備増進だ、これは少し虫がよ過ぎると思つてございまして。こういう問題は、国民感情から言つても非常に困ると思つて、これが一つ。

それからいざ来年、一年後にこれが実施されますときには、また、がたがたし労働問題がわれわれを悩ますのじゃないか。一体に私ども、労働組合が悪いのか、無理を言うのか、あるいはそれに対する企業体の当事者が下手なのか、非常に迷惑することが多い。この根本的な問題を初めに解決しておいてほしい。もうひとつはとみな迷惑している。ですから、国会の審議を見ましても、もしもこの問題がスムーズに話し合いがついて片がつくものならば、われわれも建設的な問題に長い時間をかけられるんだということを非常に考えるのでございまして、まず

この問題を何とか話し合つて、そして解決つけてほしい。金もあるんだし、事業も発展しているんだし、ここで解決できないければ、いつできるのだと言いたいところなんです。

それから私どもからいいますと、配置の問題は、特別、労働者の、従業員の不安を感じているところだと思ひますが、婦人の労働者、婦人の勤労者をたくさん持っている業態であるだけに、この問題に対しては事前の話し合い、納得するの配置転換ということ而努力していただかないと、非常にあとに問題を残すのじゃないか知らぬ。先に委員会を申し上げましたけれども、婦人の有能な人は、男女の別なしに職場をうんと解放して、引き立ててもらわなければ困るということをつけ加えて、こういう条件を付けて私賛成をしたいと思つてございまして。

と存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(鈴木義一君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
午後六時四十六分散会
六月五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、未使用印刷官製はがき払戻しに関する請願(第二五九八号)(第二七九号)(第二七八〇号)
一、簡易郵便局法の一部改正に関する請願(第二六五〇号)(第二七八一号)
一、電話料金値上げ反対に関する請願(第二六八九号)(第二六九〇号)(第二六九一号)(第二七二四号)(第二七二五号)(第二七二六号)(第二七二七号)(第二七二八号)(第二七二九号)(第二七三〇号)(第二七三一号)(第二七三二号)(第二七三三号)(第二七三四号)(第二七三五号)(第二七三六号)(第二七三七号)(第二七八四号)(第二七八五号)(第二七八六号)(第二七八七号)(第二七八八号)
一、電話料金不均衡是正に関する請願(第二七五七号)(第二八二六号)(第二八六九号)(第二九一五号)(第二九一六号)
一、身体障害者団体の定期刊行物郵便料の低料金制実施に関する請願(第二七八七号)
一、熊本市に簡易保険加入者の成人病センター設置の請願(第二八八〇号)
一、茨城県常陸太田市地内河合駅前

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(鈴木義一君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。
これより採決に入ります。
公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木義一君) 挙手多数と認めます。よつて本案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書その他につきましては、これを委員長に御一任願ひたい

に無集配特定郵便局設置の請願
(第二九二二号)

第二五九八号 昭和三十六年五月二
十四日受理
未使用印刷官製はがき払もどしに關
する請願
請願者 茨城県水戸市仲町四九
〇茨城県印刷工業組合
内 城戸保

紹介議員 郡 祐一君

印刷業者が、注文によつて年賀状、暑
中見舞状、各種通知状などを官製はが
きに印刷する量は、年間実に膨大なも
のである。ところが往々にして刷り損
じ等の理由で、そのまま使用しない場
合は、これをくず紙として処理してい
るのであるが、その損害は、すべて印
刷業者及び需要者が負担している。も
ともと官製はがき五円の代金は、郵政
省がこれを名宛人に送り届ける配達料
が大部分を占める郵便料金であつて、
はがきそのものの原価は、実に微々た
るものであると聞いている。さきに、
東京都内の印刷業者を対象に、官製は
がきの刷り損じ枚数などの調査を行な
い、その資料にもとづいて全国業者の
刷り損じ枚数を推定したところ、年間
約九百七十万枚、金額にして約四千七
百万円余に、のぼることが判明した。
未使用の官製はがきについては、配達
料金がかかつていないのであるから、
製造原価及び手数料を差引いた一定額
の払もどしを受けるのが至極当然であ
り、このことは汽車の乗車券の乗車し
ない場合における払もどしと、まったく
同様であると考えられるから、未使
用印刷官製はがき払もどしに關する
法律の制定を實現せられたいとの

請願。

第二七七九号 昭和三十六年五月三
十日受理
未使用印刷官製はがき払もどしに關
する請願
請願者 東京都中央区新富町二
ノ三三東京印刷工業
組合内 向喜久雄

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二五九八号と同
じである。

第二七八〇号 昭和三十六年五月三
十日受理
未使用印刷官製はがき払もどしに關
する請願
請願者 新潟市古町通十一番町
新潟県印刷工業組合内
錦織豊松外三十一名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第二五九八号と同
じである。

第二六五〇号 昭和三十六年五月二
十五日受理
簡易郵便局法の一部改正に關する請願
請願者 鹿兒島県川内市山之口
町山之口簡易郵便局内
谷口貞充外一名

紹介議員 田中 茂穂君

先般の特定郵便局制度調査会の答申に
基づく、(一)受託者の範囲を個人にま
で拡大すること、(二)各種手数料を大
幅に引き上げ、かつ最低保障をするこ
と、(三)取扱当務者の身分保障をする
こと、(受託者が個人となつた場合はそ
の個人)、(四)郵政業務の全般を取り
扱わすこと等の諸点につき簡易郵便局

法の改正をせられたいとの請願。

第二七八一号 昭和三十六年五月三
十日受理
簡易郵便局法の一部改正に關する請願
(二通)
請願者 静岡県浜名郡湖西町知
波田簡易郵便局内 豊
田つね外一名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二六五〇号と同
じである。

第二六八九号 昭和三十六年五月二
十六日受理
電話料金値上げ反対に關する請願
請願者 新潟県長岡市七条町
石崎閑蔵外八百五十六
名

紹介議員 久保 等君

電話料金の値上げが企図されている
が、全体的な物価値上げムードの中
で、公共料金の値上げを行なうこと
は、ますます諸物価をつり上げること
になり、私たちの生活を苦しくするか
ら、電話料金体系合理化に名を借りる
電話料金の値上げには反対であるとの
請願。

第二六九〇号 昭和三十六年五月二
十六日受理
電話料金値上げ反対に關する請願
請願者 新潟県長岡市殿町三
斎木勝郎外千八百八十名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同
じである。

十六日受理

電話料金値上げ反対に關する請願
請願者 新潟市関屋田町 安宅
春三外千五百九十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同
じである。

第二七二四号 昭和三十六年五月二
十七日受理
電話料金値上げ反対に關する請願
(百三十一通)
請願者 新潟県栃尾市新町 斎
藤公子外六百六十四名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同
じである。

第二七二五号 昭和三十六年五月二
十七日受理
電話料金値上げ反対に關する請願
(六十二通)
請願者 新潟県柏崎市諏訪町二
猪浦栄三外五百三十六
名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同
じである。

十七日受理

電話料金値上げ反対に關する請願
請願者 新潟市金堀町一ノ一八
六 萩原大和外七百六
十一名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同
じである。

第二七二八号 昭和三十六年五月二
十七日受理
電話料金値上げ反対に關する請願
請願者 東京都台東区浅草千束
一二九 岡部吉辰外八
百名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同
じである。

第二七五四号 昭和三十六年五月二
十九日受理
電話料金値上げ反対に關する請願
請願者 新潟市沼垂入舟大門
波谷正作外千四百三十
九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同
じである。

第二七五五号 昭和三十六年五月二
十九日受理
電話料金値上げ反対に關する請願
請願者 新潟県燕市川原町 平
沢英夫外千三百六十二
名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同
じである。

第二七五六号 昭和三十六年五月二十九日受理

電話料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟市青山東洋ガス化学社宅内 田中俊雄外 千五百五十二名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二七八二号 昭和三十六年五月三十日受理

電話料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県長岡市西神田一五十嵐正外千三百名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二七八三号 昭和三十六年五月三十日受理

電話料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町竹ノ町 小林甚作他千三百六十名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二七八四号 昭和三十六年五月三十日受理

電話料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟市川端町一ノ五 吉田瑞夫外千三百八十七名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二七八五号 昭和三十六年五月三十日受理

電話料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県新発田市寺町 長谷川和子外千五百四十名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二七八六号 昭和三十六年五月三十日受理

電話料金値上げ反対に関する請願（百四十六通）

請願者 新潟県村上市本町 榎本昭治外千四百五十五名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二八一一号 昭和三十六年五月三十日受理

電話料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町十二区 小林英一外千四百四十名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二八六五号 昭和三十六年五月三十一日受理

電話料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県柏尾市仲子町 坂田綾子外千十名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二八六六号 昭和三十六年五月三十一日受理

電話料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市大字鉄砲町 室川佐之次郎外 千六百十八名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二八六七号 昭和三十六年五月三十一日受理

電話料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟市学校裏町 竹内武外三千二百五十三名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二八六八号 昭和三十六年五月三十一日受理

電話料金値上げ反対に関する請願（七十通）

請願者 新潟県白根市中央通り 武田寅市外千六百三十九名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第二六八九号と同じである。

第二八七七号 昭和三十六年五月二十九日受理

電話料金不均衡是正に関する請願

請願者 大阪府豊中市東豊中団地 兼松二郎外三百三十八名

紹介議員 久保 等君

大阪府豊中市議会においては、尼崎、吹田局の大阪市内通話区域の編入にと

もない、当市と尼崎局並びに吹田局の大阪への通話料金の不均衡を指摘し、現行料金の改正を強く要請してきたが、最終的には、日本電信電話公社における電話自動交換網の設備計画にもとづき、近い将来電話料金制度の改正により現行料金制度の不均衡を修正するとの言明により、改正時においてこの矛盾の修正されることを期待してきた。しかるに、今回公衆電気通信法の一部改正案によると、実質的に当市の要請とは、およそほど遠いものといわざるを得ないから、今回の改正にあたり尼崎局、吹田局との不均衡により生ずる矛盾について根本的に修正せられたいとの請願。

（通）

請願者 大阪府豊中市刀根山元町二三〇 小山新助外 一名

紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第二七五七号と同じである。

第二九一六号 昭和三十六年五月三十一日受理

電話料金不均衡是正に関する請願

請願者 大阪府豊中市本町一ノ二 平岡重一外三千三百七十六名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二七五七号と同じである。

第二七八七号 昭和三十六年五月三十日受理

身体障害者団体の定期刊行物郵便料の低料金制実施に関する請願

請願者 東京都港区麻布本村町 一四 花田政国外千九百十六名

紹介議員 杉山 昌作君

身体障害者団体の定期刊行物は、身体障害者にとつて唯一の心のかけであり、更生への指針であるとともに、それを通して社会活動に参加するよう福祉的な意味をも十分に持つもので、その果たしている意義は決して軽なものではないにもかかわらず、従来種々の規定に妨げられて第三種郵便物の認可さえ受けられず、それより二倍以上も高い第五種郵便物として扱われてきたのであるが、このたびの郵便料金改定が実施されることになれば、第五種は最大二倍半の値上げにもなるので、致

命的な打撃を受けることになるから、身体障害者団体の定期刊行物に対しては特例を設けて、特別低料金制度を実施されるよう善処せられたいとの請願。

第二八八〇号 昭和三十六年五月三十一日受理

熊本市に簡易保険加入者の成人病センター設置の請願

請願者 熊本市塩屋町五五熊本

簡易保険加入者の会

内 堀田令寿外一名

紹介議員 森中 守義君

現在五百万に達する簡易生命保険の加入者を対象とする健康保護施設としては東京ほか二十箇所に診療所があり、また近年高血圧症、悪性新生物及び心臓病による死亡率が増大し、これに対する早期発見と治療を目的とする成人病式のものが各地にみられるにもかかわらず、九州地方特に熊本地区には、その施設がないから、加入者の健康保護の上から成人病センターを熊本市に設置せられたいとの請願。

第二九二二号 昭和三十六年五月三十一日受理

茨城県常陸太田市地内河合駅前は無集配特定郵便局設置の請願

請願者 茨城県常陸太田市長

西野正吉外三十二名

紹介議員 武藤 常介君

茨城県常陸太田市地内の国鉄水郡線河合駅前、同市幸久地区の中心地であつて学校、公民館、農協、駐在所、消防所等公共施設が存在し、駅を利用する乗降客等で常時多数のものが集合するところであり、郵政事業の利用者も数

多く見られるが、郵便局の施設については那珂町額田ならびに磯部、藤田町等いずれも遠く最も近い藤田町内の幸久郵便局でも二キロ余も離れ、郵政施設を利用する住民の時間的、経済的負担は、まことに大きなものがあるから、地域住民の利便を図るため、河合駅前に無集配特定郵便局を早急に設置せられたいとの請願。

昭和三十六年六月二十日印刷

昭和三十六年六月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局